

328.335
Sy957d



* 0017743000 *

0017743-000

328.335-Sy957d


独占禁止法の解説

商工省企画室・著

時事通信社

1947

ACI



商工省企畫室

独占禁止法の解説

商工省企畫室

独占禁止法の解説

商工省企畫室著

獨占禁止法
の解説



時事通信社

1947

328.335

Sy 957d

(335.27)

独占禁止法
の
解説



765882

序

いわゆる独占禁止法は、先般の第九十二議會を通過して「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」として制定され、去る四月十二日その公布をみた。本法は、經濟民主化の基盤を保障するものとして、理念的にも、また實際的にも、今後の經濟體制、經濟活動に對してもつ意義は眞に重大であり、まさに經濟憲法とも稱すべきものである。もちろん、本法の意義は一義的にきめられるべき性質のものでもなく、また本法の解釋は學說、判例等に多くを待たねばならないのであるが、立案参加者として、とりあえず本法の概要を略述するとともに、本法の立案に當り主として参考としたアメリカのアンチ・トラスト制度とその運用の一端を紹介して、本法に關心を有せられる向の御参考に供するしだいであつて、本稿がこの方面の研究を促進し、ひいては本法運用の合理的指針が與えられる機縁ともなれば、望外の幸せである。

目次

序

第一編 「私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の說明

第一章 總論

(一) 本法制定の経緯.....(一)

(二) 本法制定の意味.....(二)

(三) 本法の特色.....(四)

(四) 本法の施行.....(七)

第二章 本論——本法の内容

(一) 總説.....(九)

(一) 名稱 (二) 構成

(二) 本法の目的.....(二)

(三) 本法上の行為主體——事業者の意義.....(三)

(四) 競争の意義	(一三)
(五) 私的獨占と不當な取引制限の禁止	(一三)
(六) 共同行爲と統制團體の禁止	(一八)
(七) 國際的協定、國際的契約等の禁止	(二一)
(八) 不當な事業能力の較差の排除	(二三)
(九) 株式保有、役員兼任、合併等會社活動の制限	(三五)
(一) 第四章の規定の趣旨	
(二) 持株會社の禁止	
(三) 事業會社の株式取得の制限	
(四) 金融機關の株式取得の制限	
(五) 個人の株式取得の制限	
(六) 社債取得の制限	
(七) 役員兼任の制限	
(八) 合併、營業讓受等の制限	
(九) 脱法行爲の禁止	
(一〇) 不正な競争方法の禁止	(三九)
(一一) 適要除外	(四三)
(一) 序説	
(二) 公益事業に関する除外	
(三) 事業法の定めある事業に関する除外各	
(四) 工業所有權制度に関する除外	
(五) 協同組合の除外	
(一二) 損害賠償	(四七)
(一三) 公正取引委員會に関する事項	(四八)
(一) 組織	
(二) 一般的權限	
(三) 一般的義務	
(四) 手續の概要	
(五) 犯罪の告發	
(六) 各大臣との關係	

(一四) 訴訟の概要	(五六)
(一五) 附則	(五七)

第三章 補論

(一) 本法と公的獨占事業との關係	(五九)
(二) 本法と統制制度との關係	(六〇)
(三) 本法と勞働組合との關係	(六三)

第二編 アメリカの反トラスト法

第一章 大企業體の勃興

(一) 總言	(六三)
(二) 大企業體の勃興と市場支配	(六三)
(三) 企業集中の諸型態	(六五)
(四) 三大トラスト概観	(六六)

第二章 法的規制の概要

(一) コンモン・ロー	(七〇)
-------------	------

(二) 各州立法	(七一)
(三) シヤーマン法	(七一)
(四) 立法の目的	(七一)
(一) 立法の目的	(七一)
(二) 立法内容	(七一)
(三) 主要判例	(七一)
(四) 若干の立法的補足	(七一)
(四) 聯邦通商委員會法	(七一)
(一) 立法經過	(七一)
(二) 立法内容	(七一)
(三) 不正なる競争方法の内容	(七一)
(五) クレイト法	(七一)
(一) 立法經過及び目的	(七一)
(二) 立法内容	(七一)
(三) 主要判例	(七一)
(六) 反トラスト法の例外	(七一)
(一) 總説	(七一)
(二) 特許權	(七一)
(三) 農業團體	(七一)
(四) 労働組合	(七一)
(五) 輸出貿易業	(七一)
(六) 公共事業	(七一)
(七) 産業聯合會	(七一)
第三章 反トラスト法の效果	
(一) 概観	(一〇二)
(二) 企業所有の分散	(一〇三)
(三) 反トラスト法に對する批判	(一〇五)
(四) 反トラスト法のその後	(一〇七)

結語	(一〇九)
----	-------

附 録

一 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律	(一一一)
二 國際的協定又は國際的契約の禁止等に關する勅令	(一二五)
三 公正取引委員會の委員の級別等に關する政令	(一三七)
四 聯邦反トラスト法(シヤーマン法)	(一四九)
五 聯邦通商委員會法	(一五三)
六 クレイト法	(一六五)
附 シヤーマン法、聯邦通商委員會法、クレイト法の原文	卷末

第一編

『私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律』

の說明

第一章 總論

(一) 本法制定の経緯

(一) 財閥は、日本經濟を獨占的に支配し、軍の侵略政策の經濟的地盤となつたゆゑを以て、早くからその解體の必要が主張され、昭和二十年十月、マックアーサー元帥と幣原首相との會談の際における五大改革の要請中にも、すでにこのことが一つの要點としてとりあげられていた。その後十月二十二日、十月三十一日の覺書を経て、十一月六日の「持株會社の解體に關する覺書」により、四大財閥の解體をはじめとし、企業結合の解體、好ましからざる企業相互間の經營者重複および證券保有關係の絶滅等、經濟民主化のための各般の措置が指令された。政府においては、これに應じてその後の一聯の覺書に基き種々の措置を講じた。一つはいわゆる制限會社令（昭和二十年勅令第六五七號）（昭和二十一年勅令第五六七號）であり、一つは持株會社整理委員會令（昭和二十一年勅令第二三三號）である。さらに、國際カルテルへの加入による獨占的支配の樹立を禁止するため、昭和二十一年一月

三日の覺書に基き「國際的協定又は國際的契約の禁止等に關する件」(昭和二十一年勅令第三三號)の制定をもみたのである。

(一) 既往のものに對する措置は右により一應法的整備をみたのであるが、將來にわたつてもこの趣旨を貫き、經濟民主化のための基本方向を法的に確立しその基盤を保障することが是非とも必要であり、かつ前述の昭和二十年十一月六日の覺書にもこの趣旨のことが明示してあり、これがため政府においては昨年秋獨占禁止準備調査會を設置し、廣く民間各方面の意見をきくとともに、諸外國特にアメリカの先例と實情を参考にしつつ、鏡意法案の作成に當り、成案を得、先般の議會の協賛を経て、ここに制定公布をみたしである。

(二) 本法制定の意味

(一) 現下、我國の當面している經濟事情のもとにおいて、本法の如き法律が制定せられる必要性はいかなる點に求められるであろうか。經濟民主化の必要性は認めながら、率直にいつて、人は特に次のような疑問をさしはさむであろう。第一に、敗戦による我國經濟の消耗は極めて深刻である。物的條件はいちじるしく貧困であり、再生産過程は縮小に向いつつある。かかる状況のもとにおいて、自由主義的資本主義の立場から自由競争、公正取引を通じて經濟活動の擴充をはかろうとする本法の思

想は、その地盤を有しないとも考えられ、そのかぎりでは、本法は危機切抜けのための人為的、重點的施策との矛盾を招來し、これらに對する障害となることはないかという點である。第二に、事業活動がさうとうの範圍にわたつてその態容の變貌を餘儀なくされ、特に證券の移動、人事の更迭をともなう等、經濟界に不安定な要素を附加し、生産増強の緊急とせられる現在、經營者、投資者に好ましくない影響を及ぼすことはないかという點である。

(二) しかしながら、當面の危機突破對策としての統制の強行に對しては、本法の適用を除外する限り一應問題はないといえるであろうし、また後者の問題は日本經濟民主化のための過渡的陣痛であり、敗戦にともなう必然の結果ともみられるのであつて、ひとり本法にのみその原因を歸しうべきものともいえないであろう。かえつて本法により獨占的または結合的資本力による經營の支配を切斷し、自由競争の實體的基盤をつくることは、原價の切下げ、商品・サービスの質的向上を所期するゆえんであり、さらに獨占的または結合的資本力による生産技術の封鎖を解除し、事業規模の技術的合理化を促進することは生産増強の技術的保障であり、長期的にみるときは極めて重要なことであろう。

(三) さらに本法制定の政治的必要性については、その意義眞に輕からざるものがあるであろう。すなわち、第一には對外的考慮である。財閥の再現を防止する等、經濟民主化の基盤を保障する法的措置の整備は、媾和會議への一道程であり、我國の現在おかれてゐる立場からして必須喫緊の要務である。第二には、今後の經濟活動の基準、經濟體制の概貌を明かにすることにより、混沌たる情勢のも

とに歸趨に迷う企業をして我國經濟の將來についての動向を洞察せしめる意味の効果もそうとう大なるものがあると考えられる。本法制定が急速におこなわれたゆえんである。

(三) 本法の特色

本法は、量的にみて極めて尨大であり、質的にみて従來我國の法令にその例をみない種類の規定も多い。内容に入る前に本法の特色を略述し概觀の便宜としたい。

本法は附則をいれて全文百十四條にわたる。しかし條文のうえからいえば、實體規定は第一條から第二十四條までの五分の一にとどまり、以下は公正取引委員會の構成、手續規定、罰則等である。けだし、實體規定が極めて抽象的で、その具體的適用については、それぞれの具體的事實に即しその時の社會通念と照し判断する必要があるので、したがつてこれを施行する機關について特別の配慮を必要とし、またこれを適用する手續、方法は極めて慎重かつ公正なることを要し、ためにこれらに関する規定が可及的詳細に定められているわけである。本法の形式的特色と稱すべき點であろう。本法の内容的特色としては次のような諸點が考えられる。

(一) 自由主義的資本主義思想の採用

本法第一條は、本法の目的は公正な自由競争を通じて經濟活動の活潑化を招來せしめ、雇傭の増大、

所得水準の向上を所期し、かくして公共の利益を經濟的に増進し國民經濟の民主的かつ健全な發達を圖るにありとしており、さらに第一條以下の諸規定は、およそ自由競争が窒息せしめられ歪められることを以て排除または防止すべき事態なりとし、これらの事態を招く行爲を禁止し、制限しているのである。まさに端的な自由主義的資本主義思想の採用であり、また、これによつて公共の利益は確保され、國民經濟は發達するとする信念の表現とも解せられる。

(二) 競争の制限——違法性の基準(一)

本法においては、事業活動は自由競争を通じておこなわれなければならないものとし、取引の合理的な流れが阻止されることを「競争の制限」として、違法性の基準としている。企業間に支配被支配の關係、相互拘束の關係等、特殊のつながり、因縁を生ずることは、企業の自主性を喪失せしめまたは無力ならしめ、取引の合理的な流れを阻止する最たるものであるから、かかる關係を生ぜしめるものとして、私的獨占行爲と不當な取引制限行爲という二つの典型的行爲を禁止するとともに、以下取締の對象となる状態なり行爲なりは、いずれもその可能性あるものとして禁止または制限されるのである。

(三) 公共の利益違反——違法性の基準(二)

本法が違法性の基準とするもののもう一つは「公共の利益」という立場である。この點は新憲法の保障する基本権は義務を包含するものとされ、「そもそも基本権自體が公共の福祉に適合する範圍内

で認められる信託である」とするその根本的態度と呼應するものであり、またこれこそが究極の判断の基準とされる。行爲の具體的違法性がかかる立場から結果的に判断されるということは重要な特色である。殊に法の形式論理的解釋は極めて發達しているにもかかわらず、法社會學的な成果に乏しい我國の法常識に對しては、一つの變革であると思われる。

(四) 營業の自由の保障

本法の根本思想からすると、企業の自主性、獨立性は絶対にこれを尊重すべきものであり、他に不當な影響を及ぼさないかぎり、企業の新設、休廢止、その活動等はそれぞれの自由と責任にまかせるべきであるとする。企業の許可制、企業整備、配給統制上の差別扱い等は原則として許されないと考えられ、この點で營業自由の原則を再確認したとも考えられる。

(五) 會社行政の展開

本法は、第四章で會社の株式取得、役員兼任、合併等につきかなり廣汎にわたつて認可制度を採用している。しかも右の行爲は、會社が會社として經濟活動を營むかぎり極めて通常の行爲とされていたものである。いま、これらに對してかかる方針をとることは、私的獨占行爲、不當な取引制限行爲への内在的可能性を有する萌芽を取締る趣旨ではあるが、右の諸行爲の合理的經濟活動としての價値の轉換という點は別として、一面からみれば、會社行政の一種の展開を意味するものと考えられる。

(六) 特殊行政機關の設置

本法の目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄に屬する公正取引委員會が設置される。そして本法の運用に當るといふ重大かつ微妙な使命をもつこの委員會は、普通の行政機關にくらべて種々の特色をもつている。たとえば

- (1) 通常の行政機關と異なり獨立性を有する
- (2) 委員の身分が保證されている
- (3) 半司法的な權限をもつ
- (4) 不公正な競争方法の指定等、部分的な立法權を有する

立法機關としての色彩は比較的乏しいが（尤も、法の適用により具體的規範を作つてゆくことを立法とみれば別であるが）、行政、司法、立法の三權を併せ掌握するもので、本委員會の性格は注目にあたいする。アメリカにおける特殊行政機關の發達と軌を一にするものである。

(四) 本法の施行

本法施行の期日は、各規定について命令を以て定められることになつてゐる（第一百一條）。公正取引委員會の規定は實體規定より早く施行することを豫定して、規定により施行期日の異なることを定めたのであるが、おそらく前者は五月早々施行され、ただちに機構の整備が進められ、後者は諸般の

準備のなつたのち、すなわち七月頃になるのではないかと思われる。

第二章 本論——本法の内容

(一) 總説

はじめに本法の名稱と構成を説明し、次に各規定についてその立法趣旨、條文の説明、そして問題の所在を解説してゆくこととする。

(一) 名稱

本法はいわゆる獨占禁止法であり、アンチ・トラスト・ローである。この名稱の方が耳慣れており、またその立法の趣旨が端的に表われているかの感じをあたえる。しかし、本法で問題にするのは單なる獨占でなく、私的獨占である。公的獨占は本法そのものでは問題としないのである。しかも本法は一方では私的獨占を禁止するとともに、他方では不公正競争方法の如き競争手段を禁じて、公正な取引を促進し、確保しようとするのである。本法の名稱を「私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」とし、本法の施行に當る機關の名稱も「公正取引委員會」としたのは、右のような趣旨をは

つきりと示したわけである。

(二) 構成

(1) 本法は、十章百條、それに附則十四條を加えて十章百十四條から成つてゐる。第一章は總則として、本法の目的、本法の中心規定に用いられる重要な用語の定義を掲げている。第二章、第三章、第五章では總則の定義を引用しつつ取締の實體を規定し、第四章では會社活動の諸制限を規定する。さらに第六章では本法の適用を除外さるべき場合について、第七章では損害賠償について規定し、第八章、第九章では公正取引委員會、訴訟について規定して本法運用の組織及び手續を定める。そして最後に第十章で罰則を規定し、附則に施行期日、経過措置を規定している。

(2) 本法の取締の對象は四つの種類に分れる。第一に、私的獨占と不當な取引制限という二つの中心的行爲を禁止し、第二に、第一の行爲の典型的なものとして共同行爲、統制團體、國際的協定、契約を禁止する。第三に、第一の行爲への可能性を極めて多く含んだ状態を排除し、かつ同様な會社の諸行爲を制限する。前者は不當な事業能力の較差の排除であり、後者は第四章の規定である。そして第四に、第一ないし第三の行爲をおこなうについて往々にして用いられる不公正な競争方法を禁止する。

(三) 本法の目的

(1) 本法第一條は、本法の目的を極めて詳細に述べている。ただし、一つには本法の經濟憲法的性格からしてその趣旨を可及的明瞭にするとともに、また一つには、本法各條項の解釋に關する基本的態度なり、方向なりを示しておく必要があるからである。

(2) 「私的獨占、不當な取引制限及び不公正な競争方法を禁止し……その他一切の事業活動の不當な拘束を排除することにより」と、まず本法で禁止または制限する事項を述べ、ついで第二段に「公正且つ自由な競争を促進し……雇傭及び國民實所得の水準を高め」と、第一次的目的をうたい、最後に究極の目的を述べている。

(3) 「事業支配力」とは企業間に生ずる支配力であつて一企業内部の問題ではない。また「事業支配力の過度の集中」とは、具體的には不當な事業能力の較差とか、第四章に規定する事項を包括して指しているのである。「結合、協定等の方法による……その他一切の事業活動の不當な拘束を排除することにより」は、その前の「……防止して」までを別の面からいいかえたものである。

(4) 第二段、第三段において、公正かつ自由な競争を促進することが、究極において公共の利益に合致し、國民經濟の民主的で健全な發達を所期するゆえんであることを述べている。思うに、公正か

つ自由な競争のおこなわれるところ。事業者の創意が發揮され、事業活動は活潑となり、一方においては、企業の合理的配置、技術、能率等の向上をもたらし、良質廉價な商品・サービスの生産・供給を促進し、他方においては、雇傭、所得の増大とともに再投資が促進され、生産、供給の豊富化がもたらされるものというべく、かくて一般消費者の利益は増大し、國民經濟の發達にもなるとするわけである。

(三) 本法上の行爲主體——事業者の意義

(一) 本法の規定は、多くの場合、行爲主體として事業者をとりあげている。會社その他の法人、個人を含む。もちろん、廣く「何人も」として事業者以外の者をも對象とする規定(第十四條)もあり、また逆に會社のみに對する規定(第四章の大部分)もあるが、原則は事業者である。

(二) 本法第二條第一項は事業者の定義を述べている。商業、工業、金融業とあるのは、代表的なものを例示したにとどまり、限定的な意味ではない。したがつてその他の事業の中には、農業、漁業、鑛業、運輸業等ももちろんはいる。法的な範圍としては、營利と結びつきうるもので足り、現實に營利を目的とすることを必要としないであろう。

(四) 競争の意義

(一) 本法第二條第二項は、競争または競争者には、潜在的なものも含む旨を規定している。およそ資本主義の正常な状態は、自由な競争が現におこなわれるにとどまらず、おこなわるべきこと、すなわち合理的でない經營、努力を怠る經營、進歩の停滞した經營に對しては、ただちにこれに對し新たな競争の出現すべきことを前提とする。かかる意味において競争には潜在的なものも含めて考えなければならぬ。

(二) しかして常識的には、競争者とは、だいたひ同業者、代替品業者と解してよいかと考えられる。尤も同業者であつても、取扱品が極端な重要物であるとか、いちじるしく腐敗性に富んでいるとか等により經濟上同一の競争場裡に出合うことなく、したがつて競争者となりえない場合もあるろう。たとえば、關東の砂利業者と關西の砂利業者、北海道の蔬菜商と九州の蔬菜商というが如きである。

(五) 私的獨占と不當な取引制限の禁止

(一) 本法第二條の第三項と第四項とで兩者の定義を掲げ、第三條によつてこれを禁止し、第七條に

は兩行爲を排除するために必要な命令について規定している。本法の最も中心をなす規定であり、自由競争を阻害する最も強力な行爲としてとりあげられているのである。

(二) 私的獨占行爲の内容は次の如くである。

(イ) 「私的」とは、自然獨占でなくまた法的獨占でないことを意味する。自然獨占とは、事業の性質上獨占となるものであり、電氣事業、瓦斯事業、鐵道事業等の公益事業がこれに當るであろう。法的獨占とは、國家の意思により法律によつて獨占權が設定せられているものであり、專賣事業、現在の貿易事業等はこれの例である。

これは、元來國家資本と私的資本とは相互に競争すべきものではなく、事業分野を異にするという立場に立つた考え方である。

(ロ) 「獨占」とは他を排除または支配する行爲であり、現實に腕をふるう行爲である。事實狀態を以て獨占と考ふる普通の常識概念と異なることを注意しなければならぬ。

(ハ) 行爲の主體は、單獨事業者または結合、通謀、合意等の方法により、行爲の面で一つの主體的意思に統合されている複數の事業者であり、しかもそれだけでは未だ以て市場の大勢を決するに足る勢力を有していないものである。

(ニ) 行爲の内容としては、現實に他の事業者（競争事業者に限らない）を、合併、營業讓受、株式取得、役員兼任または結合契約、支配契約、ダンピング、ボイコット、その色々な方法で

排除しまたは支配することである。「排除する」とは他の事業者に轉業、廢業、倒産を餘儀なくさせるとか、事實上その事業活動を窒息狀態に陥らせてしまうことである。また「支配する」とは他の事業者の事業上の自主性または進んで獨立性を奪つてしまうことである。

(ホ) 行爲の効果としては、行爲の結果一定の取引分野における競争を實質的に制限すること、およびこれが公共の利益に反していることを必要とする。現實にその結果があらわれることを要せず、客觀的にそういう行爲の結果はそうなると認められれば充分であろう。「一定の取引分野」とは、主として需要の面からみた一定の配分上の分野であり、地域的には全國一圓の場合も地方的の場合もあろうが、それぞれの場合に具體的にとりあげられるべき問題である。「實質的に」とは、競争全部の消滅をもたらす場合はもちろんのこと、競争の大部分が排除されて殘存する競争では市場の大勢に影響力をもちえない程度ということを表わしているのである。「公共の利益」とは、多くの場合、一般消費者の利益、すなわち大衆の利益を意味するであろうが、廣く國民經濟全體という大局的觀點から判斷せらるべきであるかもしれない。

(三) 不當な取引制限行爲の内容は次の如くである。

(イ) この行爲のもたらす効果においても、またこれに對する制裁の程度においても、私的獨占と全く同じである。ただ行爲の主體と行爲の態容が異なるのである。

(四) 行爲の主體は共同意思をもつた複数の事業者である。おのおの獨立の者がおのおの獨立の意思に基いて契約・協定關係に立つていたのである。そしてその結合關係自體が、市場の大勢を支配しうべき程度に廣範圍または有力であることを要する。有力なカルテル協定、プール協定、利益共同計算協定等の當事者がこれに該當するであろう。

(ハ) 行爲としては、各主體が契約、協定等に基いて、相互にその事業活動を「拘束」しあい、または拘束にまでいたらなくても事業活動上共同歩調をとるということである。後の場合これを「遂行」という言葉で表わしている。これらの行爲に出ることが市場の大勢を支配しうべき程度に有力であれば、現實に腕をふるうことを必要とせず、そのような契約、協定を結ぶことだけで充分である。

(ニ) 「取引」ということの中には生産はいらないと解せられるが、この點は、生産自體が技術的な事柄であるから、原材料の調達、製品の供給等の面で、すなわち他の事業者と關係の起る面で問題にすれば足りるのである。

(四) 右の兩行爲は第三條によつて禁止され、違反者は三年以下の懲役または五萬圓以下の罰金に處せられ、また未遂罪も罰せられる(第八十九條)。この第三條違反の罪は公正取引委員會の告發を待つて論ぜられる(第九十六條)。

(五) 私的獨占行爲または不當な取引制限行爲があるときは、第七條の規定によつて、公正取引委員

會はこれらを排除するために必要な措置を命じうることになつてゐる。その措置の内容は、右の兩行爲の内容が經濟實體の複雑性を反映して多岐にわたるので、一々列擧できないが、だいたい次のような措置が豫想される。なお、右の兩行爲は強行法規違反として無効であると解せられるので、事實行爲または事實狀態を排除する措置を命ずることが多いであろう。

(イ) 原因たるべき行爲の差止め

會社の設立、合併、増資、營業讓受、經營受任、營業貸借等の手續の中止であるが、これは右の手續が完了する前、ないしは進行中の場合である。

(ロ) 會社合併・會社設立無効の訴の提起

商法上これらの事項はそれが完了した後においては無効の訴によつてのみ争われる建前になつてゐるので、この建前との調和を圖ることともに、提訴權者が商法では限定されてゐるので、本法で特例を設け公正取引委員會に提訴權を認めてゐる。(第十八條)

(ハ) 營業の分割

舊會社を解散して新會社を設立する方法による分割、營業の一部の讓渡、營業の一部を出資して新會社を設立し新會社株を解放させること、およびこれらの收入による減資等

(ニ) 讓受けた營業、資産、株式、社債、債權等の返還

(ホ) 株式・社債・資産等の讓渡、貸付金の回收

- (ウ) 支配契約、結合契約、その他の結合、通謀、契約、協定に基く行為の差止め、これらの行為によつて生じた状態の排除
- (ロ) 役員選任決議無効確認の訴の提起
- (チ) 兼任役員の職務執行停止
- (ニ) 右の排除命令に違反したときにも罰則がかかる（第九十條、第九十七條）。なほ、第九十條の罪は公共取引委員會の告發を待つてのみ論ぜられる（第九十六條）。

(六) 共同行為と統制團體の禁止

- (イ) 本法第四條は共同行為を禁止し、第五條は統制團體を禁止する。共同行為は、私的獨占行為、不當な取引制限行為となる可能性を極めて多く含んだ代表的な行為として禁止するのであり、統制團體は、共同行為の一態様としてとりあげられたものである。
- (ロ) 第四條の共同行為とは、おうむね左の如きものである。
 - (イ) 本條は、行為の効果如何を問わず、形式的に、各號に列擧するが如き價格カルテル、生産カルテル、販賣カルテル、技術カルテル等を禁止する。對價、生産數量、販賣數量、販路等が人為的に左右され、技術の自由な採用が阻止されるような私的制限カルテルは、それぞれ

の取引分野の競争回避のためにおこなわれ、不當な利潤を追求して公共の利益に反することが普通であるからである。

- (ハ) 「共同して」とあるから單獨行為は含まない。事業者がひとりで制限をすることは本條にははからぬ。
- (ニ) 第一號の「對價」とは價格のほか運送賃、保管料、賃貸料、加工賃等を含めての意味である。「決定」には引下げの場合も含まれる。現行物價統制令による協定價格の認可の制度については、事業者の團體が價格を定めること自體が本號に該當するおそれがあり、これについては本法の適用を除外する旨を別に定める必要があるであろう。第三號の製品の制限とはその種類、品目等の制限である。第四號の「新」とは當該生産者にとつての相對的意味での新である。舊技術の新規結合も新生産方式となる場合があるであろう。
- (イ) 本條では禁止される共同行為の内容を限定して、私的な制限協定等の共同行為を禁止するものである趣旨を明かにしている。したがつて經營合理化或いは國民經濟上の觀點からして、事業上有する機能の合理的活用とか、資源の濫費を防ぐとか等のために必要な共同をまで、ただちに以て本條で違法とするものではなく、逆にこれらは企業の自主性、合理性を尊重し公正な競争を促進する本法の趣旨にそう場合もあるであろう。
- (ロ) 第一項の共同行為のもたらす影響が輕微なものは放任することとされ、第二項にその旨を規

定している。だから、第一項の解釋からして形式的に本條の共同行爲とみられても、第二項で除外されてゆくものが多いであろう。實體が種々多様であり、また解釋上疑問は多いが、いわゆる特約店契約、繼續的供給契約等で第一項に該當する制限を含まない通常の内容のもの、本法の他の條項に抵觸する場合は別として、それ自體本條の問題となることはないであろう。

(ハ) 本條施行の際違法な共同行爲がありとすれば、第二百二條によりその效力を失うことになる。

(三) 第五條の統制團體の禁止規定の内容は次の如くである。

(1) 私的な法人その他の團體が一手買取および一手販賣あるいは割當等の統制行爲をおこなうべからざるものとし、かかる團體の設立、組織、これへの加入を禁止するのである。これは、それらの事柄がそのかぎりにおいて自由競争を制限しまた減少させるものであり、取引の本質に重大かつ好しくない修正を加えるものであるからである。配給統制の必要があるならば、私的な團體としてでなく政府として行うべしとするのであつて、この點は本法と統制制度との關係として後述する。

(四) 「配給の統制」とは需要者に物資を渡しまたは供給者から物資を受けるのについて人為的拘束を加えることであり、「配給の割當」とは配給の數量を人為的に決定することである。協同組合等の共同購入、共同販賣はそれ自體問題にならぬが、一般的な拘束の要素がはいつてくる

と問題になると考えられる。

(ハ) 本條施行の際、私的な統制團體がありとすれば、その處置は命令で定めることになつてゐる(第百三條)が、おそらく解散あるいは配給統制の廢止を命ずることとなる。

(四) 共同行爲、統制團體については、排除命令の規定はなく、違反者には第九十條により二年以下の懲役または三萬圓以下の罰金が課せられる。本條違反の罪も公正取引委員會の告發を待つてのみ論ぜられる(第九十六條)。

(七) 國際的協定、國際的契約等の禁止

(一) 本法第六條においては、特定の國際的協定への加入、國際的契約の締結を禁止している。これは、ポツダム宣言の受諾にともなう勅令に基く昭和二十一年勅令第三十三號(國際的協定又は國際的契約の禁止等に關する件)の第三條の趣旨を多少改訂してここに移したものである。我國企業の對外活動に關する人為的拘束を全面的に禁止し、かつ國際カルテルへの加入による獨占的支配の樹立を防止するわけで、國際通商における障害を打破せんとする戦後の動向に呼應するものである。

(二) ここにいわゆる國際的協定または國際的契約の性質については左の如く考えられる。

(1) 主體的には、外國の事業者と本邦の事業者間、また貿易については本邦の事業者相互間の協

定、契約である。

(四) 契約の目的物は外國貨物ないし外國の無體財産權であることが多いが、輸出の場合は國産品であることもある。

(ハ) 契約の効果が及ぶ地域は、國內市場を主とするが、貿易の場合は外國市場のこともある。

(三) したがつて、輸入獨占自體または輸出獨占自體は、それが外國の事業者との間の契約關係に基かぬかぎり、國內市場における私的獨占または不當な取引制限という觀點から論ぜられることはあつても、本條の對象にはならない。

(四) なお、國際的協定または契約による制限が、通常、取引に附帶するものである等その競争に對する影響が軽度のものである場合には問題とされない(第二項)。したがつて第三項により届出があり公正取引委員會が認可をするに當つては、第一項各號に該當するものなりや否やの點、および該當するとしても影響が輕微なりや否やの二つの點について検討をおこなうこととなる。

(四) 本條第一項に違反して協定または契約をした者は、二年以下の懲役または三萬圓以下の罰金に處せられるし(第九十條)、第三項に違反して相當期間繼續する協定または契約を届出せずにした者、および第四項に違反して三十日を經過しないうちに、おこなつた者は、一年以下の懲役または二萬圓以下の罰金に處せられる(第九十一條)。

(八) 不當な事業能力の較差の排除

(一) 本法第二條の第五項は「不當な事業能力の較差」の定義を掲げ、第八條はこれらの排除措置の命令について規定している。

(二) 「事業能力」とは單に資本金とか、投資額とか、設備能力とかだけによつて測定されるのではなく、資本關係、人的關係、信用、設備、技術等を綜合して、全體としての企業の經濟活動力という觀點からみられる能力である。「較差」とは、ある事業者の事業能力とその競争事業者の事業能力を比較してそこに著しい懸隔が存する場合に、その比較差を指稱するのである。「不當な」とは、優越した事業者の事業能力が技術的理由により正當とされぬものという意味と、私的獨占に出づる蓋然性を有するものという意味の兩方を含んでいる。

(イ) 較差があつても、優越した事業者の事業能力が技術的理由により正當とされる大きさである場合は、本條の對象とならない。生産技術からみて通常の設備内容としての大きさである場合、事業規模が經營技術的にみて合理的なものである場合、合理的經營のために必要な程度の大きさである場合、立地條件その他の經濟與件によつて事業能力の大きさが合理的に説明されうる場合等がこの場合として想像される。

(ロ) さらにその較差は、第二條第五項の各號に掲げる事由によつて私的獨占をおこなえる程度で

あることを要する。すなわち新規起業を困難ならしめる程度に事業または原材料を支配しているか、競争を困難ならしめる程度に生産において支配的であるか、または私的獨占をおこなえる程度に競争を制限しているか、いずれかの場合である。

(三) 不当な較差があると認められた場合、公正取引委員會はその較差を排除するために必要な措置を命ずることができる(第八條第一項)。不当な較差を生じさせること自體に對する禁止規定はない。較差の認定、不当性の判断、排除命令の内容を決定するに當つては、いずれも充分な慎重さが必要であり、第八條第二項の各號に列擧した十項目について検討したうえ決定がなされるべき旨が規定されているわけである(第二項)。排除措置の内容は、經濟實體の複雑性に鑑み一概にいえないが、營業の分割、設備等營業資産の讓渡、株式・社債・債權の讓渡、較差の原因たるべき行爲の差止め、契約の解除等が考えられる。

(四) 要するに、不当な事業能力の較差とは、私的獨占をおこなえる程度であつてしかもいまだおこなうにいたらぬものである。その大きさが技術的に正當とされるものでなくしかも私的獨占に出づる可能性のあるものについて、豫防的措置ならびに經營合理化的措置としてその適當な整理を命じ、起ることとなるべき市場の攪亂を防止せんとする趣旨である。ただ、かくの如く事業の「状態」に對して強權的措置に出る場合、財産權の侵害として新憲法第二十九條に規定する財産權不可侵の規定との關係が問題となりうる。この場合、財産權は法律を以てしてもこれを侵害しえないとしても、その財

産權の内容は「公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」というのであるから、財産權は權利たると同時に義務の要素を含むものと解せられる。だから、私的獨占をおこなえる程度に經濟活動を支配しているものは、國民經濟の觀點からみて不當であり、そのかぎりにおいて公益に合致するやうにその内容に改組を加えることは違憲ではないといえるし、また經營合理化のためにする措置であるとの觀點からみても、これは權利の上に眠つて義務を怠るものに對する措置であり、いずれにしても憲法上の問題はないと考えられる。さらに、この場合、この措置によつてその財産を「公共のために用ひる」(憲法第二十九條第三項)のでないから補償を必要としないであろう。

(九) 株式保有、役員兼任、合併等會社活動の制限

(一) 第四章の規定の趣旨

(1) 私的利潤追求の要求からして、會社制度を技術的に驅使して事業支配力の増大を圖り、私的獨占ないしは不當な取引制限をももたらす可能性を最も多く含んだ行爲を取締らうとするのが第四章の規定である。

(2) 會社は資本主義經濟のもとにおける共同企業形態の典型的なものであり、個人企業に比して種々の利點をもつている。勞力ないし資本の糾合、分散された危険のもとにおける利潤の獲

得、大規模ないし危険な事業の成立等を可能ならしめ、これを國民經濟的にみても、資本の吸収、有能な經營能力の利用、企業的精神の鼓舞等、産業發展の基礎になる。しかし他面、他の事業者・消費者の利益を侵害する等の弊害の可能性もある。本章の規定が會社制度のもので許された各種の行爲を規正しようとするのも、まさにこの點すなわち會社制度は資本主義經濟の必然的要請に基くものであり、この制度の利用によつて經濟の發展がいちじるしく促進されたが、他面この制度の悪用によつて私的獨占、不當な取引制限その他事業支配力の過度の集中がおこなわれ、消費者利益の侵害、國民經濟の非民主化・停滯等の弊害が起ることが多いからであるという點に、その趣旨がある。

(ハ) 企業の單位としての會社がその事業分野に支配關係を成立させる普通の形は、株式の保有とか、社債の保有とか、役員兼任とか、合併またはこれに準ずる方法であろう。會社間に結ばれるこれらの連鎖は、場合により合理的で許容されるものもあるが、直接間接の競争者の打倒、自己の支配力の獲得を意圖するものが多いので、これらについてかなり厳格な規正がなされたのである。經濟民主化のために、企業間に不當な從屬關係その他の連鎖關係がいささかでも生じ、合理的な自由競争の流れを阻止することのないようにするための保障が、本章で技術的に定められた規準によつて確保されるわけである。そして本章では會社の行爲で公正取引委員會の認可を要するとした事項が極めて多く、會社活動にかかる行政的把握の仕

方が今後制度化されるわけで、この點會社行政に一展開を示したものといえよう。

二 持株會社の禁止

(イ) 本法第九條は第一項で持株會社の設立を禁止し、その第二項で持株會社の定義を掲げている。持株會社を設立し他企業を支配統率してゆく形は、比較的少ない資本で他企業を有效かつ完全に支配する方策として、過去の財閥が好んで用いたところであり、これが日本の特殊な地盤、背景とあいまつて大きな支配力をなしたのであり、持株會社は企業支配形態の最たるものとして禁止するわけである。

(ロ) 「社員の持分」を含むとあるのは合名會社の場合を考えたものであり、「主たる事業とする」かどうかは、定款の目的中に記載してあると否とを問わず、事實上かかる事業が事業全體の中で占めるウェイトによつて判断せられるのであろう。第十條によつて會社が他の會社の株式を取得することは嚴重に制限されているから、途中から持株會社になることはほとんど不可能であらう。第九條の規定をくぐるためにそういうことをするのは、それとして取締ることとし(第十七條)、第九條では設立のみをとりあげたわけである。なお、本法にいう持株會社の定義は本條第二項に掲げるとおりで、いわゆる制限會社令關係でいう持株會社(持株會社整理委員會令の持株會社)よりずっと廣くかつ實體的な觀念である。

(ハ) 本條に違反して設立がなされた場合、公正取引委員會は第十八條により設立無効の訴の提起

ができるし、違反者には第九十一條の罰則がかかる。

- (二) いわゆる制限會社令關係でいう持株會社については、既往の財閥形成の中心であつた純粹持株會社はすでに解散し、また生産、販賣等の事業を営みつつ他の會社の支配をもおこなう持株會社も整理が進められつつあるが、第九條施行の際に持株會社が存在しているとすれば、これに關する處置は命令で定められることになつており（第五條）、おそらく解散、持株開放、支配廢止等の措置がとられるであらう。

(三) 事業會社の株式取得の制限

- (1) 本法第十條は事業會社が他會社の株式を取得することを制限している。企業所有の民主化、分散化の見地から、國民經濟上の蓄積は金融機構を通じて合理的に吸収、利用さるべく、また株式は結局個人に分散所有されることを理想とし、事業會社が自己の蓄積を利用するについても他會社の株式に直接投資することは、企業支配のおそれあるものとして觀迎しないのである。したがつて一般的には或る會社が他の會社の株式をもつことを禁止し、例外として特別の場合にのみ取得を許す建前をとつてゐる。すなわち、生産の面で子會社をもつことは支配の見地以上に合理化の見地から必要とされることありとし、しかもこの場合にも、一〇〇%子會社として資金、人事、技術等各方面で全責任を以て指導させることにより、生産における原價切下げ、材料節減、品質向上等の合理化の推進を期してゐるのであり、本條の規

定も特定の條件を充たす場合にのみ一〇〇%株式をもちうることとし、なお、もし一〇〇%所有にいたらない場合は、さらに加重された條件のもとにおいてのみ特に例外的に株式取得を認めてゐるにすぎない。

- (四) 第十條第一項ではまず事業會社が他の會社の株式を取得することを一般的に禁止している。金融業以外の事業を営む會社、すなわち一般事業會社を便宜上本稿で事業會社と呼んでゐるわけである。株式所有による他會社の支配は、多くの場合、大多數の散在する株主は會社の運営そのものには直接關心を示さず、株主總會に出席しないのに乘じ、株主の議決権を利用して比較的少數の株式を以て株主總會を支配し、役員選任、事業方針の決定等を左右するのであるから、本條でも議決権の無い株式はこれを問題にしてゐない。

第二項、第三項では、例外として、認可があれば他の會社の株式をもてる場合があることを規定している。第二項は、相手の會社の全株式をもつ場合は、第二項各號列舉の二つの要件を充足することが必要であるとし、第三項は、相手の會社の全株式をもつにいたらない場合は、第二項の二つの要件のほかさらに第三項各號に列舉する四つの要件を充足していることが必要であるとする。そして右のいずれの場合も、取得の主體が商事會社以外の會社であつて、公正取引委員會が、競争を制限し公共の利益に反することがないと認めて認可した場合にかぎり許されるとしてゐる。すなわち、公正取引委員會の認可を受けられる條件を並

べてみれば次の如くである。

◎ 取得の主體は商事會社であつてはならない
◎ 取得の相手方たる會社と原材料、半製品、副産物等の繼續的・本質的供給關係または特許發明等の利用關係にあることを要する

◎ 取得の相手方たる會社が他會社の株式を所有して、取得の結果親子孫の關係ができるような形は許されない

◎ 取得の相手方たる會社の株式の一〇〇%所有となることを要する(第二項の場合)。一〇〇%所有にならぬ場合はさらに第三項各號に掲げる條件を必要とする(第三項の場合)。

◎ 株式所有が競争制限、公益違反となつてはならない

(ハ) 主な字句等について多少の説明を加えると、「所有」とはもつてゐる状態を指し、「取得」とはもつてゐる行為を指す。「資金を除く經濟上の利益」とは主として運送、保管等の用役(サービス)を指す。「特許發明の利用關係」としては、特許權の共有、實施權の設定の場合等があるであろう。第三項本文の括弧内は、すでに成立してゐる會社の株式取得の場合第三項各號の要件を備へてゐることの證明が、もつ會社ともたれる會社兩方によつて、なされねばならぬという意味である。第三項第一號は社債發行とか借入金によつては資金の調達ができない場合であり、第二號は公募、金融機關の引受が期待できない場合等であり、會社

新設、増資等のため株式を發行する場合のことであろう。第四號の本文は、取得の相手方たる會社の株式を自己と競争關係に立つ會社が所有して、取得の結果取得の相手方たる會社が競争關係にある二會社の共通の子會社となることがいけないという趣旨であり、さらに但書によつて、もたれる會社が商事會社であるときは、その商事會社は競争關係にあると否とを問はず二會社の共通の子會社となつてはならないとされる。したがつて、他會社の株式をもつことを禁止される商事會社は、もたれる場合にも、金融機關の株式所有、個人株主は別として、單獨子會社にならざるをえないわけである。

(ニ) 本條の違反に對しては、第九十一條の罰則がある。また第七七條では、本條の規定施行の際事業會社が現に所有する他の會社の株式の處置については、命令で定めることとしてゐる。おそらく、本條の趣旨にそつた株式の集中、株式の解放、議決權の委任、これらの事項實施のための公正取引委員會の監督等についての規定がなされるであろうが、いずれにしても尨大な仕事であり、方法と時期について、慎重な考慮が拂われることが望まれる。

(四) 金融機關の株式取得の制限

(イ) 本法第十一條は、第一項で金融會社相互の株式取得を禁止し、第二項で金融會社が他の會社特に事業會社の株式を取得するについて制限を置いている。金融會社で競争關係にあるものが支配、被支配の關係に立つことを抑制してこれらに活潑な競争をおこなわせるとともに、

金融機關の事業會社支配を防止し、かつて財閥が金融事業を中心としてコンツェルン式にその支配力を擴大していつた過程への反省をも加えて、事業會社の經濟活動に對する金融力を通じての不合理な制限を排除しようとするものである。

(ロ) 「同種」とは銀行と銀行、保險と保險、信託と信託というが如きを指す。同種でも日本銀行と普通銀行とは競争關係にないとみられよう。總資産五百萬圓以下の金融會社は、實際問題として、まず小さな無盡會社以外には存在しないであろうから、ほとんど全部の金融機關が本條の適用を受けることになるが、事業會社に投資することは資産運用の問題であるから、適用主體の範圍が總資産を標準としてきめられたわけである。

(ハ) 金融會社は他の會社、主として事業會社の株式をその事業會社の株式總數の5%を超えて取得できない。ただし、證券業者が業務として取得する場合、證券會社以外の金融機關が賣出のための引受によつて取得する場合は、5%を超えることを許されるが(第三項)、この場合でも一年以上所有する場合は公正取引委員會の認可が必要である(第四項)。また信託會社が委託者を受益者とする有價證券信託の引受によつて株式を取得する場合も5%を超えることができる(第三項第三號)。

(ニ) 本條第一項、第二項の罰則は第九十一條にあり、また経過措置は命令で定められることになつてゐる(第百七條)。

(四) 個人の株式取得の制限

(イ) 本法第十四條は、個人が相互に競争關係にある二以上の會社の株式を所有することを制限しており、會社の役員である場合にはその會社と競争關係にある他の會社の株式取得を禁止している。けだし、個人が一つの會社の株式を集中してもつていても、これは自己の運命をその會社に托し専心これに打込むのであつて寧ろ獎勵すべき場合もあるうし、また自己の財産を個人としてどこにどれほど投資しようが隨意であるうが、互ひに競争關係にある兩會社に對する支配力が一人格に歸することは、競争を制限するおそれありとするわけである。殊に役員の場合、それは競争制限の具體的な危険あるものとしてさらに嚴重に規正されるのである。なお、右に述べるように、本條は企業間の關係を問題としてとりあげておるのであり、そのかぎりでは、個人の株式保有に基く競争制限の防止というべきで、個人の株式取得の制限という標題で説明するのはあるいは適當でないかもしれない。

(ロ) 競争關係にある二以上の會社の株式をもつ場合、それによつて競争の制限、公共の利益の違反となるときは一〇%を超えても超えなくても取得が禁止されるし(第一項)、おのおのにつき一〇%を超えることとなるときは、取得につき公正取引委員會の認可を要する(第二項)。つまり、強力な金融的背景をもつ個人が或る事業分野において支配的地位をもつことが抑制されるわけである。

- (イ) 會社の役員である者は、その會社と競争關係にある會社の株式をもつてはならない(第三項)。
しかし、すでにある會社の株式をもつてゐる者がその株式の發行會社と競争關係にある會社の役員につくことは、許される場合がある(第四項、第五項)。ただ、第四項の届出をし、競争制限、公益違反にならないかどうかの判定を受ける必要があり、場合により株式の全部または一部の處分、その他の措置を命ぜられることがある。
- (ニ) 本條各項に對する違反に對しては第九十一條の罰則がある。本條施行の際所有する株式で本條に違反するものに對する處置は命令で定められるが(第一百十條)、株式を處分させるとか、議決權を委任させるとかの措置がとられるであろう。

丙 社債取得の制限

- (イ) 本法第十二條は、會社が他の會社の資本金額の二五%相當額を超えてその會社の社債を所有することとなる場合には、その社債の取得を禁止する。株主が會社内部の構成要素なるに對し、社債權者は會社外部にある債權者であり、會社と關係を有する期間、會社經營に對する參與の程度、財産的利益の關係等において、兩者には質的な差異がある。しかしながら、貨幣資本としての面からみれば兩者はその經濟的機能において極めて類似しており、殊に近時優先株、議決權なき株式、轉換社債等、株式と社債との中間形態のものも生じているほどであり、したがつて規定の仕方は異なるが、株式取得の場合と同じような趣旨から規定が設け

られたわけである。

- (ロ) 本條では行爲主體として金融機關たると事業會社たるとを區別しない。ただ客體の問題として、もたれる方の會社の社債について、「銀行業を營む會社の社債を除く」とあつて、勸業債券等の取得には限度がない。社債は議決權のない株式とその性質が極めて類似している。議決權なき株式の發行限度は商法第二百四十二條で資本金額の四分の一と定められてゐる。本條で社債所有の限度が二五%とあるのも、右に照應して定められたわけであろう。
- (ハ) 證券業を營む會社が業務として社債を取得する場合、證券業以外の金融業を營む會社が賣出のための引受によつて社債を取得する場合は、二五%の限度は適用されない。しかしこれらの場合でも、一年以上所有する場合は公正取引委員會の認可が必要である。また信託會社が委託者を受益者とする有價證券信託の引受によつて社債を取得する場合も右の限度を超えることができる(第二項)。
- (ニ) 本條違反については第九十一條に罰則がある。また本條施行の際現に本條に反して所有する他會社の社債の處置については命令で定められることになつてゐる(第一百七條、第一百八條)。
- #### 四 役員兼任の制限
- (イ) 本法第十三條は、第一項において、會社の役員または従業員が他の會社の役員の地位を兼ねることを制限し、また第二項において、會社の役員の兼任は一人で三つまでにかぎり許され

る旨を規定している。會社の意思決定を實行に移す機關として常時會社を代表し、その業務執行に當る役員は、大部分の株主が單に經濟的利益を欲するのみで經營への參與を欲しないという傾向が増大するとともに、會社の管理についてますます實權を掌握するにいたつており、役員兼任は、株式保有とともに、他會社支配の典型的な有力な手段としてしばしば利用されてきたところであり、本條はこれに規正を加えるものである。

(四) 會社(A)の役員(a)または従業員は左のいずれかの場合には他の會社(B)の役員(b)を兼ねてはならないのである。

◎ AとBが競争關係にある場合

◎ a 全員またはb 全員の四分の一以上の數の人(全員が八人以上一人以上、九人なら三人以上)が、AとB以外の會社C、D等の役員の地位を占めている場合

したがつて、AとBが競争關係にない場合、相互だけで役員地位を兼ねあうのは四分の一を超えていても違法ではない。右の後者の場合は、人的關係における親子孫會社の關係の生じるのを防止する趣旨である。

(ハ) 右のような制限とともに、一人が四つ以上の會社の役員となることを禁止している。役員としてつく會社に限度を設けていないから、どんな小さな會社でも三つまでということになる。多くの人に機會を廣く與えようというねらいであり、また一人の人間はできるだけ一つの仕

事に専心せよという趣旨でもあろう。有能な經營者が多數輩出して企業の自主性發揮の機縁となることが期待されている。

(ニ) 役員の定義は、第二條第六項の第六號に掲げてある。取締役、監査役、業務執行無限責任社員、これらと同格の相談役、顧問、參與等のほか、支配人、局長、部長、支店長、支部長等の營業の主任者をいう。本條も企業間の問題を取りあげているのであつて、同一會社でいろいろのポストを兼務していてもこれは一つに數えられるであろう。

(ホ) 本條に違反して役員地位についた者には第九十一條の罰則がかかる。また、本條施行の際本條違反の兼任があるときは、三ヶ月以内に兼任をやめる必要があり、第九九條がこの旨を規定している。

(六) 合併、營業讓受等の制限

(イ) 本法第十五條は、公正取引委員會の認可を受けなければ合併できない旨を規定し、かつ認可できない場合の條件を掲げ、さらに第十六條は、他の會社の營業全部もしくは一部の讓受、他の會社の營業全部の賃借、他の會社の經營の受任、他の會社と營業上の損益全部を共通にする契約について同様な趣旨を規定している。競争の回避、市場の獨占支配等の經濟的目的をもつて企業を合同し、企業單位の數を減少させることはしばしばおこなわれるところであり、營業讓受等の諸行爲も、經濟的にみれば、同じ効果もねらうものである。しかし一方で

は、經營の合理化、コストの切下げ等のために、これらのことが必要な場合もあろう。したがつて合併等はすべて認可を受けさせ、内容を検討したうえで、不當な事業能力の較差が生ずるとか、競争制限になるおそれがあるとか、不公正な競争方法によつて強いられたものであるとかの場合はもちろん、生産・販賣・經營の合理化に役立たない場合にも、これを認めないこととし、積極的に合理化に役立つ場合にはじめて認可されることになるわけである。

(四) 會社の合併はすべて登記されなければ成立せぬし、登記は委員會の認可がなければ受け付けられないであらうが、なんらかの關係で認可なしに對外的に合併が成立する場合は、第十八條によつて委員會が合併無効の訴を提起しうることになつてゐる。第十八條は商法の特例を設けたものであること前述のとおりである。

(五) 認可を受けずに營業讓受等をおこなつた場合は第九十一條の罰則がある。しかし合併については、いかなる行爲を以つて合併があつたかとするかという點について法律上の困難な問題があり、罰則が設けられていない。

(六) 脱法行爲の禁止

(イ) 本法第十七條は、どういふ名義でやるにせよ、持株會社を設立したり、規定に違反して株式取得、社債取得、役員兼任、合併等をしてはならない旨を規定してゐる。

(ロ) 前述の各條項は強行規定である。強行法規の禁じてゐることは、これを回避する手段を弄し

てまぬかれることも許されない。第三者または架空な人物を使つて株式を取得したり、役員を兼任したりすることは、その典型的なものである。ただ或る行爲が脱法行爲であるかどうかは、具體的事實に即し規定の精神に照して判断するほかはない。法の禁ずる効果を、法の直接禁ずる手段に觸れないようにこれを避けた手段で實現しようとする場合、脱法行爲があると認められるのであろうが、經濟實體の複雑さから考えて本條の適用には複雑なものがあるであらう。

(ハ) 本條違反には第九十一條の罰則がある。

(一〇) 不公正な競争方法の禁止

(イ) 本法は、第二條第六項において不公正な競争方法の定義を述べ、第十九條においてこれを禁止し、第二十條において公正取引委員會が差止命令を發しうる旨を規定してゐる。

(ロ) 本法は、前述の如く、その基本的趣旨として、およそ事業活動のあるところ競争がおこなわれなければならず、しかもその競争は公正におこなわれなければならないとする。そしてかかる立場に立つて、新たな觀點から、すなわち私的獨占とか不當な取引制限への過程を歩む事業活動の萌芽的態容と認められるかどうかの觀點から、競争の仕方のいくつかを不法とする。

(三) したがつて、ここにいう「不公正」とは、『不正競争防止法』にいうところの「不正」と多少意義を異にし、後者が反倫理的色彩が濃厚であるのに對し、前者は反倫理性に加えて軽度の違法性をも有するものと考えられる。右の如く、兩者は觀點を異にするが、しかし一つの行爲で兩者に該當するものももちろんありうる。一つにはこの見地から、また一つには條約上の關係もあるので、現行の『不正競争防止法』はそのままに存置し、これとは別に、本法に不公正な競争方法に關する規定が設けられたのである。

(四) 不公正な競争方法としては、第二條第六項の各號に列擧されてある如く、ボイコット、ダンピング、顧客強制、結合契約、支配契約をその定型としてあげられ、そのほかに公正取引委員會の指定するものが加えられる。

(イ) 第一號はいわゆるボイコットである。「經濟上の利益」には運送、保管、加工等の用役（サービス）が含まれる。しかし、これは事業者についての規定であるから、「一般消費者のボイコットははいらぬ」。

(ロ) 第二號は差別對價である。對價に差別をつけることが正當とされる場合としては、商品の差異に基くもの、運賃その他間接費の差異に基くもの、競争に即應するため善意に設けられたもの等が豫想される。

(ハ) 第三號はダンピングである。「不當に低い」の認定の基準の一つはコストであろう。

(ニ) 第四號は顧客強制である。「顧客」には一般消費者がはいる。景品とか福引をつけることが「利益」を以て「勧誘」ということになるかどうかが問題となるが、この場合には景品とか福引をつけること自體でなく、つけ方、その程度によるであろう。要するに、およそ經濟上合理的な範圍を超えれば「不當に」勧誘することになるのである。

(ホ) 第五號は結合契約であり、第六號は支配契約である。支配契約は相手方の經濟活動を拘束する條件をつける場合で、第五號と競合する場合もあろう。第六號の前段の規定は、相手方の經濟活動を上下左右すなわち供給者、顧客、競争者のいずれかの關係で拘束する條件をつけて取引することを指している。特約店契約、繼續的供給契約等が第五號、第六號に該當するかどうかについては、もつばらその具體的内容に即し、取引の慣習、社會通念に照し「不當」であるかどうかによつて判斷せらるべき問題であろう。

(ヘ) 第七號は、公正取引委員會が第七十一條、第七十二條に規定する手續に従つて業界の意見をきき、それを反映させて指定する競争方法である。アメリカの先例によると、商品の質や量をごまかすとか、特別の技術があるかのように思わせるとか、特別に廉價で供給しているかのように思わせるとか、一般特に相手方に誤認を生じさせる行爲、競争者の使用人に贈賄する等の方法で競争者の營業上の秘密を獲得する行爲、競争者の信用を毀損する等直接競争者の活動を妨害する行爲、競争者の商品目録をとり寄せたり架空な注文を發したりして競争者

を錯誤に陥し得る行為等があげられている。

(四) 事業者は右に述べたような不正な競争方法を用いてはならず(第十九條)、これを用いた行為があるときは、第二十條の規定によつて公正取引委員会はその行為の差止を命ずることができ、なお、不正な競争方法を用いた者に對する罰則はない。

(一一) 適用除外

ハ 序 説

本法はその經濟憲法的性格からして、事業活動一般に對し、競争の制限と公共の利益との基準に照し規正を加えようとするものである。しかしながら、事業の性質、権利の種類等によつては、それらに基く事業活動は、その性質上またはそれらに關する特別の制度の目的からして、一般的な競争制限の基準で律しえられないものがある。一般的な競争制限の基準で律するのでは必ずしも公共の利益に合致しないことがあり、兩者矛盾を生じるおそれがある場合がある。この點にかんがみ、本法と、特別の事業・権利等に關する制度との調和を圖るため、公益事業、事業法の定めある事業、工業所有權、協同組合に關し、一定の範圍で本法の適用除外を宣言し、それぞれの制度をその目的に照らし生かしてゆくとともに、本法制定を機會に、それらの制度について本法の精神に基く反省を促す意味を

も含めて規定を設けたのが、本法第六條の規定である。

ニ 公益事業に關する除外

(イ) 本法第二十一條は、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業、その他その性質上當然に獨占となる事業を營む者のおこなう生産、販賣、供給に關する行為のうちその事業に固有のものについては、本法を適用しない旨を規定している。公益事業は、アメリカにおいても、それぞれに特別法を設けて反トラスト的監督を加えるほかは、一般のいわゆる反トラスト法の適用がないものとしており、その先例とも對應する。我國でも公益事業にはそれぞれの監督法規があり、別の法體系で監督すべきものとするわけである。

(ロ) 本條は「その性質上當然に獨占となる事業」とあつて、直接には自然獨占についての規定となつてゐる。自然獨占の事業は、多くの場合、公衆の用に供する施設を中心とする事業であり、その施設には多額の資本固定を必要とし、二重投資は私經濟的には成立しえず、國民經濟的にも防止すべきであり、したがつて公衆は一つの企業の施設を利用せざるをえず、自然に獨占になるという關係であり、おうむね公益事業にその例を見るのである。一般公衆と直接の關係があるので、その生産、販賣、供給等の行為については、むしろ一般の事業にはみられない特別の嚴重な監督が加えられるのが通常である。

(ハ) 主體が公益事業者であつても事業の分野が「固有」の範圍を超える場合、たとえば鐵道會社

が百貨店を兼營する例等については、百貨店營業の分野については當然本法の適用がある。また公益事業としての分野に屬する事業活動であつても性質上「固有」の範圍を逸脱する場合、たとえばなんらか特別の意圖で營業妨害その他不正競争に出れば本法の適用があると考へるべきであろう。本法の適用がないのは、「生産、販賣又は供給に關する行爲」についてである。したがつて第四章の諸規定等はお互に適用されるわけである。

(三) 事業法の定めある事業に關する除外

(イ) 本法第二十二條は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者がその法律に基く命令によつておこなう正當な行爲には、本法を適用しない旨を規定している。本法を適用しなくとも、事業者の活動について當該事業法規により本法と同様な反トラスト的監督が別の公益的觀點をも含めておこなわれる場合、本法を適用しないこととするわけであるが、その事業法は第二項により別に法律を以て指定することになつてゐる。その事業法規が本法の精神と餘りに背馳しないことを要するため、個別的に検討を加え、必要な場合は所要の修正を加へたうえで指定されるであろう。

(ロ) 「正當な」行爲とは、當該法令により正當と認められる行爲と解せられる。この場合、當該法令がなんらの規定を設けていない事項に關する行爲は、法の立場からは無色であり、正當な行爲とは考へられず、その行爲には本法が適用せられることにならう。すなわち、本法の

適用をまぬかれる行爲であるためには、當該法令に積極的に規定した事項に關する行爲であつて、しかも當該法令の規制に則つておこなわれる行爲であることを要するであろう。

(四) 工業所有權制度に關する除外

(イ) 本法第二十三條は、著作權法、特許法、實用新案法、意匠法、または商標法による權利の行使と認められる行爲には、本法を適用しない旨を規定している。主として問題になるのは、アメリカの先例に徴しても、特許權である。特許權はその性質上特許權者に獨占的立場を附與するものであるが、發明を獎勵することは事業者の創意を發揮させ事業活動を盛んにするゆえんであり、國民經濟の發達促進のためにも必要であり、本法の目的にもかなるわけである。したがつて發明の獎勵・保護に關する制度としての特許權制度を尊重し、特許法によつて認められる範圍の行爲自體には、本法の適用はないとしたものである。

(ロ) 問題は「權利行使と認められる行爲」の範圍であるが、特許權の本質を否定したり、特許權の規定の修正、解釋の變更に及ぶことでないかぎり、本法の適用はあるものと解せられる。問題となると思はれるのは、特許實施權の附與についてであるが、實施權を排他的に一人にのみ設定すること、および實施權設定に當つて取引制限條項を附することは、その仕方および内容によつては、それぞれの規定に照し違法とされる場合がある。また、特許權者なしは實施權者の特許プール協定に基く取引制限行爲は、特許法に基く「權利の行使」と認め

られるものでなく本法の適用を受けるものである。

(ハ) 第百條は、違反行為に供せられた特許權または實施權は、それが本法違反の犯人に屬しているときは、裁判所の宣言に基き特許標準局長官が取消さなければならぬ旨を規定して、特許取消理由を新しく創設している。右の最後の例の如き場合、事情によりこの罰則が課せられることがある。

(ニ) なお、本法で特許法による権利の行使について本法の適用を除外するのは、前述の如く發明の保護・獎勵の趣旨であり、また特許法自體まさにその趣旨のものであるが、権利の濫用、権利の上に眠るが如き事態は、これを是正する必要があることはもちろんであり、本法の議會における審議の過程においても、衆議院において「特許による獨占を是正すべき措置を採るべき」旨の附帯決議がなされており、本法の趣旨に沿い特許法改正の問題が考慮されなければならぬであろう。

(四) 協同組合の除外

(イ) 本法第二十四條は、特定の要件を充足する組合の行為には、不公正な競争方法を用いる場合と競争制限を通じて價格引上げにいたるべき場合のほかは、本法を適用しない旨を規定している。小規模の事業者は相互扶助的な結合を通じてはじめて資本主義市場での競争者となりうるものであり、協同組合を本法の適用外とするのもこの趣旨であつて、小規模事業者の民

主的な協同組合に限つて本法の適用外としている。

(ロ) 本法の適用除外となる組合の要件は、小規模業者または消費者の相互扶助を目的とすること、設立、加入、脱退が任意であること、議決權が平等であること、利益分配の限度が定められていること、法律に基いて設立されたことである。これによると、現行の各種組合法からみれば産業組合、蠶糸業組合、商工協同組合の一部が適格性をもつにとどまるであろう。大規模業者が加入し、あるいは統制業務をおこなう如き組合は、他の條項で除外されぬかぎり、本法の全面的適用があることになる。

(一一一) 損害賠償

(一) 本法第二十五條は、第一項で、私的獨占もしくは不公正な取引制限をしまたは不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に對し損害賠償の責に任すべき旨を規定し、第二項は、故意または過失がなかつたことを證明してその責任をまぬかれることができない旨を規定している。相手方の故意、過失に基くことの立證を要しないで、損害賠償の請求をすることができるわけであり、また行為者に無過失責任を課したもので、民法第七百九條の特例をなすものである。なお、私的獨占、不公正な取引制限であるかどうか、不公正な競争方法を用いた行為であるかどうかは、公正取引委員會の審決によつ

てきめられるのであるから、これらの行爲に基因する損害についての賠償請求権も、審決の確定した後においてはじめて裁判上主張できることとし、またその請求権の時効の起算點も審決確定の日とされている(第二十六條)。

(二) 本條の裁判については、一般の損害賠償請求の事件と異なり、東京高等裁判所が裁判權を有し、本法施行と關聯して特別に設けられる部で取扱われることになつてゐる(第八十五條、第八十七條)。また損害の額の決定については、裁判所は公正取引委員會の意見を求めることになつてゐる(第八十四條)。

(一三) 公正取引委員會に關する事項

(一) 組織

(1) 根據および職務——公正取引委員會は本法の目的を達成するため特に設置さたる機關である(第二十七條第一項)。「本法の目的を達成する」とあるのは、委員會が、定められた手續によつて、本法違反の事件につき適當な措置をとり、また本法による認可申請を處理するほか、廣く本法の目的を達成するための調査、研究、啓蒙、指導、立法勸告等とその職務とすることを意味する。

(2) 所轄——委員會は内閣總理大臣の所轄に屬する行政機關である(第二十七條第二項)。「所轄」とは、委員會は職務上獨立しており、職務に關しては大臣の指揮命令は受けないが、會計、委員、職員の身分事項等行政機關としての形式上の事務は内閣所管という意味である。したがつて委員會は形式的には各大臣の管理下にある省、廳、局等と同一の立場に立つが、職務上獨立であることとともに、その權限とされる事項の性質にかんがみ實質的には特殊の性格をもつていたつてゐる。

(3) 委員の身分——委員は官吏であるが(第二十九條第三項)、その職務の裁判的性質にかんがみ、一般官吏と異なり、裁判官と同様、法律に定められた特別の事由によらないかぎり、在任中その意に反して罷免されることなく(第三十一條)、また在任中その意に反して報酬を減額されることもなく(第三十六條第二項)、身分の保障を受けてゐる。右の如き保障の半面、兼職の禁止(第三十七條)、意見發表の制限(第三十八條)、秘密保持の義務(第三十九條)の如き制限を受ける。

(二) 構成

委員會は七人の委員を以て組織される(第二十九條第一項)。

委員の資格として、年齢に制限をおくとともに、學識經驗を要求し、また公平無私で國民的の信望のある人が選ばれるよう、任命について、衆議院の同意をうべき旨が定められてゐる

(第二十九條第二項)。委員の任期は五年であるが(第三十條第一項)、最初の委員の任期には順序的な差異をつけ(第百十四條)、一時に大部分の委員が更迭することのないよう配慮されている。退官についても、停年による場合(第三十條第三項)のほか、特別の事由が定めてある(第三十一條、第三十二條)。

委員長は委員の中から内閣總理大臣によつて任命される。委員會は委員長が代表する(第三十三條)。

委員會の事務を處理させるため、委員會に事務局が附置される(第三十五條)。複雑な經濟事象の實體を把握し、必要な措置の内容を決定するためには、周到な調査と研究が必要であり、さらに審判手續をおこなうために裁判所的機構が必要である。したがつて委員會の仕事は形式的にも内容的にも尨大なものとならう。事務局を附置し所要の職員をおくゆえんである。

(六) 議事——委員會を中心とし七人の委員の合議制により委員會の議事をおこなうのであり、審決については第五十五條に、その他については第三十四條に、このことを規定している。

(二) 一般的權限

經濟實體につき充分な調査、研究をし、本法の目的に沿つた有効な啓蒙、指導、意見決定等をするために、本法は五項目にわたつて委員會の一般的權限を規定している(手續上の權限については後述

する)。すなわち

- (イ) 公務所、公的團體、事業者、事業者團體またはこれらの職員に對し、出頭を命じ、必要な報告、情報、資料の提出を求める權限(第四十條)
- (ロ) 公務所、公的團體、學校、事業者、事業者團體、學識經驗者に調査を囑託する權限(第四十條)
- (ハ) 公聽會を開いて一般の意見を求める權限(第四十二條)
- (ニ) 必要な事項を公表する權限(第四十三條)
- (ホ) 國會に對し本法の目的達成のため必要な事項につき意見を提出する權限(第四十四條第二項)

(三) 一般的義務

委員會は國會に對し毎年本法施行の狀況を報告する義務がある(第四十四條第一項)。

(四) 手續の概要

(イ) 委員會の手續規定は、アメリカの聯邦通商委員會法による聯邦通商委員會(F・T・C)のおこなう手續に範をとつてゐる。

(ロ) 取扱事項の種類

委員會が取扱う事項は二つに大別される。一つは、申立により(第四十五條第一項)または職權を以て(第四十五條第三項)おこなう本法違反の事件に對する措置であり、他の一つ

は、本法により委員会に提出される認可申請の処理である。

(ハ) 審 決

右に對し委員会は充分な調査をしたうえで（第四十五條第二項、第六十五條第二項）審決をくだす。なお、この調査のため、第四十六條により審訊、意見または報告の徴收、鑑定、物件提出、臨検検査等の處分をすることができ、審決は四つの場合に分けて考えられる。

第一は、事件に關し事業者に對して適當な措置をとるべき旨の勧告をする場合である。この勧告を事業者が應諾したときは、委員会は審判手續を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができ（第四十八條）。けだし、本法違反の事實があつても、輕微なものについて煩雜な手續をおこなつたり、強いて強制的な措置をとつたりすることは、できれば避けることが望ましいからである。事業者は勧告によつて、法律の適用、事件の判断についての委員会意向を知ることができ、たとえ應諾しないときでも、次の審判手續における争の論點が明確になり、審判手續を合理的に進めることができるであらうし、この制度の意味はさうとう大なるものがあると考えられる。

第二は、事件について審判手續をおこなない、その結果に基いて審決をくだす場合である。本法違反の事件は結局この手續を経て慎重に審理されることにならう。審判手續は、委員会がこれに付することが公共の利益に適合すると認める場合に開始せられるのであつて（第四

十九條）、第四十九條第二項以下第五十三條にいたる各規定で、手續の順序に従つてその内容が詳細に定められている。英米訴訟法にない、参考人審訊も兩當事者がおこなう等特色のある制度が採用せられている。審判をしたのち、私的獨占行爲、不當な取引制限行爲、不公正競争方法を用いた行爲、不當な事業能力の較差があると認めるときは、これらの排除、差止を命ずる審決をくだすこととなるのである（第五十四條）。

第三は、認可申請を却下する場合の審決である（第六十五條）。

第四に、認可の要件である事實が消滅しまたは變更したと認めるとき、および經濟事情の變化等により審決の基礎となつた事實が消滅しまたは變更し、審決を維持することが公共の利益に反すると認めるとき、認可または審決を取消しまたは變更する場合の審決である。この場合、その審決は審判手續を経てなされなければならない（第六十六條）。

委員会が審決をするには、委員長および委員の合議によらねばならず（第五十五條）、また審決は、認定した事實、法令の適用を示し、委員長および出席委員が署名押印した文書によつておこなない（第五十六條）、その効力は、審決書の謄本到達により發生する（第五十八條）。

(ニ) 審決後の處置

審決をした後においても、委員会は特に必要があれば、審訊、意見または報告の徴收、鑑

定、物件提出、臨検検査等の處分をすることができる（第六十四條）。
けだし、勸告が應諾せられた場合の審決、審判手續を経てなされる審決に對する違反にも罰則を付けて（第九十七條）、審決の趣旨に基く履行を間接に強制するが、その現實の履行を監視するためそれらの處分を必要とすることがあるからである。

(六) 裁判所の緊急中止命令

委員會の申立により、裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、事業者に對し、私的獨占、不當な取引制限、不公正な競争方法に該當する疑のある行爲を一時停止させることができる（第六十七條）。
審決のあるまで、さらに訴訟になつた場合は判決のあるまで、時日を経過させておくときは、公益が脅かされまたは關係者の権利が侵害されること甚だしいような場合、この命令が發せられることとなる。なお、この緊急中止命令に對する違反には過料を課してその履行を間接に強制している。

(七) 委員會の審決で違反行爲の差止等を命ぜられた場合、事業者は規定に従つて供託金をつむことにより、審決の確定するまでその執行をまぬかれることができる（第六十二條）。
審決は訴の提起によつて争われ、たとえば審決で違反行爲として差止命令を受けたものが、裁判所の判決で違反でないとされることもありうるわけであるから、最後の決定をみるまで一定の保證のもとに事業者の活動の自由を許したものである。供託金は、訴の提起がなくまたは訴

の却下等により、審決が確定したときは、委員會の申立により裁判所でこれを沒收することができる（第六十三條）。
裁判所の緊急中止命令に關しても、同様の趣旨が規定されている（第六十八條）。

(四) 犯罪の告發

重要な本法違反の犯罪は委員會の告發によつてのみ論ぜられる（第九十六條）。
違反行爲の内容の複雑性にかんがみ、委員會の判斷に重きをおく趣旨である。逆に委員會が本法違反の犯罪があると思ふときは、告發しなければならぬことは（第七十三條第一項）、委員會が本法施行に任ずる機關である以上當然である。告發のあつた場合、検事總長が起訴するかしないかは、その判斷によるのであるが、起訴しない場合には、検事總長はその旨および理由を内閣總理大臣に報告し次の決定を待たねばならない（第七十三條第二項）。
けだし、起訴強制の制度がなく委員會の告發權が有名無實になることをおそれたものである。

(六) 各大臣との關係

第四十條は、委員會が官廳、官吏に對しても出頭、報告・情報・資料の提出を命ずることができる旨を規定している。官廳機密を以てこれに對抗できないと解すべきであらう。一方、第六十一條は、官廳は公益保護のため委員會に對し意見を述べることができ旨、また第六十條は、官廳が當事者として審判手續に参加することができる旨を規定している。前者の趣旨からみても、委員會は與えられた

職務に關するかぎり、各大臣の權限に屬する事項についてもその上に立つて批判をする立場にあるのであるが、後者により各大臣は公共の利益を代表して委員會のくだす判断にその意向を反映さす仕組になつてゐる。委員會の方でも積極的にその間の連絡調整に留意すべきはもちろんであり、第五十九條で委員會が當事者として審判手續に参加させることができるとしてゐる「關係のある第三者」というのも、官廳の場合が多いであらう。

(一四) 訴訟の概要

(一) 公正取引委員會の審決に不服のある者は、裁判所に訴を提起して審決の取消または變更を求めることができる。この訴の提起は、審決の效力發生後三十日以内になされることを要し、その期限までに訴の提起がなければ審決は確定する。右の訴では委員會が被告となる(第七十七條)。訴の提起あつても審決の執行力は失われない。ただ裁判所が申立によりまたは職權で審決の執行停止を命ずることがある(第七十九條)。

(二) 本法違反の行爲は、複雑多岐な經濟活動そのものであるので、特に事實の認定については、公正取引委員會の認定を訴訟の場合にも尊重し、また證據調についても委員會の取調を重要視してゐる(第八十條、第八十一條)。さらに事件の全般的取扱の問題として、裁判所が委員會の審決を取消し

または變更する場合をかなり限定するとともに(第八十二條)、變更する場合、事件を委員會に差戻して再調させる(第八十三條)等、實質上委員會の審判を第一審の裁判と觀念した取扱とし、また内容的にも委員會の判断を重からしめるよう配慮してゐる。

(三) 公正取引委員會の審決に係る訴訟、前述の損害賠償に係る訴訟、重要な本法違反の犯罪に係る訴訟については、第一審の裁判權は東京高等裁判所に屬し(第八十五條)、かつそれらの事件を専門に取扱う五人の裁判官を以てする合議體が設けられる(第八十七條)。なお、供託金の決定、その没取、緊急中止命令、過料の附課等の非訟事件も東京高等裁判所の專屬管轄である(第八十六條)。

(四) 右の裁判に對しては特定の場合にかぎり上告できる旨が定められてゐる(第八十八條)。

(一五) 附則

(一) 附則においては、主として本法の規定施行の際のその規定に抵觸する状態に關する経過措置を定めてゐる。これらはすでに略述したところに譲り、第百三條と第百十三條について述べることにする。

(二) 再建整備法の適用除外

(1) 本法第百三條は、企業再建整備法の規定による決定整備計畫、金融機關再建整備法による整

備計畫に基いておこなう事業者の行爲には本法を適用しない旨を規定している。事業者が合

併、營業讓受、株式の取得、社債の取得、役員兼任等をおこなう場合、それが認可を受けた
整備計畫に基くものであるかぎり、本法を適用しない趣旨であり、もつて臨時的な再建整備
の仕事を支障なく實行せしめようとするのである。

(四) ただ今後、企業相互の關係、企業活動の仕方については、本法に定められた規範に従わな
ければならない建前からして、再建整備法による整備計畫は、整備完了の曉には本法の趣旨に
即するものである如く立案されねばならず、またこのような整備計畫にのみ認可が與えられ
ることになる。

(三) 本法第百十三條は、公正取引委員會の委員長および委員は持株會社整理委員會または證券處理
調整協議會の會議に出席して意見を述べることができ旨を規定している。けだし、いわゆる持株會
社の解體、制限會社の整備は、最少限度、本法の要求を充足することを要するとともに、解體、整備
完了後再編成された事業主體にはまさに本法が適用されるのであり、また現在種々の原因により大量
に處理されつつありまたはされんとする有價證券の處理は本法の趣旨にそう必要があり、これらの事
項を取扱う委員會、協議會に對し、公正取引委員會は密接な連絡を保持することが必要であるからで
ある。

第三章 補 論

本法の性格からみて、その接觸する面は眞に廣汎であり、現行諸制度のあらゆる分野に關係をもつ
てくるが、本論叙述の際その多くのものに觸れてきたから、ここに補論として三つのものをあげるに
とどめたい。

(一) 本法と公的獨占事業との關係

(一) 本法では獨占については私的なもののみをとりあげており、公共の必要から國が獨占權を設定
している國有鐵道、郵便、電信等、財政の必要から國が專賣權を設定している煙草製造販賣、鹽製造
販賣等には當然適用されないのみならず、道路の管理、國公立の學校・病院等の施設の經營、國有林
野の經營等にも適用されないと解せられる。

(二) もちろん前の場合、國が獨占權を設定すること自體、また後の場合、國が私企業と並んで經營
すること自體に對する批判はありうるが、これらの政策の決定は、それぞれの制度の問題として取扱

わるべきものである。

(白) 公的獨占とは多少意味は異なるが、現在すでに企業許可令をはじめとしてかなり整經されているとはいえ、なお種々の見地から各種事業法により認可、許可等を要するものとされている事業が多く、また多くは都道府縣單位に、衛生、風紀、その他の取締の見地から免許、認可、許可等を要するものとされている營業、たとえば理髮業、浴場業、古物商等の營業が極めて多い。これらはいわゆる警察許可であつて、多くの場合制限的に運用せられるため、その結果が獨占的となり非難を蒙つていようである。しかし許可の反射的結果として、獨占となつても、許可の仕方自體への批判はあつても、事業主體にとつて行爲の責任はない。したがつて別に本法違反の行爲に及ばないかぎりそれ自體は問題ないであらう。ただこの點については、特許權の場合と同じく、議會における附帶決議によつて許可による獨占到關する制度の檢討が要望されており、衛生取締その他の公益的見地と獨占排除の公益的見地との調和をはかり、制度とその運用の合理化をはかる必要がある。

(二) 本法と統制制度との關係

(一) 自由競争を基調とする本法の思想からすると、一般的には、統制は、事業者の創意を麻痺させ、その事業活動を萎微沈滞させ、技術・能率等の低下、コストの高騰、商品・サービス等の品質低下を

もたらし、ひいて經濟を停滯せしめるものとして、これを歓迎しないことは明かである。しかしながら、現在の極度に窮乏せる我國經濟をその崩壊から救うためには、臨時緊急の措置として人為的、重點的施策を強力に推進するほかはない。これによつてのみ最低限度の國民生活安定をはかり、經濟再建の端緒をつかむことができると考えられる。臨時物資需給調整法に基き重要物資の配給統制をおこないつつあるのも、もつばら右の趣旨からであり、資源、基礎物資の貧困が特に現在の窮乏の最大の原因となつているのにかんがみ、極力物資の有效利用をはかり、物資配給の面から經濟再建を促進しようとするものである。

(二) 本法の精神は、臨時緊急の措置として物資の配給統制が必要とせられる場合においても、前述の如く私的團體、私的會社による物資の一手買取および一手販賣または割當による配給統制は排除すべきものとし、供給者、需要者、さらに進んで各段階の生産者、販賣者、その他の取扱者、消費者、すなわち國民全體を代表する政府によつておこなわるべく、買取、販賣の實務の如きも政府機關によつておこなわるべしとする。今般、臨時物資需給調整法の運用を強化して、物資の割當はすべて政府がこれをおこない、一手買取、一手販賣の方法による配給の必要とせられる石炭、石油、輸出入品等については、政府機關たる配炭公團、石油配給公團、貿易公團を設立し、これをしてそれに當らせることにしたのもこの趣旨に出ずる。

(三) しかして右の如き配給統制も形式的には本法に牴觸する部面があるので、きたるべき國會にお

いて、これらの制度に基く事業者の行爲については本法を適用しない旨を定めた法律を制定することが豫定されている。なお、これらの配給統制は、その根拠法規たる臨時物資需給調整法にも、またその施行機關たる經濟安定本部の官制にも明文で示してあるとおり期限附の臨時的な措置であり、このことも本法の精神より生ずる當然の結論である。

(四) なお、價格についても、物價統制令による價格統制、價格調整公團による價格差補給・價格平準化・運賃プール等のためにする買取、販賣も、右と全く同様の關係である。

(三) 本法と労働組合との關係

本法においては、労働組合の行爲については特に規定を設けていない。アメリカにおいては、クレイトン法に規定を設けて、原則として反トラスト法の適用を除外している。労働組合の行爲については、労働を商品とする考え方からすれば、クローズド・ショップ強制、争議手段による雇傭者との交渉は、實質上取引制限に當る場合が多いであろう。またこの立場をとらなくても、同盟罷業による交渉を通じて不当に物資、用役の生産、供給を阻害するにいたり、實質上取引制限になる場合があるであろうが、これらの事項は労働關係法制によりそれらの趣旨に照らして措置すべきであり、事業者を行為主體とする本法は解決上労働組合に適用せられることはないと解すべきであろう。

第二編 アメリカの反トラスト法

第一章 大企業體の勃興

(一) 總 說

資本主義經濟の進展とともに資本の集中蓄積が高度におこなわれ、獨占的、集中的巨大企業體の市場支配を見るにいたつたが、このことは、特に、豊富な資源と技術とに依存したアメリカにおいて一八八〇年以後顯著に現われた現象であつた。もちろん、企業の勢力増大に對してなんらの社會的制限も加うべきにあらずとすることは、國民の政治的信念であつたが、獨占巨大企業體の壓迫が増大し經濟的脅威を感ずるにおよんで、國民はついに政治的保護を要求せざるをえなかつたのである。

(二) 大企業體の勃興と市場支配

工場制度と株式會社組織の發達は、アメリカにおいては、南北戰爭以後の國土の膨脹と通商の増大

とにもなつて、多くの巨大企業體を發生せしめたが、この温床に育つた代表的なものがその優越的地位においていかに市場を支配したかは次の表によつて明かであろう。

會社名稱	設立年	支配率(%)
合家國皮革會社	一八九三	五八
全國穀粉製造會社	一八九〇	七〇
葡葡糖精製會社	一八九七	八五
ウエスチングハウス電機製造會社	一八九一	三二
全國索條會社	一八九〇	四〇
全國製鹽會社	一八九九	一七
アメリカン自轉車會社	一八九九	六五
アメリカン麥芽會社	一八九七	四一
ニュー・イングランド綿織物會社	一八九九	六八
マウント・ウァーノン・ウットペリー綿帆布會社	一八九九	七三
アメリカン・アスファルト會社	一八九九	八〇
合家國造船會社	一九〇二	三五
アメリカン膠會社	一八九四	四八
平均		五四

(三) 企業集中の諸型態

かかる企業集中は、法制、經濟情勢、業種等により種々の型態をとるが、アメリカにおいてはおうむね次のような型態が歴史的に採用されてきた。その第一は「紳士協約」であつて、一八六五年から約十年間の代表的形式であつた。これはなんらの組織をとまわずして價格協定等をおこなうカルテルであり、もつばら當事者の自發的遵守に依存し法的強制をとまわらない契約の形式をとるところからその名を生じたものである。無煙炭價格協定とか鐵道運賃協定とかがこれにより結ばれた。その第二は「プール」と呼ばれるものであり、一八七五年より一八九五年にかけて多くみられた。これは單に價格の維持をはかるにとどまらず、價格そのものを統制しうべき法的形式をとる機構として案出され、生産または輸送のプール、地域または市場のプール、收入プールに大別される。たとえば、一八八六年に締結された火藥プールはこの生産プールに屬するものであつた。その第三は「トラスト」であり、信託契約により一連の企業が自己の株式の過半數を受託者團體に交付し、その代りに信託證書を受領する方法により統一的企業運営のおこなわれる企業組織である。その最初のものは一八八二年に設立されたスタンダード石油會社であつて、一八八七年のウイスキー・トラスト、砂糖トラストの結成がこれに續いたが、一八九〇年のシャーマン法の成立により消滅するにいたつた。その第四は「關

係者の結束」(community of interest)と呼ばれるもので、トラストに代るべきものとして一八八二年スタンダード石油會社の清算トラストにおいて採用された方式であつた。個人の資格において關係企業の過半数の株式を所有するものが人的、事務的に緊密に結束して、株主總會における投票を通じて一致した目的を達せんとするものである。その第五は持株會社であり、關係企業を支配しうるだけの株式を取得、所有する目的を以て設立されるもので、ニュー・ジャージー州において一八八九年はじめて法的に認められた。鐵道企業支配のために一九〇二年設立されたロック・アイランド會社等がその例である。その第六は「合併」であつて、企業の集中型態として最も完全なものである。一九〇四年のコンソリデータード煙草會社とアメリカン・コンチネンタル煙草會社との新設合併、一九〇二年のデュ・ボン・ド・ヌムール會社によるデュ・ボン會社の吸収合併はいずれもその好例である。

(四) 三大トラスト概観

アメリカにおける巨大獨占體の代表的な例示として煙草トラスト、石油トラスト、鐵鋼トラストについて、その成立の経緯を概観することとする。

(一) 煙草トラスト

アメリカにおけるトラスト形成運動の先驅をなしたものは、一八九〇年ニュー・ジャージー州の法律により設立されたアメリカン煙草會社である。同社は全國に散在せる種々の煙草業者を打つて一九〇八年七千五百萬ドルを以て創立され、翌年には三千五百萬ドルに増資された。一方、一八九八年七千五百萬ドルを以て大陸煙草會社が設立され擴張を續けていた。一九〇一年にいたり全企業の統合をはかるため持株會社として資本金三千萬ドルの合同煙草會社の設立をみ、同社はアメリカン煙草會社および大陸煙草會社の株式の交付を受けてこれに信託證書を發給した。しかるに一九〇四年にいたつて、新たに一億ドルの資本金を以てアメリカン煙草會社を興し、舊アメリカン煙草會社、大陸煙草會社および合同煙草會社はこれに吸収された。同社は獨占利潤を高度に享受して二割ないし二割五分の配當をおこない、なお多額の社内留保をみたりさまであり、一九〇七年においては純益實に二千七百萬ドルを超える状況であつた。そして一九一一年大審院により、解散の判決を受けたのである。

(二) 石油トラスト

一八六五年ジョン・D・ロックフェラー氏はオハイオ州クリーヴランドにおいて小規模な石油精製等を開始し、漸次隆盛に向い他の事業者を吸収していつたが、一八七〇年にいたりその事業全部を資本金百萬ドルのオハイオ・スタンダード石油會社に譲渡した。當時、ロックフェラー氏の出資していた南部開發會社はその事業の最盛期にあり、一八七二年には石油輸送に關し特惠運賃協定を締結して石油事業の伸張に利するところがあつた。同年スタンダード會社とその競争企業間にいわゆる「スタ

ンダード」同盟が結ばれ、石油のパイプ・ラインをも支配して十年後の石油トラストの素地が形成され、一八七九年末頃までにはスタンダード石油會社の地位は牢固として確立されるにいたつた。ついで一八八二年かのスタンダード石油トラストが結成され、これにより一八九二年にいたる十年間同社の事業支配があらゆる方面に伸張され、その資産も七千五百萬ドルから一億二千百萬ドルに増加したのであつたが、獨占の弊いちじるしきものと認められ、ついに一九一一年大審院の判決によつて解散を命ぜられた。

(三) 鐵鋼トラスト

カーネギー氏が二、三十萬ドルの資本を以て創始した鐵鋼業は、一八八〇年代にいたる僅に十年間に五百萬ドルに増強され、毎年の平均利潤は二割から七割に及ぶ盛況であつた。一八八二年にはフリック・コークス會社を合併してカーネギー鐵鋼會社となり、資本金二千五百萬ドルを擁した。しかるに一八九八年にいたつて聯邦鐵鋼會社が設立されて、これがその有力な競争者として現われ、ついでアメリカン鋼線會社、アメリカン・ティン・プレート會社、アメリカン鐵輪會社、アメリカン鐵板會社、アメリカン橋梁會社、全國鋼管會社、全國鐵鋼會社、アメリカン權會社等があいついでアウト・サイダーとして出現したのであるが、一九〇一年これらの諸會社は統合されてU・S鐵鋼會社となるにいたつた。同社は純粹の持株會社であつて十億一千八百萬ドルの資本金を有し、カーネギー會社はその最重要分子であつた。同社の第一期業績は純益一億四千萬ドル、優先株に對する五%の配當、普

通株に對する四%の配當を實施してなお剩餘金三千四百萬ドルを超える數字を示したのである。U・S鐵鋼會社が反トラスト法違反を構成するや否やは、一九二〇年において構成せずとの判決があり、判例上の大問題を提起して賛否兩論の論争が激しかつた。

第二章 法的規制の概要

(一) コンモン・ロー

獨占の弊を矯め、不正競争を防止し、公正な市場取引を確保せんとすることは、古くから英法において認められていた。そしてアメリカにおいては、獨占禁壓に關する各州ないしは聯邦立法が成立するまでは、主としてコンモン・ローのとつた公正競争維持の立場を近代資本主義經濟事象に類推適用した例がはなはだ多い。すなわちトラスト勃興の初期において、各州の裁判所はあいついでコンモン・ローの諸原則を獨占その他の好ましからざる現象に適用して、有効にこれを制限しえたのであつた。たとえば、供給を統制せんとする企圖、地域分割の協定、價格設定のための組合、共販機關の利用、競争購買者間の協約、トラスト協定、獨占目的のために設立された團體等はいづれもコンモン・ローの原則に反するものとしてその無効性を判決されているのである。

(二) 各州立法

獨占の弊害がようやく顯著となり、かつ近代的經濟事象に對するコンモン・ローの適用が困難を加えるにいたつて、一八八七年以降にトラストおよび獨占到關する成文法規の成立をみることとなつた。その最初のもは、一八八七年カンサス州において制定された穀物の獨占企圖に對する禁壓立法である。ついで一八八九年、九〇年、九一年の三年間に、イリノイス、アイオワ、ケンタッキー、ルイジアナ、メーン、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ミヅウリー、モンタナ、ネブラスカ、ニュー・メキシコ、ノース・カロライナ、ノース・ダコタ、オクラハマ、サウス・ダコタ、テネシー、テキサスの十八州に續々として反トラスト法が制定され、かくて最後には八州を除いたすべての州が反トラスト法をもつことになつた。少數派の八州のうちニュー・ジャージー、ドラウエアはトラストの避難所として特異な存在であつた。

(三) シャーマン法

(一) 立法の目的

前述の如き各州の反トラスト立法にもかかわらず、反トラスト法なき州の存在は獨占企業に好箇の

避難所を與え、これが取締を無力ならしめた。けだし、合衆國の憲法の規定よりして、州際商業に關し規正を加えることは、各州政府の權限外に屬し聯邦政府のみこれをおこなうるところではあり、したがつて大部分の州が反トラスト政策を實行せんとするに當つて當面した最大の難問は、州權の法的制限であつて、州際商業に従事する巨大企業取締のためには聯邦立法を絶対に必要とした。一方、一八七〇年から八〇年代において鐵道問題が輿論の中心となり、ロックフェラーの利益を計つた鐵道がその活動を禁止されトラストの公益侵害が曝露せられるや、アメリカ人の傳統的な獨占反對の態度とも結びついて、有力な反トラスト國民運動が展開された。

かくて古いコンモン・ローの原則を新しい經濟事態に適合させるために、各州立法と併行して、聯邦立法が一八九〇年七月二日「不法なる制限及び獨占到對し通商並びに商業を保護する法律」として成立した。これがいわゆるシャーマン法である。

本法の目的とするところは、上院議員シャーマン氏の次の發言によつて明かである。

「本法は合法的な通商や日常の取引に干渉するものといわれているが、余はこれを否定する。自由にして公正なる競争の存するかぎり、いかなる企業結合にも干渉するものではない。……本法の目的とするところは、競争を妨げ、消費者の負擔において生産者の利益を増大せしめんとするが如き企業結合を阻止し統制せんとするにある。それはコンモン・ローの原則および吾々の經驗よりして不法ありとされる結合體のみを對象とするものである。……なお、本法は特許權

の當然の効果として認められる獨占には及ばないものとする。……」

(二) 立法内容

本法は全文八箇條である。第一條においては、州際商業または外國取引に制限を加えるトラストその他の形態による契約、結合ないし共謀はすべて違法とし、當事者は輕罪可罰性あるものとしている。第二條は、州際取引または外國取引を獨占し、獨占を企圖しまたは獨占のために結合し共謀した者は輕罪可罰性あるものと定めている。第三條においては、第一條の趣旨を屬領内、屬領間、屬領と本國各州間の商業取引にも適用する旨を規定する。第四條は巡回裁判所に本法に關する事件の管轄を付與し、訴訟手續を定め、第五條は巡回裁判所の當事者喚問權、第六條は本法違反の契約の目的物たる財産の沒收、第七條は本法違反行爲による被害者の損害額三倍の回復請求權、第八條は本法の規定が法人および組合にも適用ある旨を規定している。

(三) 主要判例

シャーマン法も、また、英米法の例にもれず、判例を背景とせずして法の解釋は考えられない。その主要なものを以下に掲げる。

(1) ナイト會社判例（一八九五年一月）

砂糖トラストに關する本判例において大審院は「商業は生産に繼續するものであるがその一部ではない」と述べ、聯邦の權限は州際商業にのみ限定されるのであるから、一州内にお

ける生産企業の結合はシャーマン法の闕知するところにあらずとした。右の結果、生産獨占に關するシャーマン法の現實的效果はいちじるしく減殺せられることとなつた。

(四) ミズウーリ横斷鐵道會社判例（一八九二年十一月）

本判例はミズウーリ河以西の鐵道輸送の運賃を協定した十八鐵道會社の行爲がシャーマン法違反を構成するや否やに關するものであつたが、本件において大審院は「シャーマン法はすべての契約を禁止しており、それが取引を正當に制限するものなるか、不當に制限するものなるかを問わない」として鐵道會社に對する最初のシャーマン法違反の判決をくだしたのである。

(ハ) 合同輸送會社判例（一八九八年十月）

シカゴと大西洋岸との鐵道輸送に従事した十一鐵道會社の運営ならびに業務分擔に關する協定は、州際商業の自由競争を破壊するのゆえをもつてシャーマン法違反とされた。

(ニ) アディストン・パイプ會社判例（一八九四年十二月）

本件は鑄鐵管製造の六會社の結合協定に關するものであるが、かかる協定は、當初より意識的に競争を排除して價格を引上げる目的をもつて州際販賣に利用されたと解されるかぎり「州際取引の制限」としてシャーマン法違反を構成するものと判決され、ナイト判例の趣旨を擴張した。

(ホ) 北部證券會社判例（一九〇四年三月）

本判例はナイト判例の趣旨をくつがえし強力な鐵道持株會社を解散せしめるためにシャーマン法の適用をおこなつた注目すべきものである。同社は一九〇一年四億ドルの資本金を以てニュー・ジャーシー州に設立された持株會社であつて、大北部鐵道會社および北太平洋鐵道會社を支配し、合衆國北西部の幹線鐵道をすべて所有するにいたつていた。判決の要旨は次の如くであつて當時の大審院の代表的見解を要約して述べている。

「シャーマン法は貨物の單なる生産者には言及していないが直接的にもしくは必然的に州際商業の制限をもたらすべき契約、協定はその形質のいかんを問はず違法である。同法は、不當な州際商業の制限のみならず、あらゆる直接的な制限を包含する。鐵道業者は同法の範圍内にある。契約自由の憲法上の保障は州際ならびに國際商業のための自由競争の原則を規定するのを妨げない。」

(ニ) スタンダード石油會社判例（一九一一年五月）

本判例は「わゆる「理性の法則」(rule of reason) をシャーマン法の解釋を導入して問題を提起した。すなわち、ホワイト主席判事は「シャーマン法は州際商業を不當に制限せざる契約をなす權利を束縛する意圖を有せざるがゆえに……：……：特定の場合に特定の行爲が違法なりや否やを判定するには、コンモン・ローにおいて用いられた理性の尺度 (standard of

reason) によるべきである」とした。これに對しヘルラン判事は少數派を代表して「同法は、正當なると不當なるとを問わず、あらゆる州際商業制限の契約等を目的とするものである」と反對した。

(ト) アメリカン煙草會社判例(一九一一年)

本判例においてもホワイト主席判事は「理性の法則」を採用して「通商制限とは、コンモン・ローの原則にかんがみるも競争の不當なる制限によつて公共の利益を害すべき行爲または契約をのみ指す」ものとなしたが、ヘルラン判事はふたたびこれに反對している。

(チ) U・S 鐵鋼會社判例(一九二〇年三月)

本判例によりシャーマン法の判例は大きく變化した。すなわちいかなる契約、結合ないし共謀も、それが取引の制限を企圖する場合であつても、その結果當事者が違反行爲を犯しその企圖が國家全般の事業に對して實際の脅威を加えることが實證されざるかぎり、違法とはせられないと判決された。右の趣旨はいわゆる「良きトラスト」(good trust)と「悪しきトラスト」(bad trust)の區別を認めたもので、もつばら後者を抑制の對象とせんことを意味するが、かかる動きは一九三〇年代にいたつてふたたび否定せられるかの如くである。

(四) 若干の立法的補足

シャーマン法制定後、反トラスト訴訟の公正と推進とを期し、また反トラスト問題に關する調査を

充分ならしめるため、二、三の立法的補足がおこなわれた。

一八九四年八月のウィルソン關税法は、その第七十三條によつて、契約、協定、その他の結合について、その當事者の一方が輸入業者の場合、正當なる取引または自由競争を制限し國內における輸入品または輸入原材料による製品の市價を昂騰せしめんと意圖するものは違法であるとした。なお、同法の第七十四條ないし第七十七條の規定はシャーマン法第四條ないし第七條に對應するものである。

反トラスト訴訟の審理と判決とを促進するため、一九〇三年合衆國巡回裁判所は反トラスト法關係訴訟を優先審理すべき旨の法律が出た。

一九〇三年二月、商業労働省内に會社局を設置する法律ができ、本法により會社局は州際もしくは外國商業に従事する企業の実情を調査すべきものとされ、大統領がそのうち公表すべきものを決定することとされた。これにより石油トラスト、煙草トラスト、農具トラスト等の實情が一般に周知せしめられ、業者の自肅をうながした効果が大きかつたといわれる。

(四) 聯邦通商委員會法

(一) 立法經過

シャーマン法の成立にかかわらず、その判例上の適用は民心の納得を得る程度に積極的ならず、一

九二二年の大統領選挙にはトラスト問題が重要な役割を占め、民主党、共和党、進歩黨の三大政黨はいずれも綱領において反トラストの立場を明かにした。選挙の結果ウィルソンが大統領となり、一九一四年民主黨の反トラスト綱領に基いて議會に教書を送り、反トラスト立法の必要を力説した。この教書の第四段において州際通商委員會の創設が示唆され、同委員會はトラストに關する情報の蒐集と公開とに當り、かつコンツェルンの解體に參畫すべきものとされたが、これが聯邦通商委員會の基礎構想となつたのである。すなわちこの構想に基き一九一四年一月兩院に提出された法案は迂餘曲折を経て兩院の各委員會で訂正を加えられ、九月兩院を通過、九月二十六日大統領の署名を以て公布された。これが聯邦通商委員會法 (Federal Trade Commission Act) はゆるF・T・C)である。

(二) 立法 内容

(イ) 委員會の構成 (第一條、第二條)

委員會は大統領の任命する五名の委員を以て組織され、委員は任期七年、年俸一萬ドルとする。五名の委員のうち同一政黨から三名以上を出してはならない。委員は他のいかなる職業にも従事することを禁止される。

(ロ) 委員會の権限および義務

1 調査権限 (第六條)

會社局の機能を多少擴張して引繼がせたものであつて、おうむね左の如くである。

(a) 銀行および運輸業者以外の商企業に關するもの

◎ 商業に従事する企業に關する情勢を蒐集し、その組織、事業、活動、經營の調査をすること (第六條第一號)

◎ 商業企業から年次または特別の報告を徴しまたは回答を求めること (同條第二號)

◎ 商業企業を分類し本法規定の實施のために法規を作成すること (同條第七號)

(b) 反トラスト法違反事件に關するもの

◎ 大統領または議會の指圖により企業の反トラスト法違反の被疑事件につき事實を調査し報告すること (同條第四號)

◎ 檢事總長の申立に基き、反トラスト法違反の被疑者たる企業が爾後適法にその組織、經營、活動を維持するため必要な業務の改善につき、調査をしかつ勸告をなすこと (同條第五號)

◎ 裁判所の要求に基き、檢事總長より提起された反トラスト法の衡平裁判において適當なる判決の形式を決定し、これを報告すること (第七條)

◎ 反トラスト法違反を防止または制限するため、合衆國により提起された訴訟において被告たる企業に對し敗訴の確定判決があつたとき、自己の發意により判決の履行状態につき調査をすること。檢事總長の申立があつたときは委員會は右の調査をなすことを要

する。調査の結果に基き事實に關する認定および希望事項を記載した報告書を檢事總長に交付し、かつ自己の裁量により公表すること（第六條第三號）

(c) 一般的なもの

◎ 外國内または外國との取引状態を調査して議會に報告すること（同條第八號）

◎ 取引上の秘密および顧客の氏名を除き、その受理した情報で公衆の利益に適すると認められたものを隨時公表し、かつ議會に報告すること（同條第六號）

2 不正なる競争方法に關する義務（第五條）

本法第五條第一項は「商業における不正なる競争方法はここにこれを違法とする」と規定し、委員會に銀行および運輸業者を除く個人、法人その他の團體につき商業において不正なる競争方法を使用することを阻止する権限および職務を付與した（同條第二項）。この場合「不正」とは何を指すかは議會においても論議されたが、結局、裁判所の個々の判定にまつこととなつた。

不正競争事件における委員會の管轄は「略式裁判に付するを以て公衆の利益に適すと認むるとき」にかぎり存することとし（同條第三項）、通常の商人的な不正競争を除外し委員會の職能をトラスト取締の見地からするものにかぎつた。このかぎりにおいては委員會は第一審の裁判所に代るものである。

不正なる競争方法が行使されていると信すべき理由のあるときは、委員會は詰問狀を發し訊問をし、抗辯をさせ、結局本法の禁止に該當すると認めるときは停止命令（cease and desist order）を發す。

停止命令には確定力も執行力もなく、これを強制するためには、委員會は合衆國巡回控訴、裁判所に申立ててその執行を求めねばならない。停止命令を受けた者も申立をして覆審を求めることができ（同條第三項）。裁判所は不正競争事件を他の事件に優先して審理しなければならぬ（同條第五項）。

事實認定については裁判所も委員會の認定に拘束され、ただ一定の条件のもとに當事者の申立により裁判所が委員會に證據の補充を命じうることになつてゐる（同條第三項）。

不正競争事件については巡回控訴裁判所が終審で、ただ、調書移送命令のあつた場合に聯邦最高裁判所の覆審に付せられるのみである（同條第三項）。

(三) 不正なる競争方法の内容

不正なる競争方法の定義は前述の如く合衆國でも定つておらないが、この類型的分類の試みは二三おこなわれている。

(1) A・M・ケールズ教授の分類によればこれを二種に分ける。その一は、「不法なる競争」であつて、契約を破棄せしめ、詐欺をなし、誹謗をなし、威迫、強制を加えるが如きものがこ

れに屬する。その二は、「不公正なる競争方法」であつて、價格切下げによる攻勢の如きであるとする。

(四) 全國産業會議局の分類は二つの觀點からおこなわれている。その第一は行爲の性質による分類であつて、これによれば不正競争は (1) 非倫理的なるもの、たとえば詐欺、商標僞用の如く本質的に罪惡なるがゆえに禁止さるべきものと、(2) 取引を制限し競争を抑壓して經濟秩序に有害なるがゆえに罰せらるべきものとに二分される。その第二の分類は、私企業の実施する方策の態容の見地からおこなわれるもので、(1) 價格政策に關するもの——原價割販賣、差別價格等、(2) 販賣助長に關するもの——商標僞用、虚偽廣告等、(3) 取引政策に關するもの——競争者非難、妨害戰術等の三種に分たれる。なお、聯邦通商委員會によつて違法と認められた不正競争の具體的な型は四十四種の多きを數える。

(五) クレイトン法

(一) 立法經過および目的

シャーマン法は制定されたが、巨大企業體の獨占支配に對して民衆を擁護するのに充分なる効果を發揮しえなかつたことは、同法に關する判例の見解からもうかがわれるところである。その主たる原

因は、シャーマン法を逸脱する如き法的組織が各事業において採用されるにいたつたことのほかに、ひとたび巨大なる規模において企業が形成され終ると、その獨占的弊害を訴追することは政治的にもなかなか大きな問題となり、訴訟手續上も立證責任等のうえで容易ならぬ困難がともなうことであつた。ここにおいてウィルソン大統領は、輿論にこたえ、一九一四年一月議會に教書を送つて、聯邦通商委員會の設立とともに獨占の成立を未然に防ぐべき立法を勸告したのであつた。すなわち右教書は、第一段において、大企業間の重役兼任を效果的に阻止すべ法的措置を、第六段において持株會社の禁止措置を特に強調した。

この教書の内容を基礎として、クレイトン法案は同年四月下院に上程され、上下兩院で修正を受け、波瀾を経てようやく十月にいたり兩院を通過、十月十五日を以て大統領の署名を終り公布されたのである。

右の經過に徴しても明かな如く、クレイトン法はトラストの形成を阻止すべき豫防法であり、本法によつてトラストの萌芽が未然に刈りとらるべきことが期待されているのであつた。シャーマン法は取引制限が現實に存在するにいたつてはじめて適用されうべきものであつたが、クレイトン法では取引の制限をもたらすべき特殊の手段が禁止されたのであつて、これらの手段が必ずしも現實に競争を制限しておることを要せず、その手段使用の豫測上の結果が競争制限にいたるべきをもつて足れりとした。

(二) 立法内容

(1) 積極的禁止事項

1 地方的差別価格 (Local Price Discrimination)

第二條により「商業に従事する者が、國內において消費さるべき貨物の異なる購買者間に價格の差別を附することは、かかる差別の結果實質上競争を減少せしめまたは獨占を生ずるにいたるべき場合においては違法とする」とされた。ただし本條は、「商品の等級、品質、數量の差異に基く價格差別」、「販賣費、または輸送費の差異または競争に應ずるため善意に設けられた價格差別」を禁ずるものでなく、また「貨物の販賣に従事する者が取引を制限することなく、善意の取引において顧客を選択することは妨げなし」とされた。

「競争に應ずるため善意に設けられた價格差別」を除外し、しかも差別する價格について限界を附していないことは、禁止の効果をいちじるしく稀薄ならしめる。また他面價格差別を禁止されても、販賣條件に差別を附することにより、トラストは同一の目的を達した。

2 結合契約 (tying contract)

第三條は「商業に従事する者が、賃借人または買主が自己の競争者の商品等の使用または取扱をなさざる旨の條件または諒解のもとに、合衆國內において商品等の賃貸、販賣もしくは販賣契約をなしましたはその價格を定めもしくはこれを割引することは、その特許を受けた

ものたる否とを問わず、右の結果事實上競争を減少せしめまたは獨占を生ずるにいたるべき場合には、違法とする」との規定である。

自己の商品のみを取扱ふべしとの條件を以て製品を卸賣することは、特約店契約の一部として製造業者のしばしばおこなうところである。ある市場に相當数の商人がある場合には、この方法は商品の處分上効果的であつて、しかも非難すべきものとはされえないが、商人が少數または一名しか存しない場合においては、かかる契約條項は競争を實質的に制限するにいたるものとみなされて違法と解釋されるであろう。

3 持株會社

第七條第一項は「商業企業は、相互間の競争を實質上減少せしめ一般に取引を制限しまたは商業の獨占を生ずるにいたるべき場合においては、他の商業企業の株式その他の出資證券の全部または一部を直接または間接に取得することをえす」と規定し、同條第二項においては、いかなる企業に對しても、競争を實質的に制限するにいたるべき場合においては、二またはそれ以上の商業企業の株式その他の出資證券を取得することを禁じている。

右の規定は、もつばら投資の目的を以て株式を購入し、實質上競争制限をもたらすが如き株式の利用をしない場合には適用がなく、また企業が自己の適法なる業務遂行のために子會社を設立することも、その結果實質上競争制限をもたらさぬかぎり許される(同條第三項)。

4 重役兼任

なお、本條は本條施行の際に存在した持株会社には適用されぬこととされた(同條第五項)。

第八條はその第三項において「本法裁可の日より二年以後においては、何人たりとも同時に二以上の會社にしていづれか一方の資本金額、剩餘金および未配當利益金の合計額百萬ドル以上であつて、その事業の全部または一部が商業たるものの取締役たることをえない。ただし、銀行および運輸業者を除き、かつ當該會社がその營業または活動場所の關係上現に競争者でありまたは將來競争者たるべき場合において、その相互間における申合せによる競争の排除が反トラスト法の規定違反となる場合にかぎる」と規定した。なお金融機關については、第一項において預金、資本金、剩餘金および未配當利益金の合計五百萬ドルを越ゆるものの役員兼任を禁止している。

本條は職員その他の使用人の兼職を禁止していないので、この方法によれば法の禁止を避けて同一の効果を收めうる。さらに個人の資格で株式を所有することにより競争會社間の競争を巧に減殺することができる。したがつて重役として兼任せずとも、啞重役 (dummy director) とか議決權委任 (Voting trust) その他の方法によつて同様の効果を收めることができ、石油トラストないし煙草トラスト解體の經緯に照してみても、取締の効果は無にひとしいことが實證されたのである。

(四) 施行および救済方法

本法の施行は各種の委員會によつておこなわれる。すなわち運輸業者については州際商業委員會——いわゆる I. C. C. (Interstate Commerce Commission)、銀行、信託會社については聯邦準備局——いわゆる F. R. B. (Federal Reserve Board)、その他については聯邦通商委員會——いわゆる F. T. C. (Federal Trade Commission) がそれぞれ施行を擔當する(第十一條)。しかしてこれらの委員會、局における事件の處理手續は、不正競争方法について前述した手續とだいたい同様である。

本法の違反行爲による損害に對しては三倍額の求償訴權を認められ(第四條)、また反トラスト法違反行爲より損害をこうむるおそれあるときは裁判所に出訴して禁止命令 (Injunction relief) を受けることをうる(第十六條)。さらに合衆國裁判所は本法の違反行爲を防止するため必要なる管轄權を與えられている(第十五條)。

(五) 労働規定

本法第六條は「人間の労働は商品または商業の目的物にあらず、反トラスト法の規定は相互扶助を目的として設立せられたる労働、農業または園藝上の團體にして資本金を有せず營利を目的とせざるもの存在および活動を禁止し、またはその團體の加入者がその適法なる目的を遂行することを禁止もしくは制限するものと解せらるることなし」と規定し、さらに

第二十條においては労働爭議に對する禁止命令の發動を極度に制限し、かつストライキ、ピケット、ボイコットを法的に承認したるかゝの如き規定を設けている。

A・F・Lの會長ゴムパス氏はこれらの規定に關し「これこそは労働者の産業的自由を建設すべき基礎となる産業上のマグナ・カルタである」と述べた。けれど、シャーマン法のもとにおいては、労働組合は違法なりとの判決が、有名なダンペリ帽子労働者事件（一九〇八年）に際してくだされたため物議をかもした歴史的事情に基くものである。

(三) 主要判例

(イ) 差別價格に關するもの

これに該當するものとしてアメリカン罐會社事件（一九二九年）がある。内容は、ジョージ・ファン・キャンプ親子會社（甲）とファン・キャンプ罐詰會社（乙）とは食料品罐詰の州際商業に従事しており、一方アメリカン罐會社（丙）は食料品罐詰用の罐を製造して（甲）および（乙）に販賣していた。（丙）は罐を販賣するに際して（甲）に對しては通常價格をもつてしていたが、（乙）に對しては二割の割引をおこなつていた。さらに（丙）は（甲）、（乙）兩者に機械を賃貸していたが、（甲）からは賃貸料をとり（乙）からはとらなかつた。かくて大審院は價格差別が存在し自由競争を制限するものとして違法との判決をくだした。結合契約に關するもの

(ロ)

これに該當するものとして合同靴製造機械會社事件（一九一五年）がある。これは、同社が靴製造業者に特殊製靴機械を賃貸するに當つて、自社の機械が特に有力な能率を發揮する特定の工程に自社の機械を專屬的に使用せしめるため、これに他社の機械を使用した場合賃貸借を解除することを條件とした約款を結んだことが問題となつたもので、これに對し大審院はクレイトン法第三條違反の判決をくだしている。

(ハ) 株式取得に關するもの

この場合としては國際靴製造會社事件（一九二九年）がある。男女、少年、少女、幼児用の各種の靴を製造していた國際靴製造會社が男子靴専門のW・H・マック・エルヴィン會社の株式を取得し、兩會社間の競争を全面的に廢止すべきことを約したものであるが、大審院は兩會社の事業は範圍を異にするゆゑに競争は存在せず、したがつてクレイトン法第七條の違反とならない旨の判決をくだした。

(ニ) 重役兼任に關するもの

この場合としてはクライザー氏事件（一九二九年）がある。内容は、フォスター・クライザー投資會社がフォスター・クライザー會社（甲）の株式全部と戶外廣告會社（乙）の普通株式五萬株を所有していたが、クライザー氏は（甲）（乙）兩社の重役であつたため、（甲）の重役たるかぎり（乙）の重役を辭任し、かつ今後これに就任することをえない旨判決された

ものである。

(ホ) 企業合同に関するもの

クレイトン法においては會社の合併、合同を直接的に禁止しておらぬため、これがそうとうおこなわれ、巨大企業體が依然として發生した。この場合、これがシャーマン法違反を構成し解體を命ぜられるのは、いかなる程度の大きさに達した場合であるか、或いはもつばら不當なる競争により競争者を驅逐することが要件であるのか、さらにまた獨占利潤の獲得がその要件であるのか、ないしはこれらの要件が併存することを要するのであるか、判例上必ずしも明確ではない。しかしながら各種の判例を通觀するときは、そこにおのずからなる通則が示されうるのである。

◎ 事業活動の分野を異にしたりまたは本質的に非競争品の製造をおこなう事業間の合併は、特許權等により小範圍の分野で生産統制をおこなうことがあつても、合併そのものは違法でない。(ウインズー事件、キイストン時計會社事件、合同靴製造機械會社事件)。

◎ ある産業において支配的地位を占める程度に競争業者間に合併がおこなわれる場合でも合併そのものは違法ではない(合同靴製造機械會社事件、U・S 鐵鋼會社事件、國際農機會社事件)。

◎ 前項の如き合併の場合において反トラスト法違反を以て擬せられるとき、合併の規模、

程度は獨占意志の存否を推定する有力な材料となる。かかる推定に對しては合併後も正當な企業活動の餘地あるべきことを反證すべきである(アーマー・モリス事件、ワールド食品會社事件、スタンダード石油會社事件)。

◎ 前々項による合併企業が自然に増大し相當年數の企業活動をおこなつた後には、生産の一〇〇%を占めるが如き支配的地位に達した場合といえども、そのこと自體は獨占意志存在の證據とはなりえない。かかる場合は獨占意志の立證責任は原告(政府)に屬する(アメリカン鐵鋼會社事件、U・S 鐵鋼會社事件、リーディング會社事件)。

◎ 大規模にして強力なる會社は、合併によりたと否とを問わず、競争者排除の意志を示すと解さるべき活動ないし政策はこれを慎重に回避すべき義務が存する(イーストマン・コダック會社事件、アメリカ・アルミニウム會社事件、キイストン時計ケース會社事件)。

(六) 反トラスト法の例外

(イ) 總 說

反トラスト法に明定された獨占ないし取引制限の禁壓は、事柄の性質上(勞働組合、特殊權)あるいは事業の性質上(貿易事業、公共事業)すべての企業結合に一律に適用するわけにいかない。自由

競争の確保により消費者の利益を擁護することも、經濟全般の經濟的合理主義を抑壓せざることを限度とせねばならない。したがつて合衆國においても重要な多くの例外が法規上あるいは判例上認められている。

(一) 特許權

特許權はその性質上當然に獨占的な權利であるから、これに基く取引制限ないしは獨占は、その正當なる權利行使の範圍内であるかぎりにおいては、反トラスト法の對象とならず、それは、シャーマン法制定の際シャーマン上院議員の説明したるが如くである。しかしながら、特許權の行使を含むすべての契約、協定は、いかに競争を制限するも絶対に違法ならずとは解せられず、競争の制限が特許權の正當なる權利行使の結果たる範圍にとどまるか否かによつて判定さるべきことは言をまたない。以下、特許權に關する二、三の判例を掲げる。

(イ) ゴムタイヤ會社およびミルウォーキー・ゴム製造會社に關する判例（一九〇七年）において「發明したからは發明者の財産であり、そのかぎりにおいては、シャーマン法は特許權に基く獨占到對しては十七年の有効期間内であればなんらの制限をも加える趣旨にあらず」と判示された。

(ロ) スタンダード衛生會社に關する判例（一九一一年）においては次の如く判決している。「コンモン・ローおよび成文法によれば新規に有效なる發明をなした者は、一定期間内その發明を

效果的に獨占する權利を與えられる。シャーマン法が特許法を變更したものにあらざることには周知の事實である。」

(ハ) 農機具會社に關する判例（一八九七年）においては、特許權の逸脱を論じて「特許權は特許の目的たる事物に關する獨占を與えるものであるが、異なる特許權を所有する數人が競争制限の目的を以て結合する權利を付與するものではない」と判示された。

(ニ) ブラウント製造會社に關する判例（一九〇九年）においては、次の如く述べられた。すなわち「異なる特許權を有する數人の所有者間の結合は、これにより競争が排除されるかぎりシャーマン法違反である。けだし、競争制限なり獨占なりは、結合の結果であつて特許權行使の結果ではないからである。」同様の趣旨は一九二九年のスタンダード石油會社に對する判決においても明示された。

(三) 農業團體

農業または園藝業に従事する者の團體にして資本金を存せずかつ營利を目的とせざるものについては、クレイトン法第六條により反トラスト法の適用を除外されているが、一九二二年にいたり、カッパー・ヴォルステッド法が制定されてこの趣旨はさらに擴張された。すなわち、資本金を以てするとな否とを問わず、協同組合の組織ならびにその共販機關の設立が認められ、かつかかる組合または組合員がその目的達成のために必要な契約、協定を結ぶことを適法ならしめたのである（同法第一條）。

ただし、組合が州際商業または外國貿易の取引を制限しまたはこれを獨占する結果、農産物の價格を不當に釣上げたと認められるときは、農務長官は戒告狀を發し審問を経て獨占または取引の制限を廢すべきことを命じうることになつてゐる（同法第二條）。

（四）労働組合

労働組合についてはシャーマン法のもとにおいては、一、二、三の判例により労働取引を制限する活動が違法なりとの決定を受けた。その有名な一例はダンベリー帽子労働者事件（一九〇八年）であるが、その内容と判決は次の如くである。ダンベリー在の帽子製造業者ローウィ氏がその製品を以て州際商業に従事していたところ、A・F・Lに屬する北米帽子業労働組合聯合會は同氏に對して労働組合員のみを雇傭すべきことを要求したが、これを拒絶されたためストライキに出でローウィ氏製造の帽子的のポイコットをおこなつた。同氏はここにおいて組合を相手どりシャーマン法第七條の三倍求償の訴訟を提起したが、法廷は「取引を制限すべきものはいかなる結合をも取締る」べき旨を判示した。同様の判例は一九二一年のブックス・ストープおよびレンヂ會社事件についても存する。その後クレイトン法第六條および第二十條により、労働組合の活動は反トラスト法の適用外とせられたことは前述のとおりである。しかしながら、クレイトン法のもとにおいてもその違法活動の可罰性を斷じた判決は一、二、三存している。すなわち一九一九年のオーバールランド會社事件において、労働組合は「正當なる目的を合理的に遂行する」場合のほかはクレイトン法第二十條の保護を受けざることを明かにし

た。また一九二六年のプリムス事件においても製粉工場の労働組合が組合員以外のものを雇傭せざることを工場主と協定して州際商業を制限するの一因をなしたことは、地方裁判所により反トラスト法違反なりと判決され、その判決は大審院により支持された。

（五）輸出貿易業

第一次世界大戰後のアメリカ輸出業界は、戦時生産力轉換の一方途として海外貿易市場を開拓する必要に迫られていたが、そのためには、外國市場到る所において外國商社と激烈なる競争を敢行せねばならなかつた。これらの外國においては輸出貿易振興のために企業結合の自由が認められていたもので、アメリカにおいても對抗上輸出業者にある程度の企業結合體を組織する必要が存したのである。また外國市場における購買者側がしばしば結合し一致して合衆國輸出業者に對したこと、ならびにアメリカ資本の當時における海外市場進出の相對的不足等も同國貿易業者の強力な共同活動を要求した原因とされる。かくの如き要請からして、輸出貿易業者の團體組織を反トラスト法上合法化すべく一九一八年四月ウェップ・ポメリン法が成立したのである。

同法第二條はもつばら輸出貿易を目的とし、現に輸出貿易に従事している企業ならびにその輸出貿易上の協定もしくは行爲は、合衆國內における取引を制限せずかつ同業者の輸出貿易を制限せず、さらに輸出品の合衆國內における價格を變動せしめもしくは競争ないし取引を制限するにいたるべき協定、諒解、行爲等をなさざるかぎり、シャーマン法により違法とされざるものなることを宣明した。

次に第三條は、前條の如き輸出貿易企業の株式出資は、合衆国内における取引を制限せず、または競争を減少せしめざるかぎりいかなる會社もこれを取得しうる旨を定めて、クレイトン法第七條の例外を設けた。ただし第四條においては、合衆國法權外の地域においても輸出業者間に不正競争方法がおこなわれたときは、聯邦通商委員會法の適用を受くべき旨を明かにし、不正競争の取締については例外を認めなかつた。なお、同法の施行は聯邦通商委員會にゆだねらるべきことが第五條第三項に規定されている。

ウェップ・ボメリン法は合衆國の反トラスト的傳統に重大なる例外を設けたものであるから、多くの批判の對象となつたが、なかならず同法により認められた企業結合は往々にして國內市場の競争制限をもたらす危険があり、またその定める輸出価格は當然に國內價格に影響を及ぼさざるをえないという異議がとえられた。さらに國際的に考慮するときには、同法が國際カルテルの結成を促進し外國の企業結合の増大を助長すべきことが憂慮せられたのである。けだし、大規模なる海外市場の争奪は武力に訴ふるにいたるべき危険性があるからであらう。

(六) 公共事業

(1) 船舶航海業

一九一六年九月の船舶法は郵船業者の旅客・貨物の割當、運賃の制定その他に關する協定を商慣習として認め、右協定はこれを船舶局に届出たるときは反トラスト法の適用なきものと

定めた。ただし船舶局は右協定にして不公正であり合衆國商業に有害なりと認めるときにはこれを却下破棄しうる。これは鐵道業の合併が認められなかつた當時においては重大な例外であつた。

(2) 鐵道輸送業

一九二〇年の輸送業法はシャーマン法的政策の重要な變更を意味する。同法第五條によれば、州際商業に従事する鐵道業者は、州際商業委員會の承認を得れば競争線を統制しこれを合併しうる。ただし自發的合併は公共の利益に合致する場合にのみ認められる。合併により成立した團體は當然反トラスト法の適用外におかれる。

(3) 電話會社

一九二一年の州際商業法改正法によつて輸送業法第五條と同趣旨の規定が電話會社について設けられた。この規定により一九二四年までに六十件以上の申請が州際商業委員會に提出され、その多くが承認されたといわれる。

(4) 海上保險會社

一九二〇年の海商法第二十九條によつて海上保險會社は、「合衆國および外國における海上保險、再保險事務を處理しまたは會社その他の構成員の蒙るべき危険を再保險に付しもしくはこれを分擔せしむるため」の目的を以てする場合のみ、結合を認められた。この例外は結

(4) 銀行 業

合にあつてなんらの承認を要しないから船舶、鐵道に認められたものより廣い。

聯邦準備法がいかなる程度まで反トラスト法の例外をなすものであるかは論議の存するところであるが、次の二點に關しては反トラスト法の禁止する事項を許容されるとみうる。一つは、國立銀行は外國に支店を設け、または外國銀行業務に従事する銀行もしくは銀行團體の株式を保有しうることである。このことは外國銀行業務に従事する銀行團體にも認められるが、ただ自己と競争の立場にある銀行の株式は取得しえない。もう一つは、聯邦準備局の許可を得れば外國に支店を置く銀行または外國銀行業務に従事する銀行團體の重役、役員、使用人および聯邦準備局のA役員は他の合衆國內銀行の役員を兼任しうることとして、クレイト法の例外を認めたことである。

(5) 産業聯合會

反トラスト法の例外とはいえないが、その問題と極めて近い接觸を示すものに産業聯合會 (Trade Association) がある。一八九〇年以來の反トラスト法のもとにおいて、産業聯合會は業界の安定化、能率化に資するところ大なるものがあり、その活動は反トラスト法の禁止する企業結合、取引制限を以て論ぜられることすくなく、適法な團體として旺盛な活動を展開したが、その存在および活動は反トラスト法と微妙な關係があり、まだ多くの問題を殘しているようである。

産業聯合會とは、同一の事業分野に屬する獨立の企業多數が結成する組織であつて、業者の知識、經驗を綜合して、大衆奉仕の目的のもとに生産および販賣過程の合理化と安定化とを促進することを以て目的としているのであり、本來、企業相互の競争を盲目的狀態から脱却せしめ開明されたる競争 (enlightened competition) たるしめ、かかる合理的競争を促進するための公益的な機關であるといふ。そしてその本來的活動として、共同研究機關の設置、特許權の共同利用、統一原價計算制度の設定、情報の蒐集、共同廣告、保險に關する啓蒙、雇傭條件の改善、商事仲裁等をおこなつた。産業聯合會に對する反トラスト法の適用は、その方針は明確でなく判決の結果も一樣でないが、これに關する主要な判例を示せば次のとおりである。

(1) 違法とした判例

◎ バス・チューブ事件 (一九二二年)

エナメル鐵製品製造商の八〇%を占める十六會社が聯合會を結成し、その特許權を聯合會に讓渡した。聯合會は當該特許權の實施を一般の業者に承諾するに當つて、その定める販賣價格に従うべきことを要求した。本事業は大審院によつて明瞭なる對價決定の共謀なりと判決された。

◎ 東部リテイル・ティンバー・ディーラーズ聯合會事件 (一九一四年)

ティンバー・ディーラーズ (木材小賣業者) たる聯合會の會員が協定して、消費者に直賣

する卸賣業者のブラック・リストを作成して會員に頒布し、リストに載せられた卸賣業者との取引を禁止した。大審院は、本事件は明白なポイコットではないが、リストに載せられた卸賣業者の事業を拘束するものとして不當な取引制限なりと判示した。

◎ ハード・ウツツ事件（一九二二年）

ハード・ウツツ（硬木）生産の聯合會が、會員から販賣日報、價格表、在庫月報を徴してこれを頒布したが、その資料に附加した註釋が、しばしば生産制限、價格の維持または吊上げを示唆しており、さらに聯合會の會合で「將來の價格」について意見が交換されたため、大審院において取引制限行爲と判決された。

◎ リンシード事件（一九二二年）

阿麻仁油業者の聯合會が價格および取引相場の情報を交換し、さらにあらゆる取引の附帯條件にわたつて正確な資料を要求し、その懈怠を懲罰した。聯合會の事務局は別に強制的な帳簿検査権を有するとした。かような強制的結合は競争を制限するものとしてシャーマン法違反と判決された。

(四) 適法とした判例

◎ メーブル・フロリング會社事件（一九二五年）

メーブル・フロリング（楓床）業者の聯合會で床材の平均價格、運賃その他取引に關す

る情報の交換をおこない、かつ定期的會合では現在ならびに過去の商況について意見を交換した。大審院はかような共同行爲は取引制限にいたる「必然的傾向なきもの」と判決した。

本判例において賛成意見を述べたストーム判事の見解は、取引條件について廣汎かつ科學的な知識を得ることが業者の心理におよぼす自然的影響と、生産、價格の安定にいたる必然的な結果とは、ただちに以て取引制限とすることは困難であり、かりに取引制限とみても「不當な」ものでないというにあつた。これに對して反對意見を述べたマック・レイノルズ判事は、かような共同行爲は州際取引における競争を減少せしむべく慎重に案畫された謀議であると主張したが、當時の經濟界の一般的傾向を反映して少數意見として敗れたのである。

◎ セメント事件（一九二五年）

セメント製造業者の聯合會で價格、運賃、信用等の情報を蒐集し定期的會合において意見を交換していたが、セメントにおける價格の均一化と生産の制限がその結果であるか否かが論點となつた。大審院は、セメントの如く標準化されて大量に取引され買手も専門商人である場合には、價格の均一化は自由にして積極的な競争の必然的結果とみるべきものであつて、人爲的な取引制限には該當しないと判示した。

第三章 反トラスト法の成果

(一) 概観

いわゆる獨占利潤の獲得と經營合理化への追求とを以て經濟的生存競争における勝利者たらしめる大企業トラストに對しては、消費者利益の擁護のためにそのもたらす取引制限および獨占的支配を禁壓し、また不正競争を事とする企業に對しては、經濟的自由主義の公正なる運營を確保するために背德的なる不正競争方法を禁止した反トラスト立法の意義は、資本主義に内在する「生産と消費との矛盾」の資本主義的修正の努力として理論的には首肯しうるところである。そしてその結果、經濟道義の昂揚、競争方法の公正化、競争者に對する不當なる抑壓の緩和、コンツェルンの合法的再組織、「悪しきトラスト」の解散、そして一般的にはこれらすべてを通じて反社會的經濟方策の禁止という觀念的成果をもたらしたことは否定されえない。しかしながら、アメリカにおける實情に即してこれをみるとときには、その成果は部分的なるものにとどまつたと考えざるをえない。けだし、トラスト

問題は、二、三の立法を以てこれを解決するには、あまりにも複雑な構成をもち雑多な要素を包含しているのである。經濟的立地の優秀性、特許權の威力、自由競争そのものさえが、新しい巨大企業體を次々と發生せしめる條件であり、これらはそれ自身經濟的惡ではありえず、法律を以てこれを左右しえざるところである。したがつて禁壓すべき獨占とはいかなるものであるか、抑止すべき不正とはいかなるものであるかが、根本的に考究されねばならなくなつた。そして、かかる經濟的必然性との調和への反省が合衆國における反トラスト立法に對する批判の基礎となつてるといふ。

(二) 企業所有の分散

反トラスト立法の批判に移るに先立つて、反トラスト運動および司法攻勢のもたらした重要な産物の一つとしてアメリカ諸會社における企業所有の分散の現象に言及しておかねばならない。けだし、これは反トラスト法そのものが明文を以て要求するところではないが、その民主的經濟觀の具體化とみられるからである。經濟における獨立と機會均等とは人間的生存の根本的要求の一つであり、少數の巨大企業所有者の願使のもとに多數の人々が服従することは經濟活動における明かなる不正であらねばならぬ。このような不正を打開すべく、工場労働者は社會主義を唱え農民は協同組合を結成して、經濟力の集中に對抗するのであるが、企業の側からする本問題解決のための一提案として、株式の分

散特に従業員への分散がみられたのであつた。

いま、アメリカにおける代表的企業の株主数をあげるならば、ジェネラル・モーターズ會社二十二萬五千名、ニュー・ジャーシー・スタンダード石油會社九萬二千名、パッカー自動車會社六萬名といふ我國の諸會社においてはとうていみられない多數を示している。電氣、瓦斯等の公益事業についても、十九社の株主數合計は二百三十萬に及ぶ。もとよりかかる株式の分散は比較的新しい傾向である。たとえば、アメリカン電信電話會社においては、一九二二年に五萬名の株主が一九二九年には實に四十七萬名に増加している。そして株式分散の結果は、必然に、少數の大株主に代つて多數の小株主が出現している。このころみにその状態の例を示せば次の如くである。

一株主の持株數

上の株數合計の
總株數に對する割合

(アメリカン電信電話會社)	一	一〇株	五四
	一一	二五株	二三
	二六	九九株	一六
	一〇〇	株未滿	九三
	一〇〇	株以上	七
(アイマー會社)	一	二四株	六六

二五	—	四九株	一一
五〇	—	九九株	九
一〇〇	株未滿	八六	
一〇〇	—	四九九株	一一
五〇〇	株以上	二	

株式分散は、一般に公開する方法のほか、従業員に譲渡する方法が廣くおこなわれている。その最初のものはスイフト會社であつて、同社は一億五千萬ドルの資本に對して株主數四萬七千名、そのうち實に一萬三千名が従業員で、金額にして一二%が従業員の投資であつた。

(三) 反トラスト法に對する批判

反トラスト法に對するアメリカでの批判は、前述の如く企業集中化への經濟的必然性との調和をいかに求むべきかの觀點からなされているのを主とする。この立場から反トラスト法廢止論を唱える者(たとえば、A・F・Lラオール副會長)は「アメリカほど企業結合の形成および進展の強力な妨害を試みた國はないのであるが、また今日、アメリカほど工業、商業、金融業を通じ企業の強大性を誇つてゐる國あるを知らない」となして、反トラスト法の存在理由を根底から否定し去らんとする。しかしかかる急進論のほか、H・シュリクター教授の如く「シャーマン、クレイトン兩法は共倒れの

競争を避けんとする結合と社會を壓迫せんとする結合との間に區別を設けることをしなかつた。しかし共倒れをもたらす如き破滅的競争を避ける目的をもつた企業結合は必要なる存在である」となして、公共の利益の立場から法文上の制限を加えんとする者が多い。すなわち獨占そのものは經濟的悪ではなく、それが現實に國民經濟に有害である場合に禁止すべきであるとする。「良きトラスト、悪しきトラスト」の思想がここに表われている。換言すれば「fair field」を確保するともに「open field」をも拓くべし」とするものである。尤もシャーマン法といえども「個人企業を巨大企業の横暴から保護することを意圖したものであつて、企業の健全にして自由なる活動を對象としたものではなかつた」のであるが、シャーマン法自體の表現の不明確なことがかかる解釋と批評を生ぜしめたのであつた。けだし、企業の集中は高度資本主義の必然的產物であつて、その現象そのものの違法性を論ずることは法律としての飛躍であり、反トラスト法がかかるものではないかぎり、問題は、經濟實體と立法規定との適合を法文上確保するか、或いは判例と常識とにゆだねるかに歸着するにすぎない。したがつて、「シャーマン法の効果はいかほどのトラストを解體せしめたかによつて量られるべきではなく、むしろ巨大企業にともなう産業支配の有害なる結果を未然に防止したことに存する」となす辯護論も充分その理由があるわけである。

次に、別個の批評として、石炭、石油等の有限なる天然資源の濫採を豫防するために、「天然資源を保護する必要がある場合には、その生産制限を目的とする企業結合ないし協定はこれを合法化すべし」との論がある。

(四) 反トラスト法のその後

以上、アメリカにおける反トラスト立法の内容とその結果の概要を概観してきたが、反トラストの動向は、一九二九年の恐慌を境として一轉し、「廣範圍にわたる失業と産業界の混亂とを惹起せる國家的緊急状態」に當面するや、一九三三年の産業復興法（いわゆるN・I・R・A）において反トラスト法は重大なる制限を課せらるるにいたつた。すなわち、同法第三條(a)において商工業者の公正競争に關する規約を認め、第四條(a)においては商工業に關する協定を認めて、企業活動の結合および共同を承認したのである。そして第五條(a)において「本法の有効期間およびその失効後六十日間には本法に基く規約、協定、許可ならびに本法の規定に従う行爲は反トラスト法の適用を受くことなし」と規定して、前世紀以來の傳統を放棄した。その後ニュー・ディール政策の行詰りとともに、これに應ずるが如くN・I・R・Aの憲法違反の宣告があり、一九三八年四月の教書に基き、ニュー・ディール第二期の政策としてふたたび反トラスト強化に出で、公益事業持株會社法、證券および取引所委員會の強化、獨占調査委員會(T・N・E・C)の設立等の方策が進められたが、この間の詳細ならびに今次大戰中および戦後のトラスト問題に關する動向はここに明かにしえない。本稿は、今次の我國

獨占禁止法の立案上、法律の見地において主として参考としたニュー・デール以前のアメリカ本來の反トラスト法を概観するにとどめ、ニュー・デール以後の問題は他の調査、研究にまちなたい。

結 語

以上、今般制定公布をみたいわゆる獨占禁止法の内容を説明するとともに、反トラスト問題に關し深刻な經驗を經、廣汎な研究がおこなわれ、かつ本法立案に當り参考とされたアメリカにおける反トラスト制度につき概説したのであるが、右により明かなとおり、獨占禁止法上何が正當であり何が違法であるかについてはさうとう廣い幅があり、その精神の具體化はしかく容易簡單な事柄ではない。さらにその目的達成のためには、もつばら今後なすべき多くの困難な仕事がある。本法の關與する分野には、今後ふみ分けられ、切り開らるべき多くの餘地が残されているといふべきである。實際的には、公正取引委員會が定めることあるべき具體的標準ないしは、個別的事件に當つての判斷によつて逐次解決されてゆくであらうし、學問的には學者、専門家の各方面よりする研究等によつて順次解明されてゆくことであらう。

本法は、すでに了解せられたる如く、我國の從來の法律制度と異なり、主管大臣の發案のもとに政府で發議して制定せられ、制定後はその主管大臣の責任で運用されるものとはいちじるしくその趣を異にしている。本法の運用に關しては、政府も、事業者も、消費者も、公正取引委員會を舞臺として、

本法の定める規準に即し、本法の定める手續に従い、本法の目的に沿う國民經濟の合理的發展のために、研究、論議を進めるべきものであるとされるのである。今後、事業活動が、本法の精神の完全なる理解と我國現下の經濟實體の充分なる把握と我國經濟の將來の動向への誤りなき洞察のもとに、合理的かつ眞摯におこなわれ、本法の正しい運用とともに我國經濟の急速なる再建がおこなわれることを祈つてやまない。

附
録

一 私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和二十二年四月十二日公布)

法律第五十四號

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次

第一章 總 則	第七章 損害賠償
第二章 私的獨占及び不當な取引制限	第八章 公正取引委員會
第三章 不當な事業能力の較差	第一節 組織及び權限
第四章 株式の保有、役員の兼任、合併 及び營業の讓受	第二節 手續
第五章 不正な競争方法	第三節 雜 則
第六章 適用除外	第九章 訴訟
	第十章 罰 則

第一章 總 則

第一條 この法律は、私的獨占、不當な取引制限及び不公正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販賣、價格、技術等の不當な制限その他一切の事業活動の不當な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び國民實所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、國民經濟の民主的で健全な發達を促進することを目的とする。

第二條 この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者をいう。

この法律において競争又は競争者とは、潜在的な競争者を含むものとする。

この法律において私的獨占とは、事業者が、單獨に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法を以てするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を實質的に制限することをいう。

この法律において不當な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義を以てするかを問わず、他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を實質的に制限することをいう。

この法律において不當な事業能力の較差とは、事業者と競争者の事業能力の間に、著しい較差が

ある場合において、その事業者の優越した事業能力が、技術的理由により正當とされるものでなく、且つ、その較差が左の各號の一に掲げる事由により私的獨占を行うことができる程度であるものをいう。

- 一 他の事業者があらたに事業を起すことを著しく困難にする程度に、事業者が、當該事業分野に屬する事業又はこれに使用する原材料を支配していること
- 二 事業者が、一定の事業分野において、他の事業者が現實に競争することを著しく困難にする程度に生産を支配してゐること
- 三 事業者が、私的獨占を行うことができる程度に自由な競争を抑壓し、又は著しく制限していること

この法律において不公正な競争方法とは、左の各號の一に該當する競争手段をいう。

- 一 他の事業者から不當に物資、資金その他の經濟上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に対し不當に物資、資金その他の經濟上の利益を供給しないこと
- 二 不當な差別對價を以て、物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること
- 三 不當に低い對價を以て、物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること
- 四 不當に、利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取り引きするように勧誘し、又は強制すること

- 五 相手方が自己の競争者から不當に物資、資金その他の經濟上の利益の供給を受けないことを條件として、當該相手方と取り引きすること
- 六 相手方とこれに物資、資金その他の經濟上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方とその競争者との關係を不當に拘束する條件を附け、又は相手方である會社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の營業の主任者をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けるべき旨の條件を附けて、當該相手方に物資、資金その他の經濟上の利益を供給すること
- 七 前各號に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第七十一條及び第七十二條に規定する手續に従い公正取引委員會の指定するもの

第二章 私的獨占及び不當な取引制限

- 第三條 事業者は、私的獨占又は不當な取引制限をしてはならない。
- 第四條 事業者は、共同して左の各號の一に該當する行爲をしてはならない。
 - 一 對價を決定し、維持し、又は引き上げること
 - 二 生産量又は販賣數量を制限すること
 - 三 技術、製品、販路又は顧客を制限すること

四 設備の新設若しくは擴張又は新技術若しくは新生産方式の採用を制限すること

前項の規定は、一定の取引分野における競争に對する該當共同行爲の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

第五條 事業者は、一手買取及び一手販賣の方法による資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の割當を行う法人その他の團體を設立し、若しくは組織し、又はこれらの團體に加入してはならない。

第六條 事業者は、外國の事業者と左の各號の一に該當する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし、又は國內の事業者と貿易に關し左の各號の一に該當する事項を内容とする協定若しくは契約をしてはならない。

一 第四條第一項各號の一に掲げる事項

二 事業活動に必要な科學又は技術に關する知識又は情報の交換を制限すること

前項の規定は、國際取引又は國內取引の一定の分野における競争に對する當該協定又は當該契約の影響が問題とする程度に至らないものである場合には、これを適用しない。

事業者は、外國の事業者との國際的協定若しくは國際的契約又は國內の事業者との貿易に關する協定若しくは契約であつて相當期間繼續するもの（一の取引による目的物の授受のみが相當期間にわたるものを除く。）をしようとする場合には、公正取引委員會に届け出て、その認可を受けな

ればならぬ。

前項の場合において、事業者は、届出の日から三十日を経過するまでは、当該協定又は当該契約をしてはならない。

第七條 私的獨占又は不當な取引制限に該當する行爲があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に従い、事業者に對し、當該行爲の差止、營業の一部の讓渡その他私的獨占又は不當な取引制限を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第三章 不當な事業能力の較差

第八條 不當な事業能力の較差があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に従い、事業者に對し、營業施設の讓渡その他その較差を排除するために必要な措置を命ずることができる。公正取引委員會が前項の措置を命ずるに當つては、當該事業者につき、左の各號に掲げる事項を考慮しなければならない。

- 一 資本金、積立金その他資産の狀況
- 二 收支その他經營の狀況
- 三 役員 の 構成
- 四 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地條件

- 五 事業設備の狀況
- 六 特許權の有無及び内容その他技術上の特質
- 七 生産、販賣等の能力及びの狀況
- 八 資金、原材料等の取得の能力及び狀況
- 九 投資その他の方法による他の事業者との關係
- 十 前各號に掲げる事項に關する競争者との比較

第四章 株式の保有、役員 の 兼任、合併及び營業の讓受

第九條 持株會社は、これを設立してはならない。

前項において持株會社とは、株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより、他の會社の事業活動を支配することを主たる事業とする會社をいう。

第十條 金融業（銀行業、信託業、保險業、無盡業又は證券業をいう。以下同じ。）以外の事業を營む會社は、他の會社の株式（議決權のない株式を除く。以下同じ。）を取得してはならない。

前項の規定は、會社（商品の賣買を主たる事業とするものを除く。）が、左の各號に該當する他の會社の株式の全部を所有することとなる場合において、その會社の株式の取得について公正取引委員會の認可を申請し、公正取引委員會が、當該株式の所有が一定の取引分野における競争を實質

的に制限することにより公共の利益に反することとなることがないと認めて認可したときには、これを適用しない。

一 原材料、半製品、部分品、副産物、廢物若しくは事業活動に必要な物資その他の經濟上の利益（資金を除く。）の供給について繼續的で緊密な關係にある會社又は特許、發明若しくは實用新案の利用關係にある會社

二 他の會社の株式を所有していない會社

前項に規定する場合の外、株式を取得しようとする會社（現に存する會社の株式を取得しようとする場合には、株式を取得しようとする會社及びその株式を發行する會社）が、その株式の取得が左の各號に掲げる要件を備えていることを明かにした場合には、その會社の株式の全部を所有することとならないときでも、同項に規定する他の要件を備えているときには、同項と同様とする。

一 必要な資金を調達するために發行される株式の取得であること

二 申請會社において株式を引き受ける外、資本の取得が事實上困難である場合の株式の取得であること

三 株式の取得が公正な競争方法に因るものでないこと

四 取得しようとする會社と競争關係にある會社が株式を所有していない會社の株式の取得であること。但し、商品の賣買を主たる事業とする會社の株式の取得については、取得しようとする會

社以外の會社が株式を所有していない場合に限る

第十一條 金融業を営む會社は、自己と競争關係にある同種の金融業を営む他の會社の株式を取得してはならない。

金融業を営む會社であつてその總資産（未拂込株金、未拂込出資金又は未拂込基金に對する請求權を除く。）が五百萬圓を超えるものは、他の會社の株式總數の百分の五を超えてその會社の株式を所有することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

前二項の規定は、左の各號の一に該當する場合には、これを適用しない。

一 證券業を営む會社が業務として株式を取得する場合

二 證券業以外の金融業を営む會社が賣出のための引受によつて株式を取得する場合

三 委託者を受益者とする有價證券信託の引受によつて株式を取得する場合。但し、委託者が議決權を行使する場合に限る

前項第一號又は第二號の場合において、取得の日から一年を超えて株式を所有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員會の認可を受けなければならない。

第十二條 會社は、他の會社の資本金額（株金總額、出資總額、株金總額及び出資總額の合計額又は基金總額をいう。）の百分の二十五に相當する金額を超えてその會社の社債（銀行業を営む會社の社債を除く。以下同じ。）を所有することとなる場合には、その社債を取得してはならない。

前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、株式とあるのは、社債と読み替えるものとする。

第十三條 會社の役員又は従業員（繼續して會社の業務に従業する者であつて役員以外のものをいう）は、左の各號の一に該當する場合には、他の會社の役員の地位を兼ねてはならない。

一 兩會社が競争關係にある場合

二 兩會社の何れか一方の役員は、四分以上が兩會社以外の會社の役員を占めてゐる場合、會社の役員は、いかなる場合においても四以上の會社の役員を占めてはならない。

第十四條 何人も、相互に競争關係にある二以上の會社の株式を所有することにより、一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより公共の利益に反することとなる場合には、その株式を取得してはならない。

何人も、相互に競争關係にある二以上の會社の株式を各會社の株式總數の百分の十を超えて所有することとなる場合には、その株式の取得について公正取引委員會の認可を受けなければならぬ。會社の役員は、その會社と競争關係にある他の會社の株式を取得してはならない。

會社の役員は、その就任の際、就任する會社と競争關係にある會社の株式を所有している場合には、その旨を公正取引委員會に届け出なければならぬ。

公正取引委員會は、前項の届出があつた場合において、一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより公共の利益に反することとなる虞があると認めるときは、その全部又は一部の處分その他必要な措置を命ずることができる。

第十五條 會社は、公正取引委員會の認可を受けなければ、合併してはならない。

公正取引委員會は、前項の認可の申請があつた場合において、當該合併が左の各號の一に該當し公共の利益に反すると認めるときは、これを認可してはならない。

一 當該合併が生産、販賣又は經營の合理化に役立たない場合

二 當該合併によつて不當な事業能力の較差が生ずることとなる場合

三 當該合併によつて一定の取引分野における競争を實質的に制限することとなる虞がある場合

四 當該合併が不公正な競争方法によつて強制されたものである場合

第十六條 會社は、公正取引委員會の認可を受けなければ、他の會社の營業の全部若しくは一部の讓受、他の會社の營業全部の賃借、他の會社の經營の受任又は他の會社と營業上の損益全部を共通にする契約をしてはならない。

前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、當該合併とあるのは、當該行爲と讀み替えるものとする。

第十七條 何らの名義を以てするかを問はず、第九條から前條までの規定による禁止又は制限を免れる行爲をしてはならない。

第十八條 公正取引委員會は、第五條若しくは第九條第一項の規定に違反して會社が設立された場合又は第十五條第一項の規定に違反して會社が合併した場合においては、設立又は合併の無効の訴を提起することができる。

第五章 不公正な競争方法

第十九條 事業者は、不公正な競争方法を用いてはならない。

第二十條 前條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員會は、第八章第二節に規定する手續に従い、當該行爲の差止を命ずることができる。

第六章 適用除外

第二十一條 この法律の規定は、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業その他その性質上當然に獨占となる一事業を営む者の行う生産、販賣又は供給に關する行爲であつてその事業に固有のものについてはこれを適用しない。

第二十二條 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基く命令によつて行う正當な行爲にはこれを適用しない。
前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第二十三條 この法律の規定は、著作権法、特許法、實用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行爲にはこれを適用しない。

第二十四條 この法律の規定は、左の各號に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合會を含む。）の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不當に對價を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- 二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること
- 四 組合員に對して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

第七章 損害賠償

第二十五條 私的獨占若しくは不當な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に對し損害賠償の責に任ずる。

事業者は、故意又は過失がなかつたことを證明して、前項に規定する責任を免れることができる。

50

第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因つて消滅する。

第八章 公正取引委員会

第一節 組織及び権限

第二十七條 この法律の目的を達成するため、公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

第二十八條 公正取引委員会の委員は、獨立してその職権を行う。

第二十九條 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は經濟に關する學識經驗のある者のうちから、内閣総理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

委員は、これを官吏とする。

第三十條 委員の任期は、五年とする。但し、補缺委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員は、年齢が六十五年に達したときには、その地位を退く。

國會閉會の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は缺員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十條 委員は、左の各號の一に該當する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合
 - 二 懲戒免官の処分を受けた場合
 - 三 この法律の規定に違反して刑に處せられた場合
 - 四 禁錮以上の刑に處せられた場合
 - 五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合
- 第三十二條 前條第一號又は第三號から第五號までの場合においては、内閣総理大臣はその委員を罷免しなければならない。

第三十三條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の會務を總理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十四條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決す

ることができない。

公正取引委員會の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員會が第三十一條第五號の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

第三十五條 公正取引委員會の事務を處理させるため、公正取引委員會に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、檢察官、任命の際現に辯護士たる者又は辯護士の資格を有する者を加えなければならぬ。

前項の檢察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に關するものに限る。

第三十六條 委員長、委員及び公正取引委員會の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員會の職員は、在任中、左の各號の一に該當する行爲をすることができない。

一 國會若しくは地方公共團體の議會の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二 内閣總理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること

三 商業を営み、その他金錢上の利益を目的とする業務を行うこと

第三十八條 委員長、委員及び公正取引委員會の職員は、事件に關する事實の有無又は法令の適用について、意見を外部に發表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に關する研究の結果を發表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員及び公正取引委員會の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員會の職員であつた者は、その職務に關して知得した事業者の祕密を他に漏し、又は窃用してはならない。

第四十條 公正取引委員會は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の團體又はこれらの職員に對し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十一條 公正取引委員會は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、學校、事業者、事業者の團體又は學識經驗ある者に對し、必要な調査を囑託することができる。

第四十二條 公正取引委員會は、その職務を行うために必要があるときは、公聽會を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十三條 公正取引委員會は、この法律の適正な運用を圖るため、事業者の祕密を除いて、必要な

事項を一般に公表することができる。

第四十四條 公正取引委員會に、内閣總理大臣を経由して、國會に對し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

公正取引委員會は、内閣總理大臣を経由して國會に對し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することができる。

第二節 手 續

第四十五條 何人も、この法律の規定に違反する事實があると思料するときは、公正取引委員會に對し、その事實を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員會は、事件について必要な調査をしなければならぬ。

公正取引委員會は、この法律の規定に違反する事實があると思料するときは、職權を以て適當な措置をとることができる。

第四十六條 公正取引委員會は、事件について必要な調査をするため、左の各號に掲げる處分をすることができる。

一 事件關係人又は參考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること

三 帳簿書類その他の物件の所有者に對し、當該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

四 事件關係の營業所その他必要な場所に臨檢して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を檢査すること

公正取引委員會が相當と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員會の職員をして、前項の處分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨檢檢査をさせる場合においては、これに證票を携帯させなければならぬ。

第四十七條 公正取引委員會は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、特に前條に規定する處分があつたときは、その結果を明かにして置かなければならない。

第四十八條 公正取引委員會は、事業者が、私的獨占をし、不當な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いていと認める場合又は不當な事業能力の較差があると認める場合には、當該事業者に對し、適當な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の規定による勧告があつたときは、事業者は、遲滞なく公正取引委員會に對し、當該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

事業者が勧告を應諾したときは、公正取引委員會は、審判手續を経ないで勧告と同趣旨の審決を

することができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭すべき旨を附記しなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

第五十一條 事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに對する答辯書を遅滞なく公正取引委員會に提出しなければならない。

第五十二條 事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員會が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不當である理由を述べ、且つ、これを立證する資料を提出し、公正取引委員會に對し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に對し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員會が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

事業者は、辯護士その他適當な者を代理人とすることができる。

第五十三條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の祕密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審判には、速記者を立ち會わせて、陳述を筆記させなければならない。

第五十四條 公正取引委員會は、審判をした後、事業者が、私的獨占をし、不當な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不當な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、事業者に對し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員會の合議は、これを公開しない。

第五十七條 審決は、文書によつてこれを行い、審決書には、公正取引委員會の認定した事實及びこれに對する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。審決書には、少數意見を附記することができる。

第五十八條 審決は、事業者に審決書の謄本が到達した時に、その效力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員會は、必要があると認めるときは、職權で、審決の結果について關係のある第三者を當事者として審判手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び当該第

三者を審訊しなければならない。

第六十條 關係のある公務所又は公共的な團體は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員會の承認を得て、當事者として審判手續に参加することができる。

第六十一條 關係のある公務所又は公共的な團體は、公共の利益を保護するため、公正取引委員會に對して意見を述べることができる。

第六十二條 公正取引委員會が、第五十四條の規定により、審決を以て違反行爲の差止その他の處分を命じた場合においては、事業者は、裁判所の定める保證金又は有價證券を供託して、當該審決が確定するまでその執行を免れることができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手續法により、これを行う。

第六十三條 事業者が、前條第一項の規定により供託をした場合において、當該審決が確定したときは、裁判所は、公正取引委員會の申立により、供託に係る保證金又は有價證券の全部又は一部を沒取することができる。

前條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十四條 公正取引委員會は、第五十四條の審決をした後においても、將に必要があるときは、第四十六條の規定により、處分をし、又はその職員をして處分させることができる。

第六十五條 公正取引委員會は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項（第

十二條第二項で準用する場合を含む）、第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第二項の規定による認可の申請があつた場合において、當該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。

第四十五條第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に、これを準用する。

第六十六條 公正取引委員會は、前條第一項に掲げる認可について、その認可の要件である事實が消滅し、又は變更したと認めるときは、審判手續を経て、審決を以てこれを取り消し、又は變更することができる。

公正取引委員會は、經濟事情の變化その他の事由により、審決の基礎となつた事實が消滅し、若しくは變更した場合において、當該審決を維持することが不當であつて公共の利益に反すると認めるときは、審判手續を経て、審決を以てこれを取り消し、又は變更することができる。

第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員會の申立により、事業者に對し、私的獨占、不當な取引制限又は不公正な競争方法に該當する疑のある行爲を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは變更することができる。

第六十二條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十八條 事業者は、裁判所の定める保證金又は有價證券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第六十三條の規定は、前項の規定による供託に係る、保證金又は有價證券の沒收にこれを準用する。

第六十九條 利害關係人は、公正取引委員會に對し、事件記録の閲覽若しくは謄寫又は審決書の正本、謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第七十條 この法律に定めるものを除く外、公正取引委員會の調査及び審判に關する手續その他事件の處理並びに第六十二條第一項及び第六十八條第一項の供託に關し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

第三節 雜 則

第七十一條 公正取引委員會が第二條第六項第七號の規定により不正な競争方法を指定するには、指定しようとする競争方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聽會を開いて一般の意見を求めた後、指定假案を作成して、これを公表し、當該假案について事業者に反對意見があるときは、これを充分に考慮した上で、これをしなければならぬ。

七十二條 第二條第六項第七號の規定による不正な競争方法の指定は、告示によつてこれを行う。

前項の指定は、告示の日から三十日を經過した日に、その效力を生ずる。

第七十三條 公正取引委員會は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、檢事總長に告發しなければならぬ。

前項の規定による告發に係る事件について公訴を提起しない處分をしたときは、檢事總長は、遅

滞なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣總理大臣に報告しなければならぬ。

第七十四條 檢事總長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員會に對し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第七十五條 第四十六條第一項第一號若しくは第二號又は同條第二項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手當を請求することができる。

第七十六條 公正取引委員會は、その内部規律及び事件の處理手續に關する事項について規則を定めることができる。

第九章 訴 訟

第七十七條 公正取引委員會の審決に不服のある者は、裁判所に審決の取消又は變更の訴を提起することができる。但し、審決がその效力を生じた日から三十日を經過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員會を以て被告とする。

第七十八條 訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員會に對し、當該事件の記録(事件關係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録、その他裁判上證據となるべき一切のものを含む。)の送付を求めなければならぬ。

第七十九條 第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員會の審決の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害關係人の申立により、又は職權で、決定を以て公正取引委員會の審決の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその處分を取り消し、若しくは變更することができる。

第八十條 第七十七條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員會の認定した事實は、これを立證する實質的な證據があるときには、裁判所を拘束する。

前項に規定する實質的な證據の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一條 當事者は、左の各號の一に該當する場合に限り、裁判所に對し、當該事件に關係のあるあたらしい證據の申立をすることができる。

一 公正取引委員會が、正當な理由がなく、當該證據を採用しなかつた場合

二 公正取引委員會の審判に際して當該證據を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつた場合

前項各號に掲げる場合においては、當事者において、その事由を明かにしなければならぬ。

裁判所は、第一項の規定によるあたらしい證據を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員會に對し、當該事件を差し戻し、當該證據を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命じなければならぬ。

あつたか
あつたか
あつたか
あつたか
あつたか

あつたか
あつたか

第八十二條 裁判所は、公正取引委員會の審決が、左の各號の一に該當する場合には、これを取り消すことができる。

一 審決の基礎となつた事實を立證する實質的な證據がない場合

二 審決が憲法その他の法令に違反する場合

裁判所は、審決の内容が憲法その他の法令の適用について獨斷に過ぎ、又は不當であると認めるときは、これを變更することができる。

第八十三條 裁判所は、公正取引委員會の審決を變更することを相當と認めるときは、變更すべき點を指示して事件を公正取引委員會に差し戻すことができる。

第八十四條 第二十五條の規定による損害賠償に關する訴が提起されたときは、裁判所は、遲滯なく、公正取引委員會に對し、同條に規定する違反行爲に因つて生じた損害の額について、意見を求めなければならぬ。

前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十五條 左の各號の一に該當する訴訟については、第一審の裁判權は、東京高等裁判所に屬する。

一 公正取引委員會の審決に係る訴訟

二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟

三 第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十六條 第六十二條第一項、第六十三條第一項（第六十八條第二項で準用する場合を含む。）、第六十七條第一項、第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の專屬管轄とする。

第八十七條 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議體を設ける。

前項の合議體の裁判官の員數は、これを五人とする。

第八十八條 前條第一項に規定する事件に關する裁判に對しては、その裁判において法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかについてした判斷が不當であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。

第十章 罰 則

第八十九條 第三條の規定に違反して私的獨占又は不當な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第九十條 左の各號の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第四條第一項の規定に違反して共同行爲をした者

二 第五條の規定に違反して法人その他の團體を設立し、若しくは組織し、又はこれらの團體に加入した者

三 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者

四 第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は二萬圓以下の罰金に處する。

一 第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

二 第九條第一項の規定に違反して持株會社を設立した者

三 第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

四 第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五 第十三條の規定に違反して役員に就いた者

六 第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得し、同條第四項の規定に違反して届出をせず、又は同條第五項の規定による公正取引委員會の命令が確定した後においてこれに従わない者

七 第十六條第一項の規定に違反して他の會社の營業の全部若しくは一部の讓受、他の會社の營業

全部の賃借、他の會社の經營の受任又は他の會社と營業上の損益全部を共通にする契約をした者
八 第十七條の規定に違反した者

第九十二條 前三條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。
第九十三條 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

第九十四條 第四十六條第一項第四號又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處する。

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一號から第四號まで、若しくは第六號から第八號まで又は第九十四條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員會の告發を待つて、これを論ずる。
前項の告發は、文書を以てこれを行う。

公正取引委員會は、第一項の告發をするに當り、その告發に係る犯罪について、第百條第一項第一號の宣告をすることを相當と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。
第一項の告發は、公訴の提起があつた後は、これを取り消すことができない。

第九十七條 第四十八條第三項又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五萬圓以下の過料に處する。但し、その行爲につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十八條 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三萬圓以下の過料に處する。
第九十九條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の過料に處する。

一 第四十條の規定による公正取引委員會の處分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第四十六條第一項第一號又は同條第二項の規定による事件關係人又は參考人に對する處分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
三 第四十六條第一項第二號又は同條第二項の規定による鑑定人に對する處分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第四十六條第一項第三號又は同條第二項の規定による物件の所持者に對する處分に違反して物件を提出しない者

第百條 第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は、情狀により、刑の言渡と同時に、左に掲げる宣告をすることができる。但し、第一號の宣告をするのは、その特許權又は特許發明の實施權が、犯人に屬している場合に限る。

一 違反行爲に供せられた特許權の特許又は特許發明の實施權は取り消されるべき旨

二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすることができない旨
前項第一號の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許標準局長官に送付
しなければならない。

前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許標準局長官は、その特許権の特許又は
特許發明の實施権を取り消さなければならぬ。

附 則

第一百一條 この法律の施行の期日は、各規定について命令を以てこれを定める。

第一百二條 各規定施行の際現に存する契約で、當該規定に違反するものは、當該規定の施行の日から
その效力を失う。

第一百三條 この法律の規定は、企業再建整備法の規定による決定整備計畫又は金融機關再建整備法の
規定による整備計畫に基いて行う事業者の行爲には、これを適用しない。

第一百四條 第五條の規定施行の際現に存する法人その他の團體で、一手買取及び一手販賣の方法によ
る資材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資材若しくは製品の全部若しくは一部の
配給の割當を行うものの處置については、命令を以てこれを定める。

第一百五條 第九條の規定施行の際現に存する持株會社の處置については、命令を以てこれを定める。

第一百六條 第九條、第十條、第十二條、第十四條第一項及び第二項、前條、第一百七條並びに第一百條
の規定は、東北興業株式會社には、これを適用しない。

第一百七條 金融業以外の事業を営む會社が、第十條又は第十二條の規定施行の際現に當該規定に反し
て所有する他の會社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。

第一百八條 金融業を営む會社が、第十一條又は第十二條の規定施行の際現に當該規定に反して所有す
る他の會社の株式又は社債の處置については、命令を以てこれを定める。

第一百九條 第十三條の規定施行の際現に同條第一項の規定に反して役員_の地位を兼ねている者は、同
條の規定施行の日から九十日以内に、何れか一の地位を除いて他の地位を辭さなければならぬ。

第十三條の規定施行の際現に四以上の會社の役員_の地位を占めている者は、同條の規定施行の日
から九十日以内に、何れか三の地位を除いて他の地位を辭さなければならぬ。

第一百十條 第十四條の規定施行の際現に同條の規定に反して所有されている株式の處置については、
命令を以てこれを定める。

第一百十一條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第九條の規定に違反した者

二 第一百四條、第一百五條、第一百七條、第一百八條又は前條の規定に基く命令に違反した者

第一百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

の業務又は財産に關して、前條第二號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても、同條の罰金刑を科する。

第百十三條 公正取引委員會の委員長及び委員は、持株會社整理委員會又は證券處理調整協議會の會議に出席して意見を述べることができる。

第百十四條 公正取引委員會の第一期の委員の任期は、内閣總理大臣の定めるところにより、そのうち一人については一年、二人については二年、一人については三年、二人については四年、一人については五年とする。

二 國際的協定又は國際的契約の禁止等に関する件

(昭和二十一年一月二十六日公布)

勅令第三十三號

第一條 現に左の各號の一に該當する國際的協定に加入し又は國際的契約を爲し居る者は本令施行後十四日以内に當該協定又は契約の目的及内容を商工大臣に届出づべし。

一 生産數量、生産分野其の他生産に關する事項の制限に關する協定又は契約

二 販賣價格、販賣數量、販路其の他販賣に關する事項の制限に關する協定又は契約

三 取引先其の他商取引に關する事項の制限に關する協定又は契約

四 科學又は技術に關する知識又は情報の交換の制限に關する協定又は契約(昭和二十一年勅令第百八十八號改正)

第二條 現に前條各號の一に該當する國際的協定に加入し又は國際的契約を爲し居る者は本令施行後三十日以内に當該協定より脱退し又は當該契約を解除すべし。

前項の規定に依り脱退し又は解除したるときは遲滯なく其の旨を商工大臣に届出づべし。

第三條 個人と雖も第一條各號に該當する國際的協定に加入し又は國際的契約を爲すことを得ず。

第四條 第一條乃至前條の規定に違反したる者は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二萬圓以下の罰金に處す。

第四條の二 前條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及罰金を併科することを得（昭和二十一年勅令第百八十八號改正）

第五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者其の法人又は人の業務に關し第四條の違反行爲を爲したるときは、行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し同條の罰金刑を科す。

附 則

本令は公布の日より之を施行す。

第一條第四號の改正規定に係る協定又は契約に關しては昭和二十一年勅令第三十三號第一條又は第二條中本令施行後とあるは第一條第四號の改正規定施行後とす（昭和二十一年勅令第百八十八號改正）

三 公正取引委員會の委員の級別等に關する政令

（昭和二十二年七月十四日公布）

政令第百三十四號

第一條 公正取引委員會の委員は、これを一級とする。

第二條 國會閉會の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了し、又は缺員を生じたことにまじり、委員長又は委員長が故障のある場合において昭和二十二年法律第五十四號（以下私的獨占禁止法という。）第三十三條第三項の規定により委員長を代理している委員（以下委員長代理とす。）を除いて、委員の員數が二人以下となつたときは、内閣總理大臣は、國會閉會の後又は衆議院解散の後に任期満了した委員のうちから、委員長又は委員長代理を除いて、その全體の員數が三人となるまで、あらたに委員が任命されるまで引續き委員の職務を行ふ者を命ずることができる。

第三條 委員（委員長又は委員長代理を除く。）に、前條の規定により委員の職務を行ふ者を加えて、その員數の合計が三人となるに至らないときは、内閣總理大臣は、その全體の員數が三人となるまで、あらたに委員が任命されるまで委員の職務を行ふ者を命ずることができる。

第四條 國會閉會の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了し、又は缺員を生じたときは、内閣總理大臣は、國會閉會の日から三十日以内に、衆議院の同意を得るため、あらたに委員に任命すべき者の氏名を明かにして、これを衆議院に提出しなければならない。

第五條 委員長は、内閣總理大臣が第二條から前條までの規定により、委員の職務を行う者を命じようとし、又は委員に任命すべき者について衆議院の同意を得ようとするときは、その候補者を内閣總理大臣に推薦することができる。

第六條 私的獨占禁止法第三十六條第一項の規定により、公正取引委員會の委員長には年額十一萬圓、委員には年額九萬圓の俸給を給する。

第七條 公正取引委員會の委員長及び委員の受ける費用辨償並びに事務局職員の受ける俸給その他の給與については、一般の官吏の例による。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

四 聯邦反トラスト法 The Federal Anti Trust Law (シワゆるン法)

(千八百九十年九月二日)

不法なる制限及び獨占到對し取引及び商業を保護する法律

第一條 契約 (contract) 信託 (trust) その他の形式による結合 (combination) または申合 (conspiracy) にして各州間又は外國との取引若しくは商業を制限するものは總てこれを違法とす。かかる契約結合又は申合をなす者は輕罪 (misdemeanor) の責あるものとし其の確定の場合においては裁判所の裁量により千ドル以下の罰金若しくは一年以下の禁錮又はその兩者に處す。

第二條 各州間又は外國との取引若しくは商業の一部を獨占し又は獨占せんとする者は輕罪の責あるものとし、その確定の場合においては裁判所の裁量により五千ドル以下の罰金若しくは一年以下の禁錮又はその兩者に處す、各州間又は外國との取引若しくは商業の一部を獨占するがため他人と結合又は申合したる者亦同じ。

第三條 契約、信託、その他の形式による結合又は申合にして合衆國若しくはコロンビア區の屬領内における取引若しくは商業を制限するもの又は屬領相互間、屬領と州、コロンビア區若しくは外國との間又はコロンビア區と州若しくは外國との間における取引若しくは商業を制限せるものは、總

てこれを違法とす。かかる契約、結合又は申合をなす者は輕罪の責あるものとし、その確定の場合においては、裁判所の裁量により五千ドル以下の罰金若しくは一年以下の禁錮又は、その兩者に處す。

第四條 合衆國の巡回裁判所は本法の違反を防止し及び抑壓するため裁判權を付與せらるるものとす、合衆國各地方檢察は檢察總長の指揮の下にその各管轄區においてかかる違反を防止及び抑壓するため衡平法による手續を開始するものとす。右手續は事件を具陳してかかる違反を禁止せられたしとなす旨の訴狀 (petition) によることを得、被告に對し右訴狀を正式に通知したるときは、裁判所は速かに事件の審理及び決定の手續をなすべし、右訴狀の繫屬中最後の判決あるまでは、何時にても裁判所は本案前の手續 (premises) において正當と認むる一時的の制限又は禁止の命令をなすことを得。

第五條 本法第四條による手續繫屬中なる裁判所において公平上他の訴訟當事者は立會を必要とすること明かなる場合においては裁判所はその管轄区域内に居住すると否とに拘らず、これを喚問することを得、且つ、これがための召喚狀はいずれの地區においても關係執行吏これを執行することを得。

第六條 本法第一條に掲ぐる契約、結合又は申合により所有せらるる (且つその目的物たる) 財産にして一州より他の州又は外國に輸送中のものはこれを合衆國に沒收す、且つ法律に違反して合衆國

に輸入せらるる財産の沒收 (confiscation)、差押 (seizure) 及び沒收の宣告 (condemnation) に関する法律に規定せらるると同様の手續により、これを差押え及び沒收の宣言をなすことを得。

第七條 他人又は法人のため本法により禁止せられ又は違法とせられたる事項により、その營業又は財産に損害を被りたる者は係争價格の如何に拘らず、被告の住居し又は現在する地區における合衆國巡回裁判所に出訴しその受けたる損害の三倍及び相當の辯護料を包含する訴訟費用を回復することを得。

第八條 本法に於て「者」("person" or "persons")と稱する合衆國、その屬領、州又は外國の法律による法人 (corporation) 及び組員 (association) を包含するものとす。

(千九百十四年九月二十六日)

聯邦通商委員會を設立しその職務権限を定め及びその他の目的を有する法律

第一條 本法により聯邦通商委員會と稱する委員會を創設す(以下單に委員會と稱す)。委員會は五人の委員を以てこれを組織す。委員は上院の勸告に基き且つその同意を以て大統領これを任命す。委員中同一政黨に屬する者三人を超ゆることを得ず。最初に任命せられたる各委員の任期は大統領の指定より本法施行の日より夫々三年、四年、五年、六年又は七年とし爾後の委員の任期は七年とす。但し缺員を補充するため選任せられたる者については前任委員の任期の殘存期間を以てその任期とす。委員會は委員中より議長を選擧すべし。委員は他の業務若しくは職業に従事し又は他人に雇傭せらるることを得ず。委員はその無能、職務の怠慢又は職務違反により大統領これを罷免することを得。委員會に缺員を生じたるときといえども爾餘の委員が委員會に屬する一切の権限を行使する權利は妨げらるることなし。委員會は公務上の印章を作成しその印鑑を届出さずべし。

第二條 委員には年俸一萬ドルを給與し、その支給の方法は合衆國裁判所判事の俸給の支給方法に準ず。

委員會は主事を任命すべし。主事には年俸五千ドルを給與し、その支拂方法は右に準ず。委員會は職務を遂行するため必要ありと認めたるときは、その都度辯護士、専門家、調査員、書記及びその他の使用人を使用し、且つその報酬を定むることを得。主事、各委員に附屬する書記、辯護士及び委員會が事務を遂行するため必要ありと認めたる都度使用せる専門家及び調査員以外の委員會の使用人は總てこれを公務員とし、委員會及び文官事務委員會の定むる規定に従い、その職務を行うべきものとす。委員會の支出は總て委員會の認めたる傳票を呈示したる者に支拂わらるべきものとす。右支出中には委員又はその命令を受けたる使用人がワシントン以外の地において調査をなし、又は公務を行うにつき必要なる旅費を含むものとす。委員會は法律に別段の規定なき限りその使用に充つるため適當なる事務所を賃借することを得。會計検査官は委員會の支出に關する一切の計算書の送付を受けこれを検査すべし。

第三條 委員會の成立及びその議長の選舉と同時に會社局 (Bureau of Corporation) 並びに會社局委員及び會社局副委員の職はこれを廢止す。會社局に係る調査及び訴訟手續にして繼續中のものは總て委員會これを承繼す。

會社局に屬する書記及び使用人は總てこれを委員會に移し、現在の地位及び俸給を以て各夫々委員會の書記及び使用人たるものとす。

會社局に屬する記録、文書及び財産並びに會社局の支出及びその維持のために充てられたる豫算はこれを委員會が本法によりて付與せられたる権限及び職務を行うにつき使用すべき財産及び豫算と

す。會社局の豫算中には千九百十五年度商務省臨時費又は千九百十五年度商務省印刷費中より商務長官により會社局に割當てられたる割當金を含むものとす。

委員會の主たる事務所はこれをワシントン市に置く。但し委員會は他の如何なる場所においても會議を開きその一切の権限を行使することを得。委員會はその委員の一人若しくは二人以上又はその指定したる調査委員により、合衆國の如何なる地においてもその職務上必要なる調査をなすことを得。

第四條 本法において「商業」(commerce)と稱するは、各州間若しくは、外國との間、合衆國屬領内若しくはコロンビア區内、右の屬領相互間、屬領と州若しくは外國との間又はコロンビア區と州、屬領若しくは外國との間における商業を謂う。本法において「營利團體」(corporation)と稱するは利益のために營業を行うを目的として設立せられたる法人たる會社 (company) 若しくは組合 (association) 又は法人に非ざる會社若しくは組合にして株式資本を有するもの及び自己の利益若しくは、その成員の利益のために營業を行うを目的として設立せられたる法人たる會社若しくは組合又は法人に非ざる會社若しくは組合にして株式資本を有せざるもの (合名會社 partnership を除く) を謂う。

本法において「書證」(documentary evidence) と稱するは本法通過の時及びその後において存在する書類、文書及び通信の總てを謂う。

本法において「商業取締法」と稱するは千八百八十七年二月十四日裁可の「商業取締法」と稱せらるる法律並びにその改正及び補充の法律を總てを謂う。

本法において「反トラスト法」と稱するは千八百九十年七月二日裁可の「不法なる制限及び獨占到對し取引及び商業を保護する法律」と稱せらるる法律、千八百九十四年八月二十七日裁可の「租税を輕減し政府の收入に資し及びその他の目的を有する法律」と稱せらるる法律の第七十三條乃至第七十七條及び千九百十三年二月十二日裁可の「千八百九十四年八月二十七日の「租税を輕減し政府の收入に資し及びその他の目的を有する法律」と稱せらるる法律の第七十三條及び第七十六條を改正する法律」と稱せらるる法律を謂う。

第五條 商業における不公正なる競争方法はこれを違反とす。

委員會は個人、合名會社又は營利團體が商業において不公正なる競争方法を行はしむることを防止する権限及び職務を有す。但し商業取締法に服する銀行及び運輸業者 (common carrier) についてはこの限りにあらず。

個人、合名會社又は營利團體が商業において不公正なる競争方法を既に行使し又は現に行使しつつありと信すべき理由ありたるときは、略式裁判 (proceeding) に付するを以て公衆の利益に適すと認むるときに限り委員會は詰問狀 (complaint) を發しこれを當該個人、合名會社又は營利團體に送達すべし。詰問狀には摘發事項 (charge) を記載し指定したる日時及び場所において訊問をなす

D.

べき旨の通知を附記すべし。訊問の日は少くとも詰問状送達の日より三十日以後たることを要す。被告たる個人、合名會社又は營利團體は指定せられたる日時、場所に出頭し委員會が當該個人、合名會社又は營利團體に對し詰問状に摘發せられたる違法行爲を停止すべき旨の命令を發すべからざる事由を陳述する權利を有する個人、合名會社又は營利團體申立をなし相當の理由を示したるときは委員會の許可により本人自身又は訴訟代理人を以て略式裁判に参加することを得。略式裁判における證言 (testimony) については調書を作り委員會の事務所にこれを保管すべし。委員會の訊問をなしたる後、當該競争方法を以て本法の禁止事項に該當すと認めたるときは事實に關するその認定を記載せる報告書を作成し、且つ、當該個人、合名會社又は營利團體に對し右の競争方法の停止を要求する旨の命令を發し當該個人、合名會社又は營利團體にこれを送達すべし。次項の規定により右の訊問調書の謄本を合衆國巡回控訴裁判所に提出する以前においては何時にても委員會はその適當と認むる通知及び方法により本條に基き作成し又は發したる報告又は命令の全部又は一部を變更し又は取消すことを得。

委員會の命令の有効期間中個人、合名會社又は營利團體その命令に従わず又は従うことを懈りたるときは委員會は合衆國巡回控訴裁判所にその命令の執行を求むる旨の申立をなすことを得。右申立は當該競争方法の行使せられたる地又は當該個人、合名會社又は營利團體の住所地又は營業地を管轄する合衆國巡回控訴裁判所に對してこれをなすものとす。申立と同時に略式裁判における一切の

記録の謄本を認證してこれを提出することを要す。右記録は一切の證言並びに委員會の報告及び命令を含むものとす。申立書及び謄本の提出ありたるときは裁判所は當該個人、合名會社又は營利團體にその通知を送達すべし。裁判所右の通知を發したるときは該略式裁判及びそれによりて決定せられたる事項につき裁判權を有し且つ準備書面、證言及び謄本に記載せられたる手續に照して委員會の命令を確認し變更し又は取消す權限を有す。委員會の事實に關する認定が證言と一致したるときは反證を許さず。當事者新なる證據の提出を裁判所に申立てたるときは右の新なる證據が重要にして、且つ委員會の略式裁判において右の證據を提出せざりしことにつき相當の理由ありと認めたるときに限り裁判所は右の證據を委員會に提出せしめ裁判所の適當と認むる方法及び條件により取調をなさしむる旨の命令を發することを得。委員會は新に提出せられたる證據により事實に關する自己の認定を變更し又は新なる認定をなすことを得。新なる證據の返送と同時に右の變更したる認定又は新なる認定及び原命令の變更若しくは取消を希望するときはその希望を提出すべし。變更したる認定又は新なる認定證言と一致したるときは反證を許さず。巡回控訴裁判所の判決はこれを終審判決とす。但し右の判決が訴訟法第二百四十條の規定に従ひ調書移送命令 (certiorari) を以て大審院の覆審に付せられたるときはこの限りにあらず。委員會の命令により當該競争の方法を停止すべきことを要求せられたる當事者は右命令の取消を求むる申立書を巡回控訴裁判所に提出してその覆審を求むることを得。右申立書の寫は直にこれを委員會に送達することを要す。委員會寫の送

達を受けたるときは直に前項に規定せられたる記録の謄本を裁判所に提出すべし。裁判所謄本の提出を受けたるときは委員會がその命令の執行を求むる場合に準じ委員會の命令を確認し取消し又は變更する権限を有す。委員會の事實に關する認定が證言と一致したるときその反證を許さざること前記の場合に同じ。

委員會の命令を執行し取消又は變更する裁判權は合衆國巡回控訴裁判所に專屬す。

巡回控訴裁判所における右訴訟手續は同裁判所に繫屬せる他の事件に對して優先權を有し速にその審理をなすことを要す。個人、合名會社又は營利團體が反トラスト法の下に有する責任は委員會の命令又はその命令を執行する旨の裁判所の判決によりてこれを免るることを得ず。

本條の規定による委員會の詰問狀、命令及びその他の令狀の送達は委員會が正當に權限を付與したる者により(一)送達を受くべき個人、合名會社の社員の一人又は營利團體の社長、主事、その他の常務員 (executive officer) 若しくは取締役の一人に右の寫を交付し又は(二)送達を受くべき個人、合名會社若しくは營利團體の主たる事務所若しくは營業所に右の寫を差置き(三)送達を受くべき個人、合名會社若しくは營利團體に對しその主たる事務所若しくは營業所に宛て右の寫を書留郵便に付するによりてこれを爲す。委員會の詰問狀、命令又はその他の令狀を送達したる者が送達の方法を記載して宣誓を附記せる報告書はこれを以て右送達方法の證據とす。詰問狀、命令又はその他の令狀を郵便に付したるときは書留郵便受領證書を以て右送達の證據とす。

第六條 委員會は左に掲ぐる行爲をなすことを得。

一 商業に従事する營利團體の組織、營業、行動、業務及び經營並びに他の營利團體、個人又は合名會社との關係につき報告を集め又は適宜調査をなすこと。但し商業取締法に服する銀行及び運輸業者についてはこの限りにあらず。

二 一般命令又は特別命令 (General or special order) により商業に従事する總ての營利團體、その一部又は特定の營利團體に對し委員會の指定したる方式に従ひ詰問事項につき年次若しくは特別又はその兩者の報告若しくは回答を提出せしむること。但し商業取締法に服する銀行及び運輸業者についてはこの限りにあらず。右報告書を提出すべき營利團體は各その組織、營業、行動、業務及び經營並びに他の營利團體、合名會社又は個人との關係につき委員會の要求に従ひ答申をなすべし。右報告又は回答は宣誓により又は別に委員會の指定したる方法により、これを作成し委員會の指定したる相當の期間内にこれを提出することを要す。但し委員會により期間の延長を許可せられたるときはこの限りにあらず。

三 反トラスト法違反を防止又は制限するため合衆國により提起せられたる訴訟において被告たる營利團體に對し敗訴の確定判決ありたるとき自己の發意により判決の履行状態につき調査をなすこと。檢事總長の申立あるときは委員會は右調査をなすことを要す。委員會は調査の結果に基き事實に關する認定及び希望事項を記載せる報告を檢事總長に交付すべし。右報告は委員會の裁量に

よりこれを公表すべし。

四 大統領又は議會の指圖により營利團體に對する反トラストと法違反の被疑事件につき事實を調査し及び報告をなすこと。

五 檢事總長の申立に基き反トラスト法違反の被疑者たる營利團體が爾後法律に準據してその組織、經營及び營業活動を維持するため必要なる業務の改善につき調査をなし勸告をなすこと。

六 取引上の秘密及び顧客の氏名を除くの外その受理したる報告にして公衆の利益に適すと認めたるものを隨時公表し議會に年次報告及び特別報告をなし並びに新なる立法に關する希望を提出すること。尙公衆に知らしめ公衆の利益に資するに最も適當なる形式及び方法によりその報告及び決定を公表するための準備をなすこと。

七 適宜營利團體を分類し本法の規定を施行するに必要な規則を設くること。

八 外國の生産業者、商人若しくは貿易業者の組合 (association) 若しくは結合 (combination) 又はこれらの者の慣習又はその他の條件にして合衆國の外國貿易に影響あるときはその國の取引状態及びその國との取引状態につき適宜調査をなし適當と認むる希望を附してこれを議會に報告すること。

第七條 反トラスト法の條項に従ひ檢事總長又はその指圖により提起せられたる衡平法上の訴訟において裁判所證人の訊問を終へたる後原告が法律上の救済を受くべき權利を有すと認めたるときは右

の訴訟事件を衡平裁判所の事實審判官 (master) たる本委員會に移送し訴訟につき適當なる判決の形式を決定せしめてこれを報告せしむることを得。委員會は裁判所の指定に係る當事者への通知方法及びその他の手續方法により審理を行うべし。委員會の報告に對する異議の申立及びその手續については他の衡平法上の事件における事實審判官の報告に關する規定を準用す。この場合においては裁判所は右の報告の全部若しくは一部を採用し又は却下し自己の判斷により事件の内容に適應せる判決をなすことを得。

第八條 大統領の命令ありたるときは政府の各省及び各局は委員會の要求に應じて本法の條項に該當する營利團體に關しその有する一切の記録、文書及び報告を委員會に提供し且つ何時にても大統領の命令したる官吏又は使用人をして委員會の職務に當らしむべし。

第九條 委員會又は正當に權限を與えられたるその代理人は本法の目的遂行のため普通の時刻においては何時にても調査を受けつつある營利團體又は被告たる營利團體に調査の目的を以て立入り如何なる書類にてもこれを謄寫することを得。委員會は召喚狀により證人に出席及び證言を求め調査中の事項に關係ある一切の書證の提出を求むることを得。召喚狀には委員の何れかの一人の署名あるを以て足る委員會の委員及び調査員は宣誓を行わしめ證人の訊問をなし證據を受理すること。

前項の證人の出席及び書證の提出の要求は訊問の場所の如何を問はず合衆國の何れの地方に對してもこれを發することを得。召喚に應ぜざるときは委員會は證人の出席及び證言並びに書證の提出を

求むるため合衆國の何れの裁判に對してもその助力を求むることを得。

營利團體又はその他の召喚に應ぜず又は應ずることを拒みたるときは審理の行わゆる場所の管轄權を有する合衆國區裁判所は右營利團體又は個人に對し委員會に出頭し書證を提出し又は係争事項に關する證據を提出すべき旨の要求をなすことを得。右の裁判所の命令に應ぜざる時は、法廷侮辱（命令違反 contempt）として裁判所これを罰することを得。

委員會の要求により檢事總長の申立ありたるときは合衆國裁判所は個人又は營利團體に對し本法の條項又は本法に準據せる委員會の命令に服従することを命ずる旨の命令狀を發するの權限を有す。委員會は本法により繫屬中の略式裁判又は調査が如何なる程度にあるを問はず宣誓によりて證言をなすべきことを命ずることを得。宣誓は何人たりとも宣誓を司る權限を有する者委員會の指定によりてこれをなさしむることを得。右の證言については宣誓をなさしめたる者又はその指揮を受けたる者これが調書を作成し宣誓者をして署名せしむべし。何人といえども命令ありたるときは委員會に出頭し宣誓をなし及び書證を提出することを要す。委員會に出頭し證言をなし及び書證を提出すべきことを強制せらるることを規定したる證人に關する本項の規定はこの場合にこれを準用す。委員會に召喚せられたる證人に對しては合衆國裁判所における證人に對すると同額の日常及び旅費を支給す。宣誓をなしたる證人及び宣誓をなさしめたる者に對しては必ず合衆國裁判所において同一の事柄をなせる者に對すると同額の日常を支給することを要す。

何人といえども要求せられたる證言、書證又はその他の證據物の提出によりその刑事訴追を受け又は罰金若しくは沒收に處せらるる虞あるを理由として委員會に出頭して證言をなし又は命令に應じて書證を提出することを拒むことを得ず。委員會の召喚により委員會において證言をなし又は書證若しくはその他の證據物を提出したる場合においては何人といえども右の證言又は證據物に現れたる取引、事件若しくは物件のために罰金又は沒收に處せらるることなし。但し證言をなしたる者その證言において偽證をなしたるときは刑事訴追及び處罰を免るることを得ず。

第十條 委員會の召喚又は適法なる要求に従いて（イ）出頭して證言をなさず（ロ）適法なる質問に答えず又は（ハ）書證を提出せざる者は已むを得ざる場合を除くの外その故意たる過失たるを問はず罪を犯したる者とし管轄權を有する裁判所の判決により一千ドル以上五千ドル以下の罰金若しくは一年以下の禁錮又はその兩者に處す。

本法の規定により作成すべき報告書に故意に事實に關する虚偽の記載をなし若しくはなさしめたる者、本法の適法を受くる營利團體の出納簿、記録若しくは取引通知書（memorandum）に故意に虚偽の記入をなし若しくはなさしめたる者、右の營利團體の營業に關する一切の事實及び取引につき出納簿、記録若しくは取引通知書に遺漏なく眞實正確なる記入をなし若しくはなさしむることを故意に怠り若しくは故意に行わざりし者、故意に合衆國の裁判管轄區域外に移住したる者、右の營利團體の有する書證を故意に毀損し、變造し若しくはその他の方法により變改したる者又は右の營

利團體の書證にして自己の所持し若しくは管理せるものを調査及び謄寫のため委員會若しくは権限を付與せられたるその代理人に提出することを故意に拒みたる者は合衆國に對する罪を犯したる者とし管轄權ある合衆國裁判所の判決により一千ドル以上五千ドル以下の罰金若しくは三年以下の禁錮又はその兩者に處す。

本法の規定により年次報告又は特別報告の提出を求められたる營利團體委員會の定めたる提出期間内にその提出をなさず催促の通知を受けたる日より三十日に及ぶも尙提出をなさざるときは右の遅延の期間一日百ドルの割にて合衆國に過料を支拂うべし。右の過料は合衆國國庫にこれを納付することを得。右の過料は合衆國の名により當該營利團體の營業地の管轄裁判所に民事訴訟を提起してこれを取立つることを得。檢事總長の指揮の下に過料取立のための訴追をなすは地方檢事の職務とす。右の訴追に要したる費用は合衆國裁判所經費よりこれを支出すべし。委員會の役員又は使用人にして委員會の受取りたる報告をその委託を得ずして公表したる者は裁判所の指揮ありたる場合を除くの外輕罪の罪を犯したるものとし裁判所の裁量により五千ドル以下の罰金若しくは一年以下の懲役又はその兩者に處す。

第十一條 反トラスト法又は商業取締法の規定は本法によりその效力を停止若しくは妨げらるることなし。本法の規定は反トラスト法又は商業取締法の全部若しくは一部を變更し又はその效力を失わしむることなし。

六 クレイトン法 The Clayton Act

(千九百十四年十月十五日)

不法なる制限及び獨占到對する現行法を補足し及びその他の目的を有する法律

第一條 本法において「反トラスト法」とは千八百九十年七月三日裁可の「不法なる制限及び獨占到對し取引及び商業を保護する法律」と稱せらるる法律、千八百九十四年八月二十七日裁可の「租税を輕減し政府の收入に資し及びその他の目的を有する法律」と稱せらるる法律の第七十三條乃至第七十七條、千九百十三年二月十二日裁可の「千八百九十四年八月二十七日の(租税を輕減し政府の收入に資し及びその他の目的を有する法律)と稱せらるる法律の第七十三條乃至第七十六條を改正する法律」と稱せらるる法律及び本法を含む。

本法において「商業」と稱するは各州相互間及び各州と外國との間、又はコロンビア區若しくは合衆國屬領と州、屬領若しくは外國との間、又は屬領島嶼若しくは合衆國の法權の下に在るその他の場所相互間又は屬領島嶼若しくはその他の場所と合衆國の州、屬領、コロンビア區若しくは外國との間、又はコロンビア區内、屬領内、屬領島嶼内若しくは合衆國の法權の下に在るその他の場所内における取引又は商業を謂う。但し本法の規定はフィリッピン諸島にはこれを適用せず。

本法における「者」("person" or "persons")と稱するは合衆國法、その屬領法、州法又は外國

法によれる法人 (corporation) 及び組合 (association) を含むものとす。

第二條 商業に従事する者その商業に當り合衆國、その屬領、コロンビア區、屬領島嶼又は合衆國の法權の下に在るその他の場所において使用、消費、若しくは轉賣のため販賣せらるる商品の買主の間の價格につき直接又は間接に差別を設くるは、その差別の結果取引において事實上競争を減少せしめ又は獨占を生ずるに至るべき場合においてはこれを違法なるものとす。但し、販賣する商品の等級、品質又は數量の差異に因り買主の間に價格の差別を設くるはこれを妨ぐることなし。販賣費若しくは輸送費の差異又は競争に應ずるため善意に設けられたる同一若しくは異なる地域における價格の差別についてはこれを適當に斟酌するものとす。又商品販賣を業とする者が取引を制限することなく取引において自己の顧客を選択するを妨ぐることなし。

第三條 商業に従事する者その商業に當り賃借人又は買主が、自己と競争の立場に在る者の商品、器具、食料品、その他の物の使用又は取扱をなさざる旨の條件、合意又は諒解の下に合衆國、その屬領、コロンビア區、屬領島嶼又は合衆國の法權の下に在るその他の場所において商品、器具、食料品、その他の物の賃貸、販賣若しくは販賣契約をなし又はその價格を定め若しくはこれを割引するは、その特許を受けたる物たるを否とを問はず右賃貸、販賣若しくは販賣契約又は右條件、合意若しくは諒解の結果取引において事實上競争を減少せしめ又は獨占を生ずるに至るべき場合においては、これを違法なるものとす。

第四條 反トラスト法において禁止せられたる事項によりその營業又は財産に損害を被りたる者は、係争價格の如何に拘らず、被告の住居し現在し又は代理人を有する地の合衆國地方裁判所に出訴しその受けたる損害の三倍並びに訴訟費用及び相當の辯護料を回復することを得。

第五條 將來、合衆國により又は合衆國のために反トラスト法に基き提起せらるる刑事訴訟又は衡平法上の訴訟において被告が反トラスト法に違反したる旨の確定判定ありたるときは、他の者より同一被告に對し同法に基き訴訟の提起せられたる場合、右の判決が當事者間において禁反言 (estoppel) となれる一切の事項につき右の判決はこれを明白なる證據とす。但し、證據調の行わるる前になされたる和解裁判 (consent judgment) については本條を適用せず、現在繫屬中の刑事訴訟又は衡平法上の訴訟にして證據調の開始ありたるも、その完結せざりしものにおいて更に證據調の行わるる前になさるる和解裁判についても亦同じ。

反トラスト法違反を防止し又は處罰するため合衆國により衡平法上の訴訟又は刑事訴訟の提起せられたるときは、その訴訟における係争事項に基き反トラスト法により發生したる各人の訴訟につきては右の訴訟の繫屬中訴訟期間制限法 (Statute of Limitations) の效力を停止す。

第六條 人の勞働力は商品 (commodity) 又は商業の目的物 (article of commerce) に非ず反トラスト法の規定は相互扶助を目的として設立せられたる勞働、農業又は園藝上の團體にして資本金を有せず營利を目的とせざるもの存在及び活動を禁止し、又はその團體の加入者がその適法なる目

的を遂行するを禁止し若しくは制限するものと解せられることなし。反トラスト法上右團體又はその加入者は取引を制限する違法なる結合 (combination) 又は申合 (conspiracy) とも解せられることなし。

168

第七條 商業を主とする會社が他の同じく商業を業とする會社の株券、その他の株式資本の全部又は一部を直接又は間接に取得するの行爲はその結果取得會社と被取得會社との間における競争を事實上減少せしめ或る地域における當該商業を制限し又は或る取引の獨占を生ずるに至るべき場合においてこれをなすことを得ず。

會社が商業を業とする二以上の會社の株券その他の株式資本の全部又は一部を直接又は間接に取得するの行爲は、その取得結果又は票決若しくは代理權授與その他による右株式の使用の結果、その被取得會社間の競争を事實上減少せしめ或る地域における當該商業を制限し又は或る取引の獨占を生ずるに至るべき場合においてはこれをなすことを得ず。

本條は、會社にして單に投資の目的を以て株式の買入をなし競争の事實上の減少を目的として票決、その他その株式の使用をなすにあらざるものについては、これを適用せず。本條の規定は、商業を業とする會社が子會社 (subsidiary corporations) を設立してその本來の營業並びに當然これに附隨すべき事業を行わしめ又は當該子會社の株式の全部若しくは一部を所有するを妨ぐるることなし。但し、右子會社の設立が事實上競争を減少せしむるものとなるときはこの限りにあらず。

本條の規定は、商業取締法に服する運輸會社がその本線の培養となるべき位置に支線の敷設せられるを援助し又は當該支線の株式の全部又は一部を取得するを禁止するものと解せられることなし。かかる運輸會社が獨立の會社により敷設せられたる支線の株式の全部若しくは一部を取得せんとする場合において、その支線を有する會社と本線を有する當該取得會社との間に事實上の競争なきとき、又はかかる運輸會社が他の運輸會社の株式その他を取得する方法によりその營業線を擴張せんとする場合においてその擴張を行う會社と當該取得會社との間に事實上の競争なきときにつきても亦同じ。

本條の規定は法律上既に取得せられたる權利に影響を及ぼし又はこれを毀損することなし。但し本條の規定は從來反トラスト法により禁止せられ又は違法とせられたる事項を公認し又はこれを適法のものとなすことなく及び同法に定められる刑罰規定又は民事救済より何人をも免れしむるものには非ず。

第八條 本法裁可の日より二年以後においては何人たりとも合衆國の法律により設立せられ又は營業する銀行、銀行組合又は信託會社にして預金資本金、剩餘金及び未配當利益金の合計五百萬ドルを超過するもの同時に二以上の取締役その他の役員又は使用人たることを得ず。又州の法律により設立せられ且つ營業する銀行又は信託會社にして預金、資本金、剩餘金及び未配當利益金の合計五百萬ドルを超過するものの取締役たる私人は、合衆國の法律により設立せられ又は營業する銀行又は銀

行組合の取締役に選任せられることを得ず。右の規定による取締役、役員又は使用人の被選任資格の有無は、銀行、銀行組合又は信託會社が毎年行ふ取締役選舉當日直前の會計年度内に法律の規定により作成したる一覽表に表示せられたる預金、資本金及び未配當利益金の各平均額によりてこれを定む。本法の規定によりて選舉又は選任せられたる取締役、役員又は使用人は爾後一年間右の選舉又は選任の下に適法にその職に就くものとす。

合衆國の法律により設立せられ又は營業する銀行、銀行組合又は信託會社にして過般の合衆國國勢調査により人口二十萬以上の市町村に在るものは、私人(銀行家)又は同一の場所に在る他の銀行、銀行組合若しくは信託會社の取締役、その他の役員若しくは使用人をその取締役その他の役員又は使用人となすことを得ず。但し、本條の規定は株券によりて表わさるる株式資本を有せざる相互貯蓄銀行にはこれを適用せず。一方の株式資本の全部が他方の株主により所有せらるる場合においては銀行、銀行組合又は信託會社の取締役その他の役員又は使用人は合衆國の法律により設立せらるる他の一を超えざる銀行又は信託會社の取締役その他の役員又は使用人となることを得。又本條の規定は聯邦準備(銀行)法に所謂A級の聯邦準備銀行の取締役が一の組合銀行の役員若しくは取締役又その兩者となることを妨ぐることなし。

本法裁可の日より二年以後においては何人たりとも同時に二以上の會社にしてその何れかの資本金、剩餘金、未配當利益金の合計百萬ドル以上にしてその事業の全部又は一部が商業たるものの取締役たることを得ず。但し、銀行、銀行組合、信託會社並びに千八百八十七年二月四日裁可の商業取締法に服する運輸業者を除き且つ當該會社がその營業及び活動場所の關係上現に競争者たり又は將來競争者たるべき場合において、その相互間における申合による競争の排除が反トラスト法の規定違反となる場合に限る。右の規定による取締役の被選舉資格の有無は當該營利團體 (corporation) の取締役の選舉直前の會計年度の末における資本金、剩餘金及び株主に對して既に發表したるも未だ配當をなさざる配當割當金以外の未配當利益金の總計によりてこれを定む。本法の規定によりて取締役に選舉せられたる者は爾後一年間適法にその職に就くものとす。

本法の適用を受くる銀行又はその他の營利團體の取締役若しくは役員として選舉せられ又は使用人として選任せられたる者が、選舉又は選任の時にその地位において當該銀行又はその他の營利團體のために行爲をなす資格を有するときは、當該銀行又は營利團體の事情に變更を生じたる場合においても、その原因の如何にかかわらず、本法に特別の規定なきときといえども、その選舉又は選任の日より一年間適法に各その地位において行爲をなす資格を有し、何ら本法の規定に觸るることなし。

第九條 運輸業者として商業に従事する商會 (firm) 組合 (association) 又は會社 (corporation) の社長、取締役、役員又は支配人が、當該商會、組合又は會社の金錢、資金 (fund)、金錢債權 (credit)、證券 (securities) 若しくは所有物 (property or assets) としてその全部又は一部が

當該商業より生じ又はそのために使用せらるるものを横領、窃取、私消し又は故意にこれを悪用し若しくはその悪用を許容し又は故意に若しくは情を知りてこれを自己若しくは他人のために流用したるときは、重罪の罪を犯したる者とし裁判所の裁量により五百ドル以上の罰金若しくは一年以上十年以下の禁錮 (penitentiary) に處し又はこれを併科す。

本法による刑事訴追は犯罪地の合衆國地方裁判所にこれを提起することを得。

本條の規定は、各州の裁判所が當該州の法律の下に有する管轄權を排除し又は妨ぐることなし。州の法律により有罪又は實體法上 (on merits) 無罪の判決ありたるときは同一行為につき本法による刑事訴追をなすことを得ず。

第十條 本法裁可の日より二年以後においては商業に従事する運輸業者が、その取締役、社長、支配人、購買員、販賣員又は個々の取引における代理人として同時に他の營利團體、商會、合名會社若しくは組合の取締役、支配人、購買員若しくは販賣員たる者又は他の營利團體、商會、合名會社若しくは組合と事實上の利害關係ある者を有するときは、右の運輸業者は當該營利團體、商會、合名會社若しくは組合との間に一年の金額五萬ドルを超えて食料品若しくはその他の商品に關する取引をなし又は建築若しくは保存のための契約をなすことを得ず。但し、右の賣買又は取引が法規若しくは州際商業委員會 (Interstate Commerce Commission) の規定による競争において當該運輸業者のために最も有利なる入札者により又はその者との間になされたるときは、この限りにあらず。

入札と同時に入札者の住所氏名、又は入札者が營利團體なるときはその役員、取締役及び總支配人の住所氏名、又は入札者が合名會社若しくは商會なるときはその社員の住所氏名を表示するに非ざれば入札を受理することを得ず。

他人の入札を妨ぐるため何らの行為を爲したる者若しくはなさんとする者、又は入札者若しくは入札せんと欲する者の間における自由にして公正なる競争を妨ぐるため、何らかの行為をなしたる者は役員又は支配人に關し本條に定むる所によりてこれを罰す。

運輸業者前項の規定による取引又は賣買をなしたるときはその行為の日より三十日以内に當該競賣の方法、入札者の氏名及び入札をなせる營利團體の取締役及び役員の住所氏名又は入札をなせる商會若しくは合名會社の社員の住所氏名を記載せる遺漏なく且つ詳細なる該取引の報告を州際商業委員會に提出すべし。州際商業委員會調査又は訊問の結果、當該賣買又は取引に際し法律違反ありたると認めたるときは、當該取引に關する一切の書類、文書及びそれに對する自己の見解若しくは認定を檢事總長に傳達すべし。

運輸業者本條の規定に違反したるときは二萬五千ドル以下の罰金に處し、その取締役、代理人、支配人又は役員にして右の違反を構成する行為に賛成し若しくはこれを指圖したる者、又はその行為を幫助し若しくは教唆したる者は輕罪 (misdemeanor) の罪を犯したる者とし、裁判所の裁量により五千ドル以下の罰金若しくは一年以下の禁錮に處し又は之を併科す。

第十一條 本條第二條、第三條、第七條及び第八條の規定を當該規定に該當する者をして履行せしむる權限は、運輸業者につきては州際商業委員會これを有し、銀行、銀行組合及び信託會社につきては聯邦準備局 (Federal Reserve Board) これを有し、その他の性質の商業につきては總て聯邦通商委員會 (Federal Trade Commission) これを有す。

右の管轄權を付與せられたる委員會又は局において本法第二條、第三條、第七條及び第八條に對する違反ありと認めたるときは、當該事件に關する摘發事項 (charges) を記載し、一定の日時場所において訊問をなすべき旨の通知を含める詰問狀 (complaint) を發し、これを本人に送達すべし。訊問の日は詰問狀送達の日より三十日以後たることを要す。被告は所定の日時場所に出頭し、右の詰問狀に摘發せられたる違反行爲を停止すべき旨の命令を發すべからざる理由を供述する權利を有す。申立をなしたる者相當の理由を示したるときは、委員會又は局の許可により本人自身又は訴訟代理人を以て右の略式裁判 (Proceeding) に參加することを得。右の略式裁判における證言については總て調査を作り委員會又は局の事務所にこれを保管すべし。事件の種類により委員會又は局が訊問をなしたる後、本法第二條、第三條、第七條及び第八條に對する違反ありとめたるときは事實に關するその認定を記載せる報告書を作成し且つ本人に對し該違反行爲を停止すべきこと、及び本法第七號及び第八號の規定に違反して株券を所有し又は取締役を選任したるときは指定したる方法に依り指定したる期間内に右の株券を處分し取締役を解任すべきことを要求する旨の命令を發しこ

れを本人に送達すべし。

次項の規定に従い適當と認むる方法により右の訊問書の謄本を合衆國巡回控訴裁判所に提出する以前においては、委員會又は局は何時にても本條に基き作成し又は發したる報告又は命令の全部又は一部を變更し又は取消すことを得。

委員會又は局の命令の有効期間中當該被告その命令に従わず又は従うことを怠りたるときは、委員會又は局は合衆國巡回控訴裁判所にその命令の執行を求むる旨の申立をなすこと得。右の申立は當該違反行爲ありたる地又は本人の住所若しくは營業所の所在地の巡回控訴裁判所に對してこれをなすものとす。委員會又は局は申立と同時に略式裁判における一切の記録の謄本を認證してこれを提出することを要す。右記録は一切の證言並びに委員會又は局の命令及び報告を含むものとす。申立書及謄本の提出ありたるときは裁判所は被告にその通知を送達すべし。裁判所は右の通知を發したるときは、該略式裁判及びそれによりて決定せられたる事項につき裁判權を有し、準備書面 (pleading)、證言及び謄本に記載せられたる手續に照して委員會又は局の命令を確認し (affirm)、變更し又は取消す旨の判決をなす權限を有す。事實に關する委員會又は局の認定が證言と一致したるときは反證を許さず。當事者新たなる證據の提出を裁判所に申立てたるときは右の新なる證據が重要にして且つ委員會又は局の略式裁判において右の證據を提出せざりしことにつき相當の理由ありと認めたるときに限り裁判所は右の證據を委員會又は局に提出せしめ裁判所の適當と認むる方法及